

昭和三十八年九月

四日市市議会会議録目次

才一号(九月二日)

ページ

会期の決定について……………一〇二

故議員野呂幸太郎君に対する追悼の辞……………一〇二

昭和三十八年度四日市市市税入歳出才六回追加更正予算その他について……………一〇三

四日市市役所出張所設置条例の一部改正その他について……………一〇五

町の区域の設定その他について……………一〇八

市有地の交換その他について……………二〇九

水沢野田町及び和無田町
堂ヶ山町簡易水道建設事業について……………三〇一

予算外義務負担契約その他について……………三〇二

請負契約の締結その他について……………三〇三

才二号(九月五日)

一般質問

喜多野等君

失対問題について……………四〇二

安垣勇君

道路問題について……………四〇七

訓覇也男君

教育、財政その他について.....

五三

伊藤太郎君

学校建築の遂行その他について.....

六五

須藤総太郎君

西浦区画整理その他について.....

七三

早川和一君

学校給食について.....

七八

酒井昌一君

災害対策その他について.....

八〇

大島武雄君

公害問題その他について.....

九四

才三号（九月六日）

一般質問

坂上長十郎君

市財政と市政の運営について.....一四二

野崎貞芳君

四日市警察署移転候補地の問題その他について.....一六三

橋詰興隆君

公会堂等の公共的施設の管理保全について.....一六六

日比義平君

公害と市営住宅の移転その他について.....一七二

前川辰男君

市税について.....一八二

志積政一君

道路行政その他について.....一九〇

笠田七衛君

北部開発計画の具体化について.....二〇一

昭和三十八年度四日市市歳入歳出才六回追加更正予算その他について

質疑：委員会付託.....二〇六

予算外義務負担契約その他について

質疑：委員会付託.....二一六

上水道施設の取得その他について

議案説明：質疑：委員会付託.....二一六

才四号（九月十二日）

昭和三十八年度四日市市歳入歳出才六回追加更正予算その他について

委員長報告：質疑、討論、議決……………	一三六
予算外義務負担契約その他について	
委員長報告：質疑、討論、議決……………	二五二
収入役の選任について	
議案説明：質疑、討論、同意……………	二五六
公平委員会委員の選任について	
議案説明：質疑、討論、同意……………	二五七
教育委員会委員の任命について	
議案説明：質疑、討論、同意……………	二五八
請願書等審査結果報告その他について	
採否決定……………	二五九

昭和三十三年九月二日

四日市市議会定例会会議録（第一号）

四日市市議会

昭和三十一年八月四日市市議會定例会議事速記錄 第一号

○昭和三十一年九月二日(月曜日)午後二時六分開會

○出席議員(三十七名)

宮	鈴	伊	志	前	喜	岩	坪	安	藤	錦	北	伊	酒	米
崎	木	藤	積	川	多	田	井	垣	谷		村	藤	井	田
春	愛	太	政	辰		久	妙		祐	安	与	宗	昌	好
吉	次	郎	一	男	等	雄	子	勇	一	吉	市	一	一	兼
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	速
														記

水道局長 岩野見齊君

副事務長 田中正一郎君
市立病院事務長 松野蕨亮君

消防課長 竹内鉄雄君
総務課長 黒田八二郎君

開発部企画室長	阿南輝彦君	監理課長	杉本治芳君	港湾課長	上杉勇君	都市計画課長	長谷川正逸君	土木課長	杉本義広君	清掃才二課長	荒木三郎君	清掃才一課長	山北彰君	衛生課長	土井久之君	社会福祉事務所長	西川敏郎君	年金課長	大平源弥君
---------	-------	------	-------	------	------	--------	--------	------	-------	--------	-------	--------	------	------	-------	----------	-------	------	-------

保	民	事	耕	農	商	徴	税	市	財	総	会	人	開	建	土	衛	厚
險	生	業	地	林	工	収	務	民	務	務	計	事	発	設	木	生	生
課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	局	部	部	部	部
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
川	村	森	天	芝	三	新	平	喜	伊	天	小	佐	鬼	白	城	中	村
口	山		野	田	輪	山	井	田	藤	野	林	々	頭	峰	井	山	木
		市	助	敬	喜		清	喜	涼	正		晃	鉄	久	義	英	喜
喜	了	郎	春	太	代	篤	三	重	一	春	清	精	郎	駿	夫	郎	代
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

技 術 部 長	山 本 文 雄 君
総 務 課 長	滝 伝 之 助 君
業 務 課 長	小 林 正 君
工 務 課 長	加 藤 弘 君
拡 張 課 長	美 濃 部 博 美 君

教 育 委 員 長	杉 浦 西 太 郎 君
教 育 課 長	山 本 軍 一 君
総 務 課 長	小 林 義 喜 君
学 校 教 育 課 長	伊 藤 正 男 君
社 会 教 育 課 長	西 尾 勇 君

○市議会议務局（五名）

事 務 局 長	菊 地 英 也 君
議 事 係 長	川 原 田 裕 君
調 査 係 長	小 坂 靖 君
主 事	坂 倉 紀 久 君
主 事 補 佐	藤 正 俊 君

○議事日程・才一号

昭和三十八年九月二日（月曜日）午後二時開議

- 才一 会議録署名議員の指名について
- 才二 会期の決定について
- 才三 故議員野呂幸太郎君にたいする追悼の辞
- 才四 議案才九八号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才六回追加更正予算……………議案説明
- 才五 議案才九九号 昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳入歳出才二回追加予算……………
- 才六 議案才一〇〇号 昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳入歳出才一回追加更正予算……………
- 才七 議案才一〇一号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計才一回追加更正予算……………
- 才八 議案才一〇二号 昭和三十七年度四日市市水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定について……………
- 才九 議案才一〇三号 起債について……………
- 才一〇 議案才一〇四号 起債について……………
- 才一一 議案才一〇五号 起債条件更正について……………
- 才一二 議案才一〇六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………

才一三	議案才一〇七号	四日市市税条例の一部改正について……………	議案説明
才一四	議案才一〇八号	四日市市都市計画税条例の一部改正について……………	〃
才一五	議案才一〇九号	四日市市社会福祉事務所設置条例の一部改正について……………	〃
才一六	議案才一一〇号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………	〃
才一七	議案才一一一号	四日市市体育施設使用条例の一部改正について……………	〃
才一八	議案才一二二号	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	〃
才一九	議案才一二三号	四日市市養老施設条例の一部改正について……………	〃
才二〇	議案才一二四号	町の区域の設定について……………	〃
才二一	議案才一二五号	町の区域の変更について……………	〃
才二二	議案才一二六号	住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について……………	〃
才二三	議案才一二七号	市有地の交換について……………	〃
才二四	議案才一二八号	土地の取得について……………	〃
才二五	議案才一二九号	市有地の処分について……………	〃
才二六	議案才一三〇号	文教施設の取得について……………	〃
才二七	議案才一三一号	有価証券の売却について……………	〃
才二八	議案才一二二号	水沢野田町及び和無田町簡易水道建設事業について……………	〃
才二九	議案才一二三号	予算外義務負担契約について……………	〃

才三〇	議案才一二四号	農業土木災害復旧事業費立替金に関する契約について……………	議案説明
才三一	議案才一二五号	雨池排水路改良費立替金に関する契約について……………	〃
才三二	議案才一二六号	請負契約の締結について……………	〃
才三三	議案才一二七号	請負契約の締結について……………	〃
才三四	議案才一二八号	工事請負契約の更正について……………	〃
才三五	議案才一二九号	購入契約の締結について……………	〃

○本日の会議に付した事件

才一	会議録署名議員の指名について
才二	会期の決定について
才三	故議員野呂幸太郎君にたいする追悼の辭
才四	議案才九八号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才六回追加更正予算
才五	議案才九九号 昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳入歳出才二回追加予算
才六	議案才一〇〇号 昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳入歳出才一回追加更正予算
才七	議案才一〇一号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計才一回追加更正予算
才八	議案才一〇二号 昭和三十七年度四日市市水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定について
才九	議案才一〇三号 起債について
才一〇	議案才一〇四号 起債について

- 才二一 議案才二〇五号 起債条件更正について
- 才二二 議案才二〇六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
- 才二三 議案才二〇七号 四日市市税条例の一部改正について
- 才二四 議案才二〇八号 四日市市都市計画税条例の一部改正について
- 才二五 議案才二〇九号 四日市市社会福祉事務所設置条例の一部改正について
- 才二六 議案才二一〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 才二七 議案才二一一号 四日市市体育施設使用条例の一部改正について
- 才二八 議案才二一二号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 才二九 議案才二一三号 四日市市養老施設条例の一部改正について
- 才三〇 議案才二一四号 町の区域の設定について
- 才三一 議案才二一五号 町の区域の変更について
- 才三二 議案才二一六号 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 才三三 議案才二一七号 市有地の交換について
- 才三四 議案才二一八号 土地の取得について
- 才三五 議案才二一九号 市有地の処分について
- 才三六 議案才二二〇号 文教施設の取得について
- 才三七 議案才二二一号 有価証券の売却について

- 才二八 議案才二二二号 水沢野田町及び^{和無田町}堂ヶ山町簡易水道建設事業について
- 才二九 議案才二二三号 予算外義務負担契約について
- 才三〇 議案才二二四号 農業土木災害復旧事業費立替金に関する契約について
- 才三一 議案才二二五号 雨池排水路改良費立替金に関する契約について
- 才三二 議案才二二六号 請負契約の締結について
- 才三三 議案才二二七号 請負契約の締結について
- 才三四 議案才二二八号 工事請負契約の更正について
- 才三五 議案才二二九号 購入契約の締結について

○議長(田村末松君) ただいまより、昭和三十八年九月四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、三十七名であります。

本日の議事につきましては、議事日程才一号により取り進めたいと思っておりますからよろしくお願いいたします。要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配付いたしました要求書写のとおりであります。

なお本日は、庄司助役は遅刻、二宮助役と教育委員長が欠席しておりますから御了承願います。

○議長(田村末松君) ただいまより、会議を開きます。

日程才一、会議録署名議員の指名を行ないます。本定例会の会議録署名議員は、^{守垣}議員、坪井議員にお願いすることいたします。

○議長(田村末松君) 次に、日程才二、会期の決定についてを議題といたします。今期定例会の会期は、本日より九月十二日までの十一日間といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よって会期は十一日間と決定いたしました。

○議長(田村末松君) 次に、日程才三、故議員野呂幸太郎君に対する追悼の辞。議員野呂幸太郎君は、去る八月十二日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。笠田議員から発言を求められておりますので、この際御発言をお願いいたします。

笠田議員、どうぞ。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 議員野呂幸太郎君には去る八月十二日病氣のため逝去されました。同僚議員として誠に痛惜に堪えません。

野呂君は明治三十九年生れの五十七歳、先に逝去されました山本議長は四十九歳、ともに大政治家としての御活躍はこれからという時に亡くなられました。この世の無情に対して憤りさえ感ずるものであります。野呂君は学校卒業後ただちに日本通運株式会社に入り、昭和三十年退職されるまで三十五年、その間運輸業の発展に精根を傾けられ、ことに終戦後の混乱期には車輛課長として大いにその敏腕を揮われましたのであります。昭和二十六年市議会議員に当選されますや、ただちにおかれて経済委員会の副委員長となり、四日市大博覧会の誘致ならびにこれが運営に東奔西走立派にその職責を果たされたのであります。

爾來議員として十二年三ヶ月その間正。副委員長長の職にあること六カ年、その識見と人格は常に同僚、友人の信頼と尊敬を受け、本市議会は野呂君の如き豊富な経験と識見をかねた人材の御活躍を大いに期待申し上げたのであります。が、突然として幽明境を異にされました。本市議会のため誠に惜しみても余りあるところであります。ここに野呂議員の御逝去に対しまして謹んで哀悼の誠を捧げ衷心より御冥福をお祈りする次才であります。

○議長(田村末松君) 次に、日程才四、議案才九十八号昭和三十八年度四日市市歳入歳出才六回追加更正予算なし日程才十一、議案才百五号起債条件更正についての八件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君) ただいま御上程の議案について、説明を申し上げます。

議案才九十八号は、昭和三十八年度四日市市歳入歳出才六回追加更正予算案であります。今回の追加予算は、去る五月及び六月の長雨により大きな被害を受けた道路の改良補修に重点をおき、これに国、県補助金の確定した各種事業、その他やむをえない経費をお願いしたものであります。その主な内容は、長雨により被害を受けた市内一円の市道補修費及び道路舗装費、去る四月の整理退職に伴う退職手当金、生活保護費の引き上げに伴う諸経費、老人福祉法の施行に伴う予算の組み替え及び追加、今回補助金の決定した児童館及び共同浴場の新築費、旧富田警察署建物を転用して新設する保育園の改造費、並びに農業構造改善事業に要する諸経費等の追加更正であります。その追加額は二億八千九百七十四萬九千三百十四円となり、これを加えますと予算総額は三十四億六百九十九萬一千二百九十四円となるのであります。

以下歳出からその概要について御説明申し上げます。

議会費におきましては、会議録作成のためのロールシート式録音事務器の購入費をお願いしたものであります。

市役所費におきましては、庁舎清掃委託料の引き上げに伴う不足分、年式が古く老朽化した作業用ジープ二台の買換費及び自動車修繕料等のほか、主として本年四月の希望退職者等に対する退職金、全国市長会負担金等の追加をお願いしようとするものであります。

消防費におきましても、本年四月の退職者に対する退職手当金の追加をお願いしたものであります。

土木費のうち、道路橋梁費におきましては、去る五月及び六月の長雨により被害を受けた市道の路面補修に要した経費、電々公社、市水道局等からの受託工事費等、最近における交通の激化と、過般の長雨により悪化した市内の道路状況を改善するための舗装工事費、今回国庫補助金の増額決定せられた塩浜。大治田線築造に伴う用地費その他関係経費、久保田。追分線中、用地の未買収になつている新天白橋及び新鹿化橋取り付け道路等用地買収費、南四日市駅新設に伴う道路用地費及び工事費等をお願いいたしました。

林道費におきましては、従来観光道路として建設してまいりました宮妻観光道路が、今回、山之坊林道として補助事業にとり上げられましたので、これに要する工事費を計上いたしました。この林道は、延長四百二十メートルにわたり建設するもので、本工事の実施により湯の山一宮妻間が全通し、同地域の開発に一段の効果を得ることを期待できるものと存じます。

災害復旧費は、過般の長雨による被害個所の復旧費をお願いしたものであり、また土木事業負担金は、昭和三十七年度に施工いたしました鹿化川局部改良工事にかかる市負担分、今回県から請求せられましたもの及び県において高潮対策事業として施工しております鈴鹿川右岸の工事について磯津地区の利便をはかるため、同堤塘上を道路として定期バスを運行せしめるための堤塘増強に要する工事費増加分をお願いしたものであります。

なお、これに対する財源といたしましては、塩浜。大治田線に対しては、認承額の三分の二の国庫補助金、山之坊林道に対しては四〇もの県補助金と菰野町地内分に対する同町負担分五十四萬七千八百円を歳入に計上いたしました。都市計画費におきましては、公共下水道工事の残土捨場として埋立てた旧納屋運河の盛地等工事費、中央線緑地帯整備費、諏訪公園内に四日市警察署警察官派出所が新設せられることに伴う緑地及び植栽島の整備工事費等をお願いしたものであります。

教育費につきましては、教育委員会費、小学校費、中学校費及び幼稚園費等におきまして去る四月退職いたしました職員に対する退職手当金の追加、児童生徒の検便委託料の値上げによる追加、補助基準改訂及び割当決定による教材備品費の追加更正、国庫補助金の割当決定及び級地引上げ等による備品費等の追加更正、保護家庭及び準保護家庭等に対する教科書購入費、修学旅行費、医療費、学習費及び通学費等の追加更正並びに日本学校安全会保険料の値上げによる追加等をお願いしたものであります。

その他校舎建設費におきましては、去る昭和三十六年日永小学校火災後、同校P。T。Aが主体になつて行ないました校地拡張に際し、同P。T。Aは用地取得を元日永村所有地（現市有地）との交換により行なうことを約束しておりますので、今回その交換処理につき要請せられたものであります。事情やむをえないものと認められますので、別案「市有地の交換について」により御審議をお願いしておりますように処理いたしたく、同交換に伴う差金の予算化をお願いしたものであります。

体育振興費は、新潟市で行なわれました都市対抗軟式庭球大会に東海地区代表として本市から出場した選手に対する派遣旅費等をお願いしたものであります。

社会及び労働施設費のうち、生活保護費につきましては、本年四月から実施されました生活保護基準の才十九次改訂及び従来の三級地から二級地への引き上げにより合計約三十一もの増額が行なわれたこと並びに今回新しく老人福祉法が実施せられました結果、予算面におきましても新しく老人福祉費の項を設け、老人福祉施設に収容されている老人に対する生活保護費及び施設に対する事務費交付金等を老人福祉費に計上することになりましたので、今回はこれら予算の組みかえを行ない、差引不足分の追加をお願いしております。

児童福祉費におきましては、本年四月から実施せられた保育単価の引き上げによる保育所等事務費、事業費の不足額の追加をお願いしたものであり、精神薄弱者福祉費におきましては、精養施設入所者に対する措置費の単価引き上げによる増額分をお願いしたものであります。

社会福祉事務所費の追加は、国の指示により行ないました国民生活実態調査関係費用をお願いするものでありまして、財源といたしましては同額を国庫委託金に計上いたしました。

保育所費におきましては、富田地区における入園該当者の増加に伴い、かねてから保育園の新設を要望せられていたため、今回とりあえず旧富田警察署建物を改造して保育園を設置いたしたく、建物改造等に要する経費を計上いたしました。

なお、その他本費目におきましては、保育単価の引き上げによる需要費その他諸経費の追加をお願いしております。公営住宅費におきましては、本年度公営住宅建設事業補助金の増額に伴う事務費の追加と、石塚町住宅と永宮町住宅間の連絡のため鹿化川に架設する歩道橋の架設費をお願いしたものであります。

児童福祉諸費でお願いしております児童館は、今回本市に初めて設置する施設であります児童館は、児童福祉法に基づき施設でありまして、今回国におかれても特に大きくとりあげられ全国に百二十余カ所を設置することとせられたのであります。

児童館は児童に健全な遊びを与え、幼児または少年を個別的または集团的に指導し、健康を増進して情操を豊にするとともに、子供会、母親クラブ等地域組織活動の育成助長をはかる等、児童の健全育成に関する総合機能を有するものであります。今回本市におきましても、児童館の設置について県補助が決定せられましたので今回は、子供会等青少年活動の最も活発な北部地域に設置したいと存じ、所要経費をお願いしたものであります。児童館には図書室の設置が規定されておりますので今回は、市立図書館富洲原分館に隣接して設置することとし、両施設の持つ機能を十分活用して効率的運営を期したいと存じます。また、児童公園は、浜一色才一児童公園に設置することとし、遊具等の施設等を計上いたしました。なお、これらの財源といたしましては、両施設ともに認承額の三分の二の県補助金を歳入に計上いたしました。

社会福祉事業施設諸費につきましては、昨年度は保々地区に共同浴場の設置をみましたが、本年度は神前地区に設置することになりましたのでこれに必要な工事費を計上いたしました。なお、財源といたしましては、認承額の三分の二の国庫補助金を歳入に計上いたしました。

老人福祉費におきましては、近年高齢人口の増加に伴い老人福祉の問題は、重要な社会問題として大きくとり上げられるに至り、去る八月一日から老人福祉法の施行をみたのであります。長年社会のために貢献せられた老人が社会において尊敬せられ、健全で安らかな老後を送られることは、私達のひとしく念願するところでありまして、今回老人福祉法の制定をみましたことは、まことに喜ばしいことと存じます。

予算的には新しく老人福祉費の科目を設け、従来生活保護費に計上しておりました寿楽園等の施設収容者に対する生活保護費等をこの科目に組みかえるとともに、家庭におられるみよりのない老人で老衰のため、自力で生活を営

むことのできない老人の家事援助及び助言相談等のため設置する老人家庭奉仕員に対する報償金、その他老人健康診断委託料、老人クラブ運営補助金並びに老人実態調査及び健康診断等のための臨時備人料等を計上いたしました。この老人家庭奉仕員設置費に対しては十四萬四千元、老人クラブ運営補助金に対しては三十六萬円の県補助金を歳入に計上してあります。

保険衛生費中体育施設費については、これまで松原テニスコートは、地元の松原テニスコート運営委員会において管理されておりましたが、今回市において管理されたい旨の申し出がありましたので、今後は市において管理することとしたしく所要経費を計上いたしましたほか、市営鶴の森プールの施設修繕工事費を計上いたしました。

伝染病予防費におきましては、来たる十月本市において開催されます才十二回東海薬学大会に対する補助金をお願いしたものであります。

塵芥処理費につきましては、かねてから作業の能率化を図るためコンテナを使用する処理方式について種々検討を行なっていました。コンテナを使用する処理方式には、塵芥箱を常置する常設式と、時間を定めて定置する定時配置方式とがありますが、試験研究の結果、常設方式が最も経済的、能率的であることが判明いたしましたので、今後の塵芥処理方式といたしましては原則として、常設方式を採用いたしたく、今回とりあえずこれに必要な塵芥箱購入費をお願いいたしました。なお、その他塵芥埋め立てに必要なブルドーザー借上料等もお願いしております。

塵芥焼却場費の追加は、近く操業を予定しております南部清掃センター建設費のうち、棧道工事費不足分の追加をお願いしたものであります。当初計画では他の土木工事の残土により棧道工事を行なう予定でありましたが、おもしろい残土がなく、操業までに棧道を完成することができなくなりましたので、これに要する山土購入費の追加をお願いするものであります。

し尿処理費は、海洋投棄船借上料の単価引き上げによる不足分及び近鉄四日市駅前に水洗式公衆便所を設置するための経費等をお願いしたものであります。公衆便所の設置につきましては、交通会社からの寄付金百四十萬円を財源として歳入に計上いたしました。

また、昭和三十七年度より繰り越しました尿圧送設備は、施設設置場所変更の関係で、用地買収費が不用になりましたのでその減額をお願いしたものであります。全体の施設工事費は十分検討のうえ次期予算で追加更正をお願いする予定であります。

海洋投棄施設建設費の追加は、昨年度から東邦町地内に建設を行なっていましたし尿海洋投棄施設工事費の不足分をお願いしたものであります。

都市下水路費の追加は、都市下水路維持費におきましては、過般の長雨とも関連して市内一円の排水施設の維持費を計上したものであります。

新設改良費は、補助決定による富田排水場増設工事費の更正及び雨池排水路改良工事費及び事務費の追加と、緊急施行を要する下水施設の改良費並びに南四日市駅新設に伴う下水路工事費等をお願いしたものであります。なお、このうち雨池排水路改良工事は、雨池地域の工場排水に関する工事を主としたものでありますので、関係会社に御負担願うべく交渉を進めておりますが、また負担額について双方合意点に達しておりませんので、今回は財源として工事費から国庫補助金及び起債を除いた約二千五百萬円を三菱油化株式会社立替金として歳入に計上し、後日負担額の決定を待つて予算の更正をお願いしたいと存じます。

産業経済費のうち、農業振興費は、すでに国の指定を受けて着手しております農業構造改善事業のうち、本年度事業費として承認されましたものをお願いしたものであります。その内容は、堂ヶ山農道拡幅工事費、乳牛の育成供

給施設として水沢地区に設置する市営乳牛育成場建設工事費、水沢茶農業協同組合が事業主体となって行なう緑茶貯蔵所建設事業費補助金及び寒害による赤だに緊急防除費等でありまして、この財源といたしまして農道及び草地造成については補助基本額の七割、乳牛育成舎に対しては五割、緑茶貯蔵所に対しては歳出同額の県補助金を歳入に計上いたしました。

林業奨励費は、県の委託を受けて行なう保安林保護事業のための巡視員の賃金でありまして、全額県補助金をもつてまかなうものであります。

耕地事業費の追加は、磯津地区及び楠町北部地域を区域として湛水防除事業を行なうことになりましたので、この実施計画に要する調査費負担金、去る五月及び六月の長雨による災害復旧工事費及び工費用原材料費並びに羽津排水ポンプ場管理者住宅用及び冷却用上水道工事費等をお願いしたものであります。なお、一般農業土木災害復旧工事費に対しては、国庫補助金六五%、地元負担金一七・五%を歳入に計上いたしました。

商工業奨励費におきましては、中小企業の雇用促進のための本市紹介映画作成費、四日市市商店連合会が管理しております中央線道路の街路灯修繕補助金、来たる十月に開催される国際ロータリークラブ年次大会について四日市ロータリークラブに対して交付する事業補助金並びに八郷地区に建設せられる機械金属工業団地進入道路用地買収費及び同工事費等をお願いしたものであります。

観光振興費につきましては、宮妻峽において中部労音友好祭が開催されました際、臨時送電工事及び仮設便所の設置が必要でありましたのでその委託料を計上いたしました。なお、宮妻観光道路改良工事費は、今回林道として土木費に予算を計上いたしておりますので、本項から減額いたしました。

財産費の追加は、本市が株式を所有しております中部電力株式会社の増資に伴い、新株の払込みに要する経費をお

願いたしましたものであります。

開発調査費の追加は、中部地区立体地図作成に要する委託料等を計上したものであり、選挙費の追加は選挙事務委託料の増額に伴う追加をお願いしたものであります。

公債費の追加は、昭和三十七年度直轄事業四日市港改修費負担金について認められた直轄事業債に対する利子を計上したものであります。

諸支出金中諸費以外におきましては、年度末における国民年金印紙代金購入のための繰替金、昭和三十七年度における住居表示事業について街区表示板の計画変更により生じた予算不足額、所得税法の一部改正により生じた個人県民税の過納返還金等の追加、並びに本市紹介のための展示用カラー写真作成費及びプリント作成費等をお願いしたものであります。

諸費におきましては、昭和三十七年度一般農業土木災害復旧費の国庫補助金が出納閉鎖直前になったため、昭和三十七年度中に支出することができます、やむをえず歳出のみを昭和三十八年度に持ち越たのでその立替金賠償金、三重県理科教育センター建設に関する覚書に基づく本市負担金、四日市中央工業高等学校用地費負担金、四日市南高等学校体育館建設負担金、国鉄駅前駐在所建設費補助金及び川島町簡易水道施設費補助金等をお願いしたものであります。

なお、本市が買収いたしました、四日市中央工業高等学校用地につきましては、今回県において三千万円で買収せられることになりましたので、歳入に計上するとともに別案「土地の処分について」をもって御審議をお願いしておりますものであります。

次に歳入につきまして歳出の各費目において御説明申し上げました特定財源のほか、前年度繰越金及び特別会計からの繰入金等のほか、市税増加分をもって収支の均衡をはかりました。

議案才九十九号は、四日市市特別会計市立四日市病院費才二回追加予算案でありまして、本予算は臨時雇人の単価増と備品費の追加をお願いしたものでありまして、これが財源といたしましては、前年度繰越金をもって充当するものであります。

議案才百号は、四日市市特別会計競輪事業費才一回追加更正予算案であります。本追加は、車券の売上増加に伴い、必要な諸経費と一般会計への繰出金の追加をお願いするものでありまして、財源といたしましては、入場料及び車券売上金等の増収分をもって収支の均衡をはかりました。

議案才百一号は、四日市市水道事業会計才一回追加更正予算案でありまして、収益的収入及び支出千百三十一萬八千四百八十四円と資本的収入及び支出において、二千九十三萬六千二百円の追加更正をお願いするものであります。

この主な内容を申し上げますと、収益的収入の追加は、営業収益のうち、水道料金の増収四百五十五萬四千二百二十円と、高花平住宅団地等の受託給水工事収益六百二十三萬五千八百六十円等であります。

収益的支出の追加は、営業費用のうち、配水管布設替え及び修繕等の費用二百一萬九千二百五十円、高花平住宅団地等の受託給水工事費六百二十三萬五千八百六十円と、希望退職者の退職給与金三百五十五萬九千八百四十円等でありまして、収入不足額の七十六萬八千五百五十円は、予算費を減額充當いたしました。

資本的収入は、水沢野田町及び和無田町、堂ヶ山町の簡易水道建設に伴う企業債五百四十萬円、地元負担金四百二十八萬六千三百三十円、国庫補助金二百七十七萬七千円と、みゆきヶ丘団地配水管布設に伴う近畿日本(株)の負担金五百十一萬九千五百五十円、采女町坂の上地区給水設備地元負担金六十三萬一千五百円と、楠町からの受水のための設備新設に伴う貸付金の戻入七十萬円でありまして、資本的支出に対して不足する額二百二萬一千八百二十円は、前年度の繰越損益勘定留保資金より補てんすることといたしました。

資本的支出は、水沢野田町及び和無田町、堂ヶ山町の簡易水道建設費一千二百四十六萬三千三百三十円、みゆきヶ丘団地配水管布設工事費六百十九萬九千円、采女町坂の上地区給水設備工事費百四萬六千三百七十円、拡張工事に伴う補償費の追加百四十四萬円等であります。

次に議案才百二号、昭和三十七年度水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定について御説明申し上げます。

まず、決算報告書につきましては、収益的収入が二億五千五百二十二萬五千五百六十七円で、そのうち営業収益が二億四千三百三十萬九千九百九十四円、営業外収益が八百十五萬五千三百七十二円、簡易水道収益が三百六十六萬一千八百八十六円であります。事業収益の大宗である水道料金は、昨年比し一三・二%の増加でありまして、事業は順調な進展をしております。

次に収益的支出は、二億二千七百五十三萬五千六百四十円で、その内訳は、営業費用一億九千五百九十九萬九千九百十四円、営業外費用二千八百八萬八千七百六十円、簡易水道費用三百四十四萬七千七百八十六円であります。

その主な内容は、事業費用の大半を占める営業費用において諸経費の節減をはかり必要最少限度の支出を行ないましたが、昨年比し、受託給水工事の受注量の減少に伴い〇・八%の減少となり、また反面営業外費用においては増額の増加に伴う支払利息その他において七五・一%の増加となりました。従って収入の方が支出より二千七百五十八萬九千九百二十七円上回ることとなりました。収入、支出とも予算額に対して減収及び不用額を生じておりますが、その主な原因は、開発公社より受注いたしました高花平住宅団地給水工事が団地工事の工程に伴い、一部翌年度施工といたしましたことによるものであります。

次に期間外収入、支出におきましては、過年度損益修正事項でありまして、いずれも未処分利益剰余金の増減を行ないました。

次に資本的収入は一億八千二百五十八萬六千六百四十二円でありまして、本年度は才二期拡張事業才三年度に当り工事も順調に進展し計画を強力に推進するため企業債等の財源確保に努めました結果、昨年に比し一四・二%の増加となりました。

資本的支出は二億五千三百九十八萬八千九百四十四円地方公営企業法才二十六条の規定による繰越額五百三十三萬円を加えますと二億五千九百三十一萬八千九百四十四円であります。

その主な内容について申し上げますと、建設改良費で二億三千七百七十萬一千四百四十四円、償還金で一千三百九十六萬一千五百六十五円、投資で二百三十二萬五千円でありまして、昨年度に比し三六・一%の増加となりました。従って収支の差額は七千四百四十萬六千三百六十七円となり、収入額に対して支出額が超過することとなりますので、当年度利益剰余金、前年度繰越損益勘定留保資金、及び前年度繰越資本勘定留保資金で補てんいたしました。繰越事業費五百三十三萬円につきましては、前年度繰越損益勘定留保資金で補てんしたいと存じます。

なお、収入、支出とも予算額に対して減収及び不用額を生じておりますが、その主な原因は固定資産購入費のうち土地購入費並びに機械及び装置が年度内に支出を要しなかつたことと、近鉄みゆきヶ丘団地給水工事の一部が翌年度分施工となったことによるものであります。

損益計算書につきましては、収入額二億五千五百五十二萬五千五百六十七円、支出額二億二千七百五十三萬五千六百四十四円でありまして差引き二千七百五十八萬九千九百二十七円の純利益となりました。

剰余金計算書につきましては、各剰余金の年間における増減を表示いたしました。当年度未処分並びに次年度繰越額を算出いたしました。剰余金処分計算書は、前述の計算書により算出されました当年度未処分利益剰余金のうち、地方公営企業法才三十二条才一項の規定により千三百七十二萬四千二百六十六円を減債積立金とし、同法才三十二条才二

項の規定により千三百八十六萬五千円を建設改良積立金として処分いたしました。計上したものであります。なお、翌年度繰越額四百四十六萬九千九百三十四円は、主として過年度損益修正措置のためのものであります。

貸借対照表につきましては、資産総額十一億五千六百二十萬五千七百四十九円、負債総額八千三百九十六萬四千六百九十四円、資本総額十億七千二百二十三萬五千四百六十三円となりました。

以上が昭和三十七年度水道事業会計の決算の概要であります。

次に議案才百三号、百四号及び百五号は、いずれも予算と関連した起債並びに起債条件更正の別案でございます。なにとぞ、よろしく御審議下さいますようお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 議事日程に従いまして、本件に対する審議は留保いたします。暫時、休憩いたします。

午後三時四分休憩

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程才十二、議案才百六号四日市市役所出張所設置条例の一部改正についてないし日程才十九、議案才百十三号四日市市養老施設条例の一部改正についての八件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の各議案について御説明申し上げます。

午後三時二十七分再開

議案才百六号、四日市市役所出張所設置条例の一部改正案は、過般町の区域の設定をお認めいただきました富士町を羽津出張所の管轄区域に定め、また中部電力株式会社四日市火力発電所の住宅団地東ヶ谷を三重出張所の管轄区域に定めようとしたものであります。

議案才百七号並びに同才百八号は、市税関係の条例改正案でございます。去る三月末に公布になりました地方税法の一部を改正する法律のうち、主として十月一日から実施せられる改正部分に応じて御審議をお願いするものであります。

主なる改正点を要約して申し上げますと、

- 一、延滞金と延滞加算金を統合して延滞金一本とし、その負担率を引き下げたこと。
- 一、「徴税令書」という名称を「納税通知書」に改めたこと。
- 一、保全差押に關する規定を整備したこと。
- 一、還付加算金の日歩を延滞金の率の改正と対応して改正したこと。
- 一、災害その他やむをえない理由がある場合には、現行条例では、納期限の延長が各税目ごとに規定されていたのであります。これを総則にとりまとめるとともに新たに申告、申請請求その他書類の提出の延長を含めて規定を整備したこと。

一、その他規定を整備したこと。

等でございます。なお、今回の法律改正によりますと、督促手数料は地方公共団体が任意にその徴収又は不徴収を決定することとせられたのであります。本市におきましては他都市の例等も勘案のうえ、従来どおり一件につき十円の手数料を徴収したいと存じております。

次に議案才百九号は、四日市市社会福祉事務所の所在地を、本市住居表示整備事業の実施に伴って変更し、社会福祉事務所の新事務所については、従来の生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法の福祉法のほかに、新しく成立しました老人福祉法の所掌事務を加えたものであります。

議案才百十号は、今般国民健康保険制度の改善が講ぜられ、十月からは世帯主の全疾病に対する七割給付が実施され、また低所得被保険者に対する保険料の減額賦課が予定されておりますので、本条例を改正し、国保運営の円滑をはかるうとするものであります。

そのおもな内容といたしましては、世帯主の五割給付が七割給付に引き上げに伴って、従来の所得割、資産割、均等割の三方式による賦課方法を、世帯主平等割を加えた四方式にするとともに、保険料の賦課割合を改めて負担の均衡をはかるものであります。また、保険料の所得割は、現在市民税をもとにいたしておりますが、課税総所得金額を基礎とすることに改め、より一層負担の公平を期せようとするものであります。

なお、これらの予算措置につきましては、世帯主の給付率引き上げに対する国庫補助金、低所得被保険者保険料減額措置に対する国庫交付金等が未定でありますので、その確定をまって御審議をお願いする所存でございます。

議案才百十一号は、昭和二十九年以降地元で委託してまいりました松原公園内テニスコートの管理運営を、今後市が行なうよう条例を改正しようとするものであります。

議案才百十二号は、去る六月に非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され四月にさかのぼって適用されますので、消防団員等に対する損害補償の補償基礎額を増額するとともにその他規定の整備をはかろうとするものであります。

議案才百十三号は、老人福祉法の制定に伴い、従来の生活保護法による養老施設は、老人福祉施設として養護老人

ホームに改め、所要の改正をしようとするものであります。

○議長（田村末松君） 本件に対する審議は留保いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二十、議案才百十四号町の区域の設定についてないし日程才二十二、議案才百十六号住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法についての三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の各議案について御説明申し上げます。

議案才百十四号は、中部電力四日市火力発電所より進められておりますところの東ヶ谷住宅団地の造成に伴いまして、同団地の敷地となります三重地区東坂部町の一部をお手許に配付いたしました図面のように新たに画して東ヶ谷といたしたく、地方自治法才二百六十条才一項の規定に基づき提案いたしましたものでございます。

議案才百十五号、町の区域の変更案は、大協石油株式会社より大字四日市宇寅高入千二百八十番地を大協町一丁目に入入したい旨申し出がございまして、お手許に配付いたしました図面のように地理的にも大協町一丁目と隣接しておりますし、編入することが望ましいと存じますので提案申し上げたものであります。

次に議案才百十六号は「住居表示に関する法律」に基づき、前年度に引き続き昭和三十八年度は橋北、海蔵、羽津地区の市街地二・四五三平方キロメートルについて街区方式をもって実施いたしたく本案を提案申し上げたものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 本件に対する審議は留保いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二十三、議案才百十七号市有地の交換についてないし日程才二十七、議案才百二十一号有価証券の売却についての五件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の各議案について御説明申し上げます。

議案才百十七号は、日永小学校の校地取得に関する市有地の交換議案でありまして、昭和三十五年七月十五日火災により四日市市立日永小学校の一部が焼失しましたので、日永地区では、その再建復興と防火施設の完備の声が高まり、具体的な計画といたしましては校舎の建設及び防火用水を兼ねた水泳プールの築造という結果になったのであります。これ等は設置場所の関係から必然校地の拡張問題が打ち出されました。さっそく適地を選び、再建復興促進委員会が地主に譲渡方折衝いたしました結果、幸い承諾を得ましたので、昭和三十七年九月の追加予算の際市に対してその費用の一部助成方を要望してまいりました。

市におきましては種々検討いたしました結果、昨年九月の追加予算に土地購入費補助金として九十九萬円を計上し、議会の議決をえたのであります。この間、地主は地区に換地を要求しましたので、再建復興促進委員会は換地の適地を物色しましたがうるごができませんでしたので、補助金の支払条件であります所有権の移転登記が不可能となり、一応昭和三十七年度予算といたしましては、やむをえず不執行として扱ったのでございます。

しかしながら、再建復興促進委員会は、日永小学校の将来を考えると、拡張を断念することでもできませんので、たびたび代表者会議を重ね、協議した結果、元日永村所有地を交換地としてあてられた旨市へ要請してまいりましたので、今回、同様に隣接する民有地大字日永三千七百二番地現況宅地九畝十三歩、評価額三百二十四万円を市有地大字日永五千二百七十七番地山林一反五畝、評価額二百二十五万円と交換し、その差額金九十九万円を同交換にかかると民有地所有者稲垣清太郎の相続人稲垣清ほか二名に支払う校地を取得しようとするものであります。

議案才百十八号並びに同才百十九号は、三重県立四日市中央工業高等学校用地として、神前地内菅原町の土地百六筆四町八反二畝三步を買収し、元神前村所有地(現市有地)七筆一反五畝二十七歩と合せ四町九反八畝歩を三重県に對し価額三千萬円で譲渡しようとするものであります。

議案才百二十号は、四日市市立桜小学校敷地内にある桜地区連合自治会所有の水泳プール及び附属施設一式を地区連合自治会長山北敬三氏から寄付したい旨の申し出がありましたので、適正な運営管理を期し、学校プールとして採納しようとするものであります。

議案才百二十一号は、有価証券の売却契約案であります。

本市は、現在基本財産、積立金、及び普通財産等として中部電力株式会社株式二萬九百九十七株を所有しておりますが、今回同社におきましては、本年九月三十日現在の株主に対して、三対一の割合をもって増資新株の割当を行なうことになりました。今回発行される同社の株式の一株当り発行価額は五百円ですが、今回は再評価積立金の一部が資本に組み入れられますので、払込価額は四百円であります。

今回本市に対しましては、現持株二萬九百九十七株に対して六千九百九十九株の新株が割り当てられる見込みであります。この内国民健康保険準備金積立金の運用により三千七百五十株及び災害救助資金積立金の運用により一千

四百二十五株を購入し、その残額は普通財産として所有しております旧株式千株を売却し、売却価額相当額一千四百九十株を購入したいと存じますので、旧株式の売却につき、日興証券株式会社四日市支店と売却契約を締結いたしましたと存じます。

どうかよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(田村末松君) 本件に対する審議は留保いたします。

○議長(田村末松君) 次に、日松才二十八、議案才百二十二号水沢野田町及び和無田町簡易水道建設事業についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(市長(平田佐矩君)登壇)

○市長(平田佐矩君) 議案才百二十二号、水沢野田町及び和無田町堂ヶ山町簡易水道建設事業は、市内水沢野田町及び和無田町堂ヶ山町に簡易水道を建設して、同地区の文化生活の向上を期するものであります。昭和三十八年度において、水源施設並びに給配水施設を建設しようとするものであります。この建設に要します資金千二百四十六萬三千三百三十円は、国庫補助金二百七十七萬七千円、起債五百四十萬円、地元負担金四百二十八萬六千三百三十円をもって充当する予定でございます。

どうかよろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長(田村末松君) 本件に対する審議は留保いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二十九、議案才百二十三号予算外義務負担についてないし日程才三十一、議案才百二十五号雨池排水路改良費立替金に関する契約についての三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案才百二十三号は、本年四月から六月までの長雨天災による被災農家に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づいて融資される経営資金の債務補償並びに借り受け期間中の利子補給に対する契約案であります。

議案才百二十四号は、本年六月の長雨による一般農業土木災害復旧事業を本年度内に百パーセント施工するものとして、その財源として本年度国庫補助割当見込額を除き、施越分についての受益者立替金の契約を締結しようとするものであります。

次に議案才百二十五号は、昭和三十六年度より継続事業として、施行いたしました雨池排水路改良工事につきまして、本年度は事業費三千六百五十五万円を要するのですが、そのうち国庫補助金八百三十万円、起債約三百万円ないし四百万円を見込んでおり、これを除いた財源については、このたび雨池川に工場排水計画のございます三菱油化株式会社より御負担を願うよう話し合いを進めてまいりましたが、先に増設いたしました雨池排水場改良工事費につきまして味の素、松下電工、三菱江戸川化学、高分子化学の四社より、それぞれ御分担をいただきました先例に相応した負担金の決定を見るには、今しばらく折衝を要しますので、とりあえず本年度分につきましては、負担額の範囲内の一部として三菱油化株式会社より一時立替を受け、早急に本工事を施工いたしたく存じますので、

これが契約につきまして御審議をお願いするものであります。

○議長（田村末松君） 本件に対する審議は留保いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程才三十二、議案才百二十六号請負契約の締結についてないし日程才三十五、議案才百二十九号購入契約の締結についての四件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案才百二十六号は、塩浜。大治田線舗装新設工事の請負契約でありまして、指名競争入札に付しましたところ、請負金額六百八十万円をもって名古屋市千種区千種通り日本舗道株式会社名古屋支店に落札いたしましたので、請負契約を締結しようとするものであります。

議案才百二十七号は、浜一色。一の繩線街路舗装工事を指名競争入札の結果に基づき、三重郡朝日町、株式会社矢野組と請負契約を締結しようとするものであります。

議案才百二十八号は、過般お認めいただきました磯津漁港局部改良事業工事につきまして、請負業者塩浜町河北組が施工しておりますが、今回、高潮等に備え一部工事の設計変更をなし、防潮堤の強度を高めるとともに住民の利用を考え、堤防に階段を取り付けようとするものであります。

議案才百二十九号の購入契約案は、窓口事務の合理化をはかるため、先に本庁及び一部の出張所において採用し効果を得ておりますビジブルレコーダーを全出張所に導入し、本庁市民課の窓口と同様にし、市民の皆様へのサービス

の向上をはかろうとするものでありまして、同器の特許関係から随意契約により大阪市東区北久宝寺町アソドカード工業株式会社大阪出張所と購入契約の締結をしようとするものであります。

以上九月定例議会に提出いたしました議案につきまして御説明申し上げましたが、詳細につきましては御質問に応じ、そのつどご答弁申し上げたいと存じます。

暦の上では秋と申ししましても暑さなお厳しき折から、かくも膨大な議案を長期間にわたり御審議いただきますことを誠に恐縮に存じますが、明るく住みよい郷土の建設のため、よろしく御審議のうえ御決議賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 本件に対する審議は留保いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、九月五日午前十時に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時五十四分散会

昭和三十八年九月五日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

昭和三十一年四月四日市市議會定例會議事速記録 第二号

○昭和三十一年九月五日(木曜日)午前十時〇四分開議

○出席議員(三十七名)

坂	宮	伊	志	前	喜	岩	坪	安	藤	錦	北	伊	酒	米
上	崎	藤	積	川	野	田	井	垣	谷		村	藤	井	田
長	春	太	政	辰		久	妙		祐	安	与	宗	昌	好
十	郎	吉	郎	一	男	等	雄	子	勇	一	吉	市	一	一
郎	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	兼
														速
														記

○議案説明のため出席した者(五十二名)

市	助	助	収入	総務	税務	産業
長	役	役	入	部	部	部
平	二	川	林	園	市	
田	宮	崎	浦	川		
佐	良	祐	和	善		
矩	一	男	己	雄		
君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員(二名)

渡 鈴
部 木
権 愛
太 次
郎 次
君 君

増 山 味 訓 谷
山 本 岡 彌 口
英 栄 一 也 専
一 一 郎 男 九
君 君 君 君 君

水 橋 服 笠 高 山 早 加 前 大 須 伊 矢 荒 日 野 中 田
田 結 部 田 橋 中 川 藤 川 島 藤 藤 田 木 比 崎 島 村
利 興 昌 七 伊 忠 和 定 宗 武 繪 泰 繁 武 義 貞 忠 末
一 隆 弘 衛 祐 一 一 男 雄 雄 太 郎 一 郎 治 平 芳 勝 松
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

年令課長	大平源彌	事務會所社長	西川敏郎	失業業務所所長	小西忠臣	少年補導所所長	國保義一	衛生課長	土井久之	清掃才一課長	山北彰	清掃才二課長	荒木三郎	土木課長	杉本義広	都市計画課長	長谷川正逸	港灣課長	上杉勇	監理課長	杉本治芳	開發部企画室長	阿南輝彦	消防課長	黒田八二郎	消防課長	黒田八二郎
------	------	--------	------	---------	------	---------	------	------	------	--------	-----	--------	------	------	------	--------	-------	------	-----	------	------	---------	------	------	-------	------	-------

厚生部長	喜代次	衛生部長	英郎	土木部長	義夫	建設部長	久駿	開發局開發部長	鬼頭鉄郎	人事課長	佐々木精	會計課長	小林清	總務課長	野正春	財務課長	藤涼一	市民課長	喜重郎	稅務課長	清三	徵收課長	新山篤	商工課長	三輪喜代司	發林課長	芝田敬太郎	耕地課長	天野助春	事業課長	森野市郎	民生課長	川村了	保險課長	川口崑
------	-----	------	----	------	----	------	----	---------	------	------	------	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	----	------	-----	------	-------	------	-------	------	------	------	------	------	-----	------	-----

市立病院事務長 松野 蕙亮 君
副市立病院長 田中正一郎 君

水道局長 岩野 見齊 君
技術部長 山本 文雄 君
総務部長 滝 伝之助 君
業務部長 小林 正 君
工務部長 加藤 弘 君
拡張課長 美濃部 博 美 君

教育委員長 杉浦 西太郎 君
教育部長 山本 軍一 君
総務課長 小林 義喜 君
学校教育課長 伊藤 正男 君
社会教育課長 西尾 勇 君

○市議会事務局(五名)

事務局長 菊地 英也 君
議事係長 川原 裕 君
調査係長 小坂 靖 君
主事 坂倉 紀久 君
主事 佐藤 正俊 君

○議事日程 才二号

昭和三十八年九月五日(木曜日)午前十時開議

才一 一般質問

○本日の会議に付した事件

才一 一般質問

○議員(田村末松君) たいいまから、会議を開きます。

本日の出席議員、三十一名であります。

議事説明者中、都市計画課長は遅刻いたします。また失業対策事務所長と、少年補導センター所長の出席を要求いたしましたから、仰了承をお願いいたします。

○議長（田村末松君） 本日の議事は、一般質問であります。お手元に配布の一般質問通告一覧表のとおり、十六名の方々から通告がまいっておりますので、発言の順位を申し上げます。一番、喜多野議員、二番、安垣議員、三番、訓彌議員、四番、伊藤太郎議員、五番、須藤議員、六番、早川議員、七番、酒井議員、八番、大島議員、九番、坂上議員、十番、野崎議員、十一番、橋詰議員、十二番、日比議員、十三番、前川辰男議員、十四番、藤谷議員、十五番、志積議員、十六番、笠田議員、以上のとおりであります。

○議長（田村末松君） それでは、日程才一、一般質問を行ないます。

喜多野議員、どうぞ。

〔喜多野等君登壇〕

○喜多野等君 失業対策法の問題につきまして、御質問をします。

まず、失業対策法の問題は四十三回の通常国会におきまして、種々の問題はありましたが、一応通過をみております。この通過をみた失業対策法におきまして、実際の実務の担当者の失対所長に種々の御質問をしたいと思っております。それは、法が施行されますと実際の問題といたしまして、地方自治体の市町村にほとんどが移管されて処理されていかなければならない問題なんです。ですから実際の問題の才一点として、法の改正の要点の問題としての力点はどこにあつたのか。才二点として、新法が改正されて施行される場合、その行政及び運営の面にどのような変化を来たしておるか。また、こんごどのように変化されていくかという問題について。才三点といたしまして、実際の行政の面の所長とし、現在の種々の運営の面についてどうか。この三点について、実務の実際の担当者から御答弁をお願いします。

〔失業対策事務所長（小西忠臣君）登壇〕

○失業対策事務所長（小西忠臣君） お答えいたします。

才一点でございますが法の改正の要点でございますが、まず職業安定法の改正の要点でございますが、新たに才二章の二といたしまして、「中高年齢失業者等に対する就職促進の措置」の章が設けられたことでございます。これは中高年齢の失業者その他就職が特に困難な失業者の就職を容易にするために設けられたものでございまして、その内容の主なものとして、中央職業安定審議会の意見を聞いてきめなければならないところの計画の策定、いわゆる訓練過程でございます。その次には、関連機関相互の連絡協力でございます。これは職業安定機関あるいは中央公共団体、雇用促進事業団、この三つを指しておるのでございます。並びに手当の支給が加わりまして、それと職業指導官の設置等でございます。

次に、緊急失業対策法の要点のことでございますが、失業就労者の技能、体力に応じた事業運営の適正をはかるために、才十条の「失業対策事業に就労する労働者」という旧法を、「失業者就労事業」に改正されたことでございます。さらにまた新たに十一條の二に、「高齢失業者等就労事業」が設けられております。これが法の要点でございます。

才二番目の、新法が適用された場合、行政及び運営はどう変わっていくかということでございますが、御質問の趣旨は、法に準拠して行なつた場合、必然的に出るところの失業内容の変化はどうかというようにとれますので、この面でお答えをさせていただきます。新法が実施された場合、現在の失対労働者は、就労促進の措置いわゆる訓練過程でございますが、これを希望するものほかは、そのまま残るわけでございます。その場合、就労者の技能、体力に応じた事業運営をするわけでございまして、それには才十條の失業者就労事業に就労する労働者と、才十一條の二

に該当する高齡失業者等就労事業に就労する労務者の二本立てと相なるのでございます。

なお、運営に重要な要素を持つ賃金の問題でございますが、いままでの低率制賃金の原則が廃止されまして、新たに設けられる賃金審議会の意見を聞いて、作業内容に応じた賃金の決定がされるわけでございます。

才三番目といたしまして、実務者としての運用面についてはどうか。就業規定の変化と申うのでございますが、法が適用された場合は現在の就業規則は廃止されまして、運営管理規程と相なるのでございます。この場合、事業主体は、法才十一条の規定により、労働省令の定めるところによりまして運営管理規程を定めなければならないことになっております。この規程の内容は、御承知のように事業施行の管理に関する事項とか、あるいはまた作業規律の保持及び失業者就労条件に関する事項等とか、多面にわたつておるものでありまして、適切な運営をはかる上にも、また市民に愛される失対労務者となる上からも、最も重要な柱となるわけでございます。したがいましてこの線に沿つて就労者と十分話し合つていきたいと担当者としては考えております。ただ御承知のように、失対事業は国の重要な施策でございますので、省令の定めを無視するわけにはまいらないので、この点慎重に取り扱つていきたいと存じておるわけでございます。

以上でございます。

〔喜多野等君登壇〕

○喜多野等君 たいだいま失対所長からの御答弁をいただいたわけでございますが、改正の要点という点についてはよくわかりました。

なお、行政及び運営の変化についてという問題につきまして、われわれが新法を検討いたしますと、職業安定所長それに相当の権限が付与されて、実際の失対労務者は高年齢者が相当多いわけでございますが、この点について強制

というようなところまでそういう行政措置が行なわれるということも考えられますので、そのような点についてはどのように考えておるかという点について御質問いたします。

なお、才三番目の問題といたしまして、就業規程の問題は働く労働者の基本的な問題でございますので、この点について尚一点御質問したいと思います。それは、従来はこういうような規程はなかつたわけなんでございますが、今度の新法において管理規程というものによつて就業規程が設定されるということになりますので、従来の就業規程との関連性の問題、またはいろいろな問題点が実際の問題として起こつてくるのではないかとということが考えられます。そのような点についてまず御質問したいと思います。

〔失業対策事務所長（小西忠臣君）登壇〕

○失業対策事務所長（小西忠臣君） お答えさせていただきます。

まず、職業安定所長の権限の問題でございますが、なるほどこの才二十六条には権限をうたつてございます。しかしながら御案内のようにこの就職促進措置につきましては、一応、中央職業安定機関にはからなければならぬことになっておりますので、それを踏問いたしましたのは八月六日でございます。それで二十六日に一応二点の修正案をつけまして、本答申がなされておるわけでございまして、その後どうなつたかは、明日、全国の担当実務者会議が労働省でもたれますのはつきりすると思ひますが、一応その修正点でございますが、才二点にこの所長の権限を緩和するために、職業安定所の単位に、いわゆる認定取り消しの権限を持つ審査会をもつたらどうかということが修正案として出されております。しかしながら、その後どう労働省が採択しているかはわかりませんので、明日、十分研修してまいりたいと思つております。

それから、才二点の就業規則と管理規程の問題でございますが、従来は御指摘のとおり法の中にはうたつておりま

せんでしたが、それにかわる準則が持たれておつたわけでございます。これは労働大臣が義務手続きといたしまして一応、就業規則準則というものはつきりと事業主体に出しております。この準則の線からやはり地方自治体でも一歩も出てはいけないという一つの固い精神がうたわれておりますので、実質的には就業規則の運営と、管理規程の運営の法的な違いというものはないわけであります。ただし御承知のようにこんど管理規程を法にうたつたことは、やもすると事業主体といわれる就労者というものが、一つの雇用関係ですべての条件がそこで解決をされて管理規程になつてはいけない、そういうことも考えられておるのではないかと。なぜならば、先ほど申しましたように失対事業である限りは国の施策でございますので、一応国は管理規程ということ、その内容をこういう項をこういうこと、うたつたらよろしい、あるいはこういう項をこういうこと、うたつたらよろしいというある程度の線を打ち出してくるのではないかと思っております。

以上でございます。

〔喜多野等君登壇〕

○喜多野等君 最後に、一点だけ御質問します。

労働基準法の法規と労働省の省令との法規の運営における優先権という問題についてはどのように処置されるか、その一点だけ最後に聞きたいと思っております。

〔失業対策事務所長（小西忠臣君）登壇〕

○失業対策事務所長（小西忠臣君） 答えさせていただきます。

普通の雇用でございますと、いわゆる労働組合と雇用主との間で取りかわされた就業規則というものは、労働基準法の範囲内において取りきめられることでございますので、きめられた事項は労働基準法を優先するのでございます。

が、失対に關しましては、いわゆる省令のほうが労働基準法に違反しないようにできておりますので、あるいはまた雇用主という立場が非常に普通の形態と違つてまいりますので、そのほうが優先されると事務担当者としては考えております。

○議員（田村末松君） 安垣議員。

〔安垣勇君登壇〕

○安垣勇君 市民の幸福と産業の発展を考えますとき、市民の最も関心をもつものは、なんといつても道路の問題であると思つております。御事者におかれましてもこの点大要に御心労いただき、これが対策に日夜御苦勞願つておることは、十二分に理解するであります。

この機会におきまして二、三御質問をしたいと思います。そのまず一点は県道の舗装の問題であります。従来県道の舗装をいたします際に、市がその半額を負担しているように聞いておるんであります。最近、県のほうへ舗装をお願いいたしましたところ、土木出張所では、県のほうは三十八年度の事業として繰り込んでやるから、市のほうへお願いに行け、市のほうで頼んでこなければだめであるといわれたようであります。せつかく県が仕事をしようといわれるのに、これに対して市も補助を出していただいて、早速県道の舗装を完成していただきました。そこで、はたして市がこの補助金をだしていただけるか、どうなつておるかということをお伺いしたいんであります。また阿下喜線は、御承知のように飛び石式にあちらこちら舗装されております。人家のあるところだけ舗装されておりますが、その他の部分は非常に道路が悪くなつて通行に困つておりますから、せめて四日市の市内だけでも県道の舗装が早くできるように、市からも御援助、御苦勞を願いたい、こう考えるのであります。

次に市道の問題であります。その才一点は、すでに御事者におかれましても御心配いただいておりますこととは存じ

まするが、最近メリノール女子高校ができました。そしてそこに進入道路がりつばについております。また一方菅原町には中央工業高校ができました。これも進入道路がりつばにできました。そこでこの両地区を考えますときに、東西における道路は県道がりつばにできておりますが、南北を貫く道路が四日市地区の西のほうには十分なものはございません。大変両校の生徒は通学に不便を感じております。菅原町には理科センターもできましたが、なんとかしてメリノールと中央工業を結ぶところの市道、通学道路といましようか、これをつくつていただくことが急務であると考えます。また両地区民の福利を考えますときに、どうしても南北に通ずる道路はつくらなければならぬ、こう考えるのであります。これについて、御当局はどういうお考えであるか。

次に、市道のもう一つは維持管理の問題であります。今回も道路の問題については大変予算要求があまりして、御心配いただいております。これはよく承知するんであります。従来、市道の補修状況を見ておりますのに、まず地区民の要望があり、そして自治会長が土木課へお百度参りをするとか、あるいは議員を使つて土木課にお願いするとか、ないしは出張所長が心配をして市道の補修について当たつておるんであります。また各地区では、それぞれ地区民が労力奉仕をして市道の補修をやつております。先日でも或る地区を歩いておりましたら、その出張所長さんが市道の補修をみずからジャベルを持つてやつてみえましたという姿を見ました。この所長さんは、市道であるからわれわれがやるのは当然だというてみえましたが、ほんとうに頭が下りました。数少ない土木課の職員だけでは、とうてい市道のすみずみまで維持管理をしていくということには無理があると思ひます。そこで、私はなんとか市道にも、各地区必要に応じて道路工夫をつけていただきたい。そうして事前になるべく早く小さいうちに修理をさす。そうして道路工夫が始終回つておれば、いまのような、大きくなつて非常にたくさん費用がかかるというよりの修理はしなくても、早く直るものである。県道は御承知のように早くから道路工夫をつけて、最近さらにはバト

ロールをして、そうして維持管理に万全を期しております。なんとか市道もそのように道路工夫をつけていただきたいと希望するものであります。

最後に農道の問題であります。私のいわんとする農道の問題というのは、農道に限つたことではないんでございまして、いわば産業道路といつたほうが適切かとも思ひますが、最近、農業経営が危機に瀕したといわれております。農民はなんとかしてこの危機を打開したいと、道を求めて真剣なであります。最近、米麦依存の昔ながらの経営でなくして、都市近郊の農村として野菜づくりあるいは花卉園芸、果樹づくり、特に四日市ナシの育成、これらの仕事に生命を打ち込んでおるんであります。ところが道路が悪いために、せつかく精魂こめて命がけでつくつたところの農民にとつては自分の子供よりもかわいいというようなこの生産物が、いざ出荷されるときになりますと自動車の上で荷ずれがしたり、あるいはスイカが割れたり、いろいろそういうような不祥事が数限りなくあるんであります。最もひどかつたのは、最近私のはうでナスの出荷をやつておりますが、市場の様で値段も変りますが、非常に最近品質を重んずるようになりまして、一番悪かつたときは、名古屋までボール箱に詰めました四キロ入りのナスをわずか五十円でさばかれた。四十何田のダンボールのお金を出すと、利益はございません。自動車貨だけ損をしなければならぬ。ところが二、三日して出荷しますと、選別されて一等で通つたナスは、おなじ四キロ入りで千五百円でいつております。そのぐらい品物のよしあしによつて変化がございしますので、なんとか産業道路、農道あるいは市道の一部……、もちろん市道は最近二、三年前から防塵舗装されまして、家のあるところはいろいろ御考慮を願つておりますが、農民の生命線でありますところの農産物を出荷するこの産業道路にも、簡易舗装をお願いしたい、こう考えるのであります。

以上四点、お答えを願います。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 道路問題についての御質問にお答えをさせていただきます。

オ 一間の県道の舗装に対する問題でございます。県のほうがやる計画をしておるが、市のほうはそれに対する寄付金あるいは負担金を持つ態度はどうかというような御質問のように思いますが、県道の舗装、補修につきましては県の単独費用で行なわれます舗装について、先ほどおっしゃられましたように二分の一の市の負担をしておるんでございます。その他、国費のついた公共事業等についても、それぞれの比率によつて負担をしておるわけでございます。この二分の一という負担の仕方でございますが、県道といえども、四日市の主として利用する道路でございますので、いままでの慣行ないしは他都市におきましてもこういう負担をしておるので、四日市市におきましてもいままでも負担をやつてきております。ところが、二分の一の負担という多額の負担でございますので、これはわれわれも慎重にものを考えたいと思つております。県管理の補修につきましては、昨年度の実績でございますと、だいたい年間三千万近い負担を四日市市としてはしております。そういう点から考えまして、昨年と本年度の県財政の変化もあると思いますが、おおむね前年を例にとつてわれわれは考えておるわけでございます。

なお、先ほど御質問の県道の小杉、小牧線ですか、阿下喜線というようにお聞きしたようにも思うんですが、そういう路線の個々の問題につきましては、現在まだ県と具体的な打ち合わせをしております。事務担当者や打ち合わせの上、公文書でもつて県から申し込んでくることになっておまして、そういう段階を経て決定することにしております。それでわれわれといたしましては、先ほど申し上げましたように県道であつても四日市の重要な交通路線でございますので、そういう観点から考えまして意見も十分述べまして、調整の上、負担するものは負担さしていただきたい、こう考えておりますので、本年までの段階におきましては、県の事業を多分に、なんと申しますか、ふいにさした、県の予算があるのに、市の負担のためにできなかったということは、私いままでなかつたように考えております。県道の舗装負担については、そういう状況でございます。

それから、次の質問のメリノールと工業高等学校の通学道路の問題でございますが、この道路につきましては、工業高等学校の建設あるいはメリノール学校の建設に伴いまして、各学校とも五百メートルないし六百メートルの進入道路の建設が必然的にあつたわけでございます。それでメリノールには五百八十メートル、工業学校には五百九十メートルという進入道路をつくつております。先ほどの御質問の県地区のメリノールに通じます県道から、三滝川の県道に至ります間、約二キロ余りあるわけでございますが、すでにそういう学校の進入道路という形で、一千メートル余りが完成しておるわけでございまして、そういうことからいきますと、あと千メートルほど結ばばこの道路が完成すると申しますか、一応、三滝の三重地区から海蔵川の県地区に結ばれるんだ、こういう状況でございます。それにつきまして、この両校の進入道路のときに、われわれ技術的な立場におきまして学校の進入と申しますか、門に到達するの一番経済的な道路というような観点ではなしに、御質問の趣旨のように両方の地区を将来結ぶ環状的な道路の一環というような考え方を折り込んで、すでに計画をさしてもらつております。したがつてだいたい現在できております末端を結ばば、非常に好都合な一環した道路になるというように計画されております。そういうわけでございまして、道路の維持管理をやらしていただいております担当としましては、これは、学校進入道路というのはちょうど都合のいい時期にわれわれの計画線に乗つてもらつたという感じでございます。そういう感じでございますので、市の財政等の許される範囲において、われわれとしてはできるだけ早くこの道路を結ばば非常に有効な道路である、こういうふうに考えております。

それから、次の質問の市道の維持の方法でございますが、御質問の要旨として、道路修繕工夫を配置したらどうか

というような御趣旨のように拝聴するんですが、これにつきましては、県道につきましては以前からそういう形をとられておりまして、現在も各路線のある延長に一名づつ配置しておるわけですが、これについて県の御意見等を聞いてみましても、非常に労務管理上の問題あるいは身分の問題等で、一つの悩みの種だということなふうにも聞いております。仕事のほうにつきましては、ごらんとおり、よくいわれますきめのこまかい修繕をやっておるわけですが、交通量の増大に伴いまして、街路の補修というのはあの程度ではどうも満足できないような状況になってきておる、こういう状況だと思えます。本市におきましては、年間を通じまして土木関係で七、八名から十名程度の常備人夫を使いまして、道路修繕を主としてやらしておたわけですが、逐次、交通量の増大に伴いますのと、それから舗装が延びましてその補修という点もございましたので、あまり経費の増額を伴わなくて、なお一その効率的な方法はないかということいろいろ考えまして、昨年から道路の修繕をやります作業所をつくつていただいたわけでございます。また本年の八月の一日からジープを一台パトロールカーとしてはつきり割り当てまして、色も全車幅まつ黄色に塗りました。そうして横に「道路パトロール」とはつきり大きく入れさしまして、どなたからでもわかるようにいたしました。これがパトロールいたしております。そうしておりますので、いままでのように遠方の地区から小さな修繕についてでもいろいろ御足労をわずらわしたというようなことは解消するんじゃないだろうか。パトロールもできるだけ出張所あるいはそういう市の機関等にも十分連絡をとるようにして、小さい穴埋め等については、わざわざ役所まで出てきていただかなくても十分連絡がとれる、またすばやくその善後措置ができるようにも考えております。

次の農道については、産業界のほうの担当だと思えますので……。

〔耕地課長（天野助春君）登壇〕

○耕地課長（天野助春君） 農道についてお答えいたします。

四日市の農業の移り変わりによりまして、いわゆる専業農家といたしましては圃の打ち出しております農業構造改善事業によりまして、機械の導入、近代化によりましていろいろの耕うん機その他の機械が導入されまして、近代化されてきたのでございます。そのために従来の農道では狭少でございますまして、十分にその機械を利用することができないという現状でございます。またもう一つの農業の推移といたしましては、専業農家から兼業の農家、いわゆる年寄りとか婦女子による農業に推移いたしました。そのために労力が減退いたしました。協業によるところのいわゆる機械の利用ということで、二つの方面から考えましても、やはり農道の整備ということが重要な問題になつてまいります。そのためにわれわれといたしましては、いわゆる圃の補助金による構造改善事業とか、いまままで行なわれておりました団体営の土地改良事業による農道の整備、それから県の補助によります県単の土地改良事業による農道の整備、それからいわゆる市単独の補助によるところの農道整備、いろいろやつてきたのでございます。先ほど御指摘のように、市場に出荷する農作物が運搬途中において損傷を受けて、その価値が落ちるといふ問題でございますが、農道の整備をすることによつて、そういう商品価値を高めることができると思ふのであります。そのためには、われわれは特に土地基盤の整備、その中でも農道を才一番に取り上げまして、現在その農道の新設改良に邁進しておるのでございます。なお、高度の野菜その他果物等を出荷するためには、農道の舗装すなわち簡易な防塵舗装までもつていきたい、そのように考えておる次第でございます。

○議長（田村末松君） 訓覇議員。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 教育財政について、教育長にお尋ねいたします。

前会に教育長は、公費負担すべきものが約一千万、憲法に違反をしていることを言明されたのでありますが、その後どのように措置をせられたかお伺いしたい。聞くところによりますと、小学校児童一人当りの需要費が、非常に財政貧困な各市ではありますが、県下十二市のうちで四日市市はビリから二番目であるというふうに聞いておりますが、そういう調査をせられておりましたらその事実を御報告いただきたい。その後ある日ある学校のある教師は、子供が家庭での経済的な貧困のために学校へ金を持ってこれなくて、学校を休むので困る。あるいは隣のお友だちがたくさんの寄付をしているが、自分のところは多く寄付ができないということで、いままでの友だち間の交友の関係がやつてしまったという例を話をして、顔をくもらせておつたのでありますが、このように教育財政の問題が経済的に市民を苦しめ、法律的に違反をし、子供の教育の問題にまで発展をしているときでありますので、大変重要な問題だと思いますが、先ほどお尋ねいたしました調査と、その後の予算的な努力、措置についてお伺いをいたします。

次に、総務部長にお伺いをいたします。

先ほど道路の問題も出ておりましたが、一例を上げれば、そういう問題もからんでくるのでございますが、出張所の機構の問題につきましては、いままで種々論議を重ねて今日になつたのでございますけれども、中央統制を強化するあまり、地区住民は大変不便を感じております。少なくとも二等級のりつばな所長を置いておるのでございますから、予算の三十万や五十万ぐらひは、出張所長の権限で道路の舗修などすみやかにできるようにすべきだと思います。この出張所強化拡充の問題につきましては、いま再検討すべきではないかと思うのでございます。いままで葦村地区におきましては、たとえば道路の補修などは自分たちで農閑期に出てきてやつてくれたのでありますけれども、もういまはそれができなくなつてきておりますので、市街地区におけると同様、葦村地区におきましても人夫賃などが必要になつてきているということから見ても、この措置は必要であらうと思ひますが、それについてのお考えをお聞かせ

せいただきますと思ひます。

なお、地方自治法の改正によりまして、近く機構の改革などを考えなければならぬ時期にきておりますが、どのようなやり方で機構改革に対処せられますか、その点についても御計画があればお聞かせをいただきたいと思ひます。

次に幼児問題についてでございますが、特に被害を受けるのは児童福祉法対象のものと考えますので、社会福祉事務所にお願いをいたします。

もうすでに全国各地でこの問題が起つてまいりまして、厚生省も文部省もそのまま捨てておくわけにいかず、過般、新聞の報ずるところによりまして、この問題である要協点に達したかのような報道がございましたが、少なくとも厚生省と文部省が、幼稚園と保育所との設置目的が違つたのでございますから、この話し合ひは容易に進まないのではなからうか。そうして仮に進んだとしても、三才以上などという年齢的な線が引かれるだけであつて、地域の実情に合わないのではないかといふことが予想されます。したがつてこの問題につきましては地域の人の要望を入れて、地方自治体において結論を出していく以外に道はないと考へるのでございます。しかも四日市におきましては、こんどの御計画を見ますと、一地域に幼稚園に保育園が併設せられるような段階になつてまいりました。そうしますと、ここに問題がいろいろ起つてまいります。たとえば、きわめてさいいなことでございますけれども現状の一例を上げますと、幼稚園は夏休みをしますと保育料をとらない。保育園のほうは、最高の人は休んでも千六百五十円の七割とかいつてますが、それだけとられるといったような問題についても、その他子供の世界に幼稚園と保育園という二つの差別的な扱いをすることにもなり、いろいろ問題が生じてくるのであります。幼稚園化されていけば、児童福祉法の立場からみて大変困難な問題が出てくると思ひますので、どう対処をしようか、福祉事務所にお願いをいたします。

次に社会教育におきます政治教育について、社会教育課長にお伺いをいたします。

いまの公民館におきましては、夏は暖房、冬は冷房という環境の中で、きわめてわずかな予算で苦勞をしておるのでありますが、一たび町に出ればパチンコ屋におきましても冷房、暖房が完備をしているというこの問題、つまり青年たちを取り巻くきわめて大きな矛盾の問題、公害問題をはじめその他各種の問題につきましまして、政治的に解決をするというそのことの基礎的な教育が、きわめて必要ではなからうかと思えます。いままで生活学習、生産学習、それから政治学習へと発展をしてみましたが、いまここできわめて政治基礎教育の必要性を痛感されるのでございませうが、ある地区である公民館で政治教育をやらうとしたところ、それは自治会との関係もあるしやめてはどうかという御意見が某方面からあつたそうでございます。選挙運動あるいは政党運動などを取り避えられておるといふ一つの例でございますが、正しい政治教育を、一番直接自分たちの暮らしを変えていく、直接政治に参画していく地方自治体の問題など、具体的な内容で、しかもこの前教育長がお答えになりました適時やつていくという散發的なものではなくて、もつと系統的に、もつと計画的に、教育の計画を二、三年の計画でおつくりになる必要があると思えますが、その御意思はあるかどうかお伺いをいたしたいのでございます。

なお内部体制としては、たとえば一方では公明選挙の運動がなりもの入りで相当の予算を使つて行なわれておりますけれども、確かにこのことも大事でございます。しかしながら自分たちの暮らしを通して高めていきたいという内容が入らない、ただ選挙だけの、それも手続だけを教えるわけでございますから興味と関心がわかないし、効果が上がらないのだと思えます。いずれその担当の方とも御協議いただきたいと思うわけでございます。さらに内部体制のもう一点といたしましては、監査がございすけれども、事業監査がいままでほとんどなされていらないのではないかと。経費の支出が不正か正しいかということだけではないかと思うのでございますが、いま少し事業監査をしていた

だき、御報告もいただき、そしてその必要性、さらにそれに対処する予算の配分などを考えていくというそういう内部体制の問題もあらうとは思いますが、この計画を早急に、長期にわたつて立てる御計画がどうかお伺いをいたします。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時二分休憩

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会談を開きます。

教育長。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） お答えいたします。

才一間の、先の議会でPTAの負担している金のうちで、これは公費として負担すべきでないかといわれるものが約一千万あるといったことについてでございますが、これは昭和三十六年度に私たちと庶務のほうで現場に行つて検査をした結果の結論でございますが、したがつて三十七年度にこれが三分の一を解消すべく予算化をしたのでございます。ところが実際にその以後の経過を見ますと、三分の一解消するために予算化をしましても、実はPTAの負担というのは減つておりません。やはり依然として同じでございます。そういう結果が出ておるのでございまして、これにつきましては抜本的になんらかの方法を講じない限りは、計画的に三分の一、三分の一を消化していつても、PTAの負担がちよつとも減つていないという結果でございますので、これは一考を要する問題だと思つており

ます。

なお、需要費は県下各市に比較して少ないじやないかということ、これは御指摘のとおりでございます。ごく最近私たちが調査いたしました結果によりますと、小学校では一人当り千三十四円でございまして、下から数えて津の次でございます。中学校は八位でございまして中ごろにあるんでございますが、小学校につきましては非常に少ないということは事実でございます。なおこれについて九月にはどういうふうな処理をしたかということでございますが九月につきましては、私たちの考え方としましてはこれは当初に一応こういう方針でやつていこうという計画を立てましたので、九月につきましては補助金その他の関係で、訂正または改正された分についてのみお願いをしておきまして、これはこのとおりやつていきまして、年度末にでもどうしてもこれでやつていけないということが起こりました節には、私たちとしてはこれの補充をしていきたいという考え方で現在おります。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） オ二点の機構改革という問題についてお答えいたします。

お尋ねの要点は、御趣旨でないかもわかりませんが、二点でないかと思っておりますので、二点に分けてお答えいたします。

その一点は出張所の……、むしろこれは出張所のといいますより、出張所長の権限を拡充強化するような考え方がないかというようなお尋ねでないかと考えますが、この問題につきましては、御承知のように昭和三十五年に出張所のいわゆる機構改革等の考え方におきまして、分掌事務を削減するというようなことをいたしました。ところがその当時でも、いわゆる四日市といたしましては出張所の分掌事務が最大であつたときでも、おつしやいますようなある程度の予算的な措置を出張所にいたしまして、例に上げられました道路補修等について、たとえば十万円とかあるい

は三十万円とかというような金額を限つて、出張所長のいわゆる見解に基づく支出行為ができるというような状況でございます。これは問題点といたしましては、私たちが現在出張所長に對しあるいは出張所に對して分掌事務の上においてそういう権限を与えておりますのは、風水害その他災害時における応急措置は所長の権限によつて処理するという項があるのみでございます。あとは事務的な処理をして、いわゆる本庁と連絡しながら処理していく、こういうことになっております。ところが、實際役所の行政的な事務というようなものを考えてみますと、非常に分限し、あるいは細分化されていくというのが発展の状況でございますので、實際的にはこれを地域的に統合処理するというような考え方は、いいと思います。一つの地域におきましては、重点的にどういような施策から手をつけねばならないかというような意味での統合処理というようなことを、いま出張所長に對して依頼もし、あるいは権限的にも与えておるような状況でございますので、おつしやいます御趣旨に沿うためには、直ちに運用上の問題として処理できるようなこともあるのではないかと、いいますのは、例をお上げいただきました道路補修等につきましては、所管します土木課の予算の範囲内におきまして、各出張所にそれぞれ配分をいたしておるような形で土木課は選抜をいたしておりますので、その範囲内における処理は、現在でも出張所長の復申、内申あるいは意見の具申等によつて処理をしておりますし、なんらかの方法をとれぬでもないのではないかと、そのように考えております。そういう点で一応十分検討を加えてみたい、そういう考えであります。

それから機構改革について、これは皆さん御案内のように六月国会で地方自治法の一部改正というのが議会を通つておりまして、これの要点は主として財務會計制度の整備という点でございます。それで内容といたします要点を簡単に申し上げますと、一例を上げますと市長権限でありました財産管理等を収入役権限に移すというようなこともあり、それから、従来市民の職務権限に属していたものを出納長あるいは収入役の職務権限に移すというようなこと、

それから予算的なことは上の問題、たとえば歳入歳出予算と称しておりましたのを予算という言葉で表現する、それから追加更正予算と称しておりましたのを補正予算と称するというような、非常に部分的な予算上の問題は一月から実施するようになっておりますが、これは機構にはあまり関係がございませんので、おつしやいますような点につきましては、私のほうといたしましては総務部所管の仕事でございますので、総務部長、総務課長、そういう線で検討を加えると一緒に、事務改善事務局と委員会がございますので、それに一つの特命事項というような形で検討を加えまして、できえましたら来年四月から実施できるような準備をし、皆さんの御意見もその間総務委員会その他の形態を通じてお聞きしながら処理していきたい、そう考えております。

〔社会福祉事務所長（西川敏郎君）登壇〕

○社会福祉事務所長（西川敏郎君） お答えいたします。

御意見ごもつともでございます。御承知のとおり保育園は児童福祉法によりまして保育に欠ける子供を保育する、こういう目的でございます。なお、幼稚園は学校教育法に基づきましたいわゆる設置目的をもつておりまして、保育時間とかそういうような点につきましては若干相違があるわけでございます。もちろんこれは基準によりまして行なつておるわけでございますが、現状といたしましては、現在の保育教育の内容でございますが、それぞれ幼稚園は国の基準がございましておりの教育要領、それから保育園は児童福祉法の設置の法定基準によりまして保育基準によつてその内容は示されておるんでございますが、ほとんど内容は変わらないという実情でございます。しかし保護者の方々は相当この点につきまして、幼稚園と保育園の平等化の切なる御要望があるわけでございます。最近新聞に載つておりましたが、訓導員から御指摘がございましたとおり三島報道されておるわけでございますが、オ一点といたしましては、現在の幼稚園、保育園の二元行政はそのままとするが、幼児教育については一本化とする。オ二点は、幼稚園

と保育園は基本的にはそれぞれ設置目的に基づいて運営するが、一定年齢以上、たとえば三才以上は幼稚園、三才未満は保育園で保育する。それからオ三点は、保育園の新設は一応最小限度に押える。こういう話し合いが文部省のほうから出まして、いわゆる厚生省のほうはある程度受け身のようなことをいつておりますが、だいたい話し合いの線がまとまったというようなことが新聞に載つておりましたが、市といたしましては、何ぶんの指示を待つて検討するということになるわけでございますが、ただ市は傍観しておるといふことではございませんで、市といたしましても根本対策として、仮の名前でございしますが、児童問題を含めまして社会福祉審議会というような審議機関をつくつていただきまして御検討いただき、もちろん関係の事務当局を入れまして、また関係の学者それから関係団体、もちろん議会からも御参加いただくわけでございますが、そういう案につきまして事務的に検討を加えておりますので、その節はよろしくお願い申し上げます。

なお、本日入手いたしました情報でございますが、国におかれましても家庭児童対策といたしまして、人つくりの場としての家庭を重視し、新たに家庭を中心とした児童育成対策を推進することにしておりまして、約一億四千万円を予算計上、三十九年度でいたすそうでございます。これによりまして、まず初年度に二百十カ所の家庭児童相談室を福祉事務所ごとに設置するという具体的な案をいまつくられておるそうでございます。これは五カ年計画でございますので、こういう点につきましても国におきましては相当力を入れていただいておりますので、市といたしましては、これに呼応してどんどん進めていきたいと思っております。

なお、事務的に御参考までに申し上げますと、現在、教育官のほうと私のほうで調べた数字でございますが、五才児からの問題が相当大きく取り上げられておるわけでございます。現在推定いたしますと約三千名の幼児がおるわけ

でございますが、このうちで幼稚園に入つておる方が約半数、それから児童福祉法によりまして措置いたしましたものが四割七分程度でございます。合計いたしますと、三千名のうちで二千四百九十名、約八三〇名の児童が就学前の児童として教育を受けているという現状でございます。その他現在措置いたしておりますのは二才から六才まででございますが、いろいろ法的にも制約がございますので、保育所といたしましての限度まできておるといふ現状でございます。簡単にございますが……。

〔社会教育課長（西尾勇君）登壇〕

○社会教育課長（西尾勇君） 社会教育におきまして、政治教育の実施をどのように指導しておるか考えを伺いたいということについてお答えいたします。

教育基本法第八条に「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。ただし特定の政党を支持したり反対する政治教育及びその他の政治活動はしてはならない」この国の方針に従いまして、社会教育におきましてこの意味の政治教育を教育活動として計画し、その実施をいたしますことはいうまでもありません。しかしその実施の形態はその地域によつてさまざまな形がとりうるもので、一つではないという考えでございます。したがって社会教育におきましては、今年度の重点目標の一つとして、市民性または市民意識の育成ということを通じて、これを公民館活動として実施いたしておるのでございます。ここに申し上げます市民性ないし市民意識と申しますのは、四日市の特殊性から考えまして、市民が自分の生活をよくするために自分の考えや知識を広めることはもちろん、さらに地域環境や社会の問題にまで関心を広めて、その実現に努力するような考え及び生活態度を育てるという意味でございます。したがってその実施の形としましては、現在、公民館活動として青少年、婦人、成人の方たちが約五十の学級、教室、講座という名前の形で、これに約千三百人参加しておりますが、この教育活動の中

でこの重点目標を特に自分の生活に即した実際問題として、地域の問題、生活の問題、家庭の問題などを学習するように進めておるものでございますし、さらに直接政治、選挙という問題を取り上げる学習としましては、選挙管理委員会の委託を受けまして、公明選挙推進運動の一環として、こんご年度内に各公民館が相当の教育事業を行なうことになっております。こういう教育基本法に基づく政治教育の考え方、それに基づくまた実施の形態というのが、社会教育において実施しております政治教育の考え方及び形態でございます。

〔訓彌也男君登壇〕

○訓彌也男君 年々予算化をして処置をしているという御報告でございますが、それならば各市に比べて相当予算が多いのではないかと思つておりましたら、津の次でピリから二番目ということでございますが、これは一体どういうことでございますでしょうか。抜本的な方法が必要だというお答えでございますが、それこそ抜本的な予算措置をせられるよう御要望いたしておきます。

過般米の買戻に對して、なんらか市長の明確な御政策をお聞きしたいと思つておりましたが、政策らしい政策もお聞きできなかった。教育民生の部面でいうならば、さわめて重点を注がれておるのが学校の建物をつくるということ、これはりつばな御政策であろうと思ひますが、建物づくりがりつばなであつても、人づくりのほうの予算がこのような実情では、少しいま調整しなければならぬ時期がきているのではないかと思ひます。そういう意味も含めまして、早急に追加予算を組まれるように御要望をいたします。

次に、出張所長の権限の強化でございますけれども、お役所仕事といわれることばの中にも含んでおられると思ひますが、さらに統合もしたいというような御答弁がございましたけれども、これほど中央統制が強化せられましたならば、それを統合せられることはさらにその統制を倍加せられることとございまして、地域住民といたしましてはもうその

限界にきていると存じますので、少なくとも三十万や五十万の金は、出張所の人員を減らしたその一人分にも該当するくらいの金額でございますから、電話や、わざわざ遠いところから所長、自治会長ともども本庁までやつてきてやつと道路が修理できるというような、そういうことのないように、早急に出張所に三十万ないし五十万ぐらいの自由に使える金を処置せられるように御要望いたします。

なお、機構改革につきましては、いま機構の整備とともに人員の配置につきましても相当混乱をしておりますし、定員の不足、つまり公務員法の違反をして、職員を嘱託という名で採用している事実もございますから、それもこの際一緒によく御検討をいただき、どういふふうにするかについては、特にまた現場職員の意見も、市民と直接、日々接しておるのでございますから、十分お聞きいただいて対処せられるように御要望申し上げます。

次に、対策のために審議会を設けるような御方針のように承りましたが、きわめて適切であると思っておりますので、早急にごの実現をはかられるよう御要望いたします。また厚生省におきましてつい最近、来年度の予算要求を四千九百億余り、つまり昨年度の五割増しぐらいに要求をしているのでございますが、これにつきましては必要なものをどしどし中央に陳情をし、意見をいう運動を重ねていくことによつて、この予算が削られることなくいけるのではないかと考えますので、早急にご四日市の実情に合う政策をお立てになつて、県も入れてともどもに国のほうに予算の要求をいまから始められることをお願いをいたしておきます。

家庭児童相談室の問題におきましても、約一億四千万ばかりこんどの予算で要求をし、二百十カ所の計画を立てておりますが、この問題につきましては四日市の実情には合わないのではないかと思います。それぞれにおきましてひとつ市民の方々の御要望を加えて、早急に政策をお立てにならないと、国へ対して予算要求の運動が遅れていくわけでございますから、そうして教育民生の面におきましても政策の貧困の一語に尽きるわけでございますが、陳情等

を見ましても市民の方の行動が先に走つていて、あとから補助金云々などという陳情が出ておりますのは、行政指導が遅れている証拠でございますが、ともかくにも早急に市民の要望を取り入れて政策を立案をせられ、そうして所期の目的に進んでいただくようお願いをいたします。

次に社会教育でございますが、長期のこんごの計画をお立てになるかどうか、その必要について申し上げたわけでございますが、長くなりますので、どうかひとつ長期の年次計画、系統的な計画をお立てになるよう要望して、私の質問を終わります。

○議長（田村末松君） 伊藤議員。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 簡単に御質問を申し上げたいと思ひます。

才一間につきましては、学校建築の遂行についてでございます。申すまでもないことでございますが、市の百年の大計をつくるその基は教育の充実にあるのでございます。なおかつこの基をなすものは、教育者の資質の向上と、いま一つは施設の充実、この二点に仰するのではないかと思います。その他にも多々ありましようが、なかんずく学校施設の充実はどうしても見のがすことのできない件でありまして、この点に早くから着目されまして、当市においては他市には見ない文教施設充実十カ年計画をお立てになつてすでに才七年を済まされたことについては、敬服をいたしておるのであります。いろいろ他の教育施設にひびが入る点があると思いますが、その期するところは学校校舎をまず時代にマツチしたものにいたしたい、こういうような考えにはかならないと思ひます。そういう意味におきまして、私は前の六月定例市会にもこれをお尋ね申し上げましたところが、適当な機会をえてこれらの遂行をいたしたい。本年も小学校が五校、中学校が二校計画されておりますが、その点の御答弁があつたのでございますが、今回の

追加予算にもそれを見ることができなかった。なおかつ去る三月の当初予算の審議の節、教育民生常任委員会に市長は御足労下されまして、そのときの御答弁にも、六月ないし九月にはなんとか考えたい、こういうようなお話がございましたが、今回それをみる事ができない。非常に心細く思っておる次才であります。私があちらこちらで父兄にあるいはその方面の関心を持つ人に、これは絶えず聞かれていますので、適当な機をえてという御答弁は一体いつごろになるのか、あるいはもう本年度はむずかしいのか、その点についても一応の御見解を承わりたい。これが才一問でございます。

才二問、排水の施設の推進についてでございます。市長の理想としていらつしやる福祉都市を建設したい、まことに同感でございます。その根基をつちかうために、また大きな目で國是に従うところによつて、ここ数年、当市には見事なコンビナートが建設されました。当市の財政の大きな一翼をになつてゐることは御同慶にたえないのでございますが、その反面、のちほど同僚の方々からお話があるようでございますが、公害の問題、それらについてはいろいろ新聞紙上であるいは直接いろいろ伺つておる点もあるんでございますが、それらに負けない、それらと匹敵して忘れてはならない問題が、私は工場地帯における排水の問題であろうと常に考えておるものであります。かつまた当該市民の朝な夕な身をもつて痛感いたしておるところなんでございます。数年のうちにあいておるところへ、あいておるところへと工場がはり込まれたそのために、こういうような問題が幾多派生をいたしております。このような工場地帯に湛水の地域がたくさんできた。かつての一等田がもうどろ沼に化し、かつまたちよつと雨が降れば道路は水面に没して、ほんとうに短長ぐつでは通れないというのが現状でございます。そういう点に早くから理事者におかれましてもぜひと関心を賜つてはおりますが、災害のたび重なつておるそれに比して、なお市民は非常に排水に困苦をいたしておる次才でございます。わけても近鉄塩浜駅西の一带は、ちよつとの雨にほとんど道路という道

路はまず水禍に没してしまうのでございます。これの措置について、長い間の苦しみでありますのでなんとかひとつ解決ができないものか。この点、二問について御意見を承わりたい。

さらにそれに関連をいたしまして、工場地帯一帯におきましては再三床下浸水などに悩んでおる關係上、未だるであらう台風期を前にして、実に戦々恐々たるものがあります。きよりの所明でも、鈴鹿市は防潮堤はもう完全だ、桑名においても、まずもう河口の一部を残すだけとか、こう伝えられておりますが、はたして四日市のこの一帯の海岸はまずだじようぶなのか。そういう点についても、合わせてお聞かせを賜りたいのであります。

以上、大きな二点について御質問を申し上げます。

「教育長（山本軍一君）登壇」

○教育長（山本軍一君） 学校建築についてお答えいたします。富洲原の体育館並びに高花平の分校ないし来年度本校に私たちお願ひするように思つておるんでございますが、これらにつきまして十月にならないと補助の確定がいたしませんので、その時期を待ちまして私たちいたしましたは学校建築の予算をお願いいたします、こう思つております。

「土木部長（城井義夫君）登壇」

○土木部長（城井義夫君） 排水施設の推進についてという問題でございますが、特に石油コンビナートの工場の林立いたしました塩浜地区におきます問題が重点のようでございますが、この地区の排水につきましては、すでに御承知のとおり雨池川の改修という点に当面重点を置いてきてまいりました。この工事につきましては一億五千万余をかけまして、千八百ミリのポンプが二台完成いたしております。本年度は引き続きこの関連の水路の改修に着工させていただきますと思つております。この水路の改修でございますが、このたびの予算追加に御審議願へるよう提

案さしていただいております約三千六百万の雨池川の改修事業でございまして、この予算によつて在来の雨池川の未補修部分の特に必要な部分の築造と、合成コム、三菱油化の工場付近における全然未改修の部分の新設という工事をやらしていただきたいと考えております。この工事によりまして、先般竣工いたしました雨池ポンプ場のポンプ能力を十分活用ができる状況になると信じております。したがつてその雨池川によつてかこまれる塩浜地区の水の問題については、画期的な働きをするんじゃないかと思つております。

なお、御質問の中で特に御指摘のありました塩浜駅の西側湛水問題でございまして、これは逐次住宅化いたしました、在来の耕地が一枚とか二枚とかいうふう非常に賑々と残つてきた状況でございまして、われわれといたしましてはなんとかしてこういう状況を解消できないだろうか、いまままでおりお米をとつていただけんだろうかということとを十分考えておるんでございまして、こういう点につきましては地域の開発の一つの過程として、非常にいろいろむずかしい問題がございまして、われわれ他都市でも同じような状況を拝見することもあるんですが、非常に排水のむずかしい問題がございまして、一、二年來、在来のクリークから幹線排水路を二本程度逐次西に延ばしておりますがこれらをこんごも継続的に有効に働かすことによつて、相当解決つくんじゃないかというふうに考えておりますが、非常にむずかしい問題があると存じております。

なお、台風期を控えた高潮対策の措置は万全かというような質問のように拝聴いたしました。特に塩浜地区について申しますと、伊勢湾台風あるいは十三号台風による被害の鈴鹿川の改修につきましては、御承知のように一〇〇%終つております。次に海からの問題でございまして、高潮対策事業の非常に高い波がえしをつける工事でございます。これにつきまして本年の事業といたしましては、主として石原産業さんの工場の中と申しますか、工場周辺の工事が残つております。これは本年度全部着工する予定になつておりますが、本年の台風には残念ながら間に合

わない。本年度事業として一〇〇%着工していただけるという見通しになつております。局部的に若干まだ残つておりますのは、次は大井ノ川のしめくりでございます。主として港に面しました大部分の工事は終つておるんでございますが、最後に大井ノ川にきまして、それを川からいかにしてとめるかという問題でございまして、これにつきまして、これは県道通りの際見ていただけると思いますが、現在、大井ノ川橋のところ、樋門とポンプを築造いたしました。その地点より上流に湖ののるのをとめようという工事でございまして、これも御承知のようにこのたびの台風シーズンは間に合わないでございまして、本年中に竣工する予定でございまして、この工事は大体九月中に現在の橋が新しい橋にかかりまして、現在の橋のところへ樋門ができる予定になつております。

なおこちらの南部方面で、もう一カ所高潮に対して無防備なところがございまして、これは阿瀬知川のふちでございまして、市のポンプ場がございまして、このポンプ場の周りのところが以前のままで、近く着工しようというふうな県にお願ひしておるわけでございまして、この箇所は名四国道の通る予定線にもなつておりますので、そういういろいろ設計協議上、日を費したわけでございまして、この点の調整も最近まとまりましたので、近く港務局と県の都市計画課の両面からかつていただきます。これも残念ながら本年度の台風期には間に合いませんが、来年度の台風期には間違ひなくできると存じております。あと北部のほうにまいりますとほとんど完成しておるんでございまして、新聞等あるいは防災計画書にも出ております富田の一カ所の危険カ所と申しておりました霞ヶ浦遊園地の前に、四十メートルほど未完成部分があつたんでございまして、これもいろいろ問題がございましたが最近着工いたしました。現在の段階では危険のない状況まで仕事が進んでおります。

以上の状況でございます。

○縣長(田村末松君) 暫時、休憩いたします。

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会談を開きます。

答弁者の方は、議席のうしろのほうに声が届かないようですから、ひとつ大きな声で明確に御答弁をお願いします。

伊藤議員。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 先ほど私の二つの質問に対しまして御答弁を賜わりまして、感謝を申し上げます。

才一間の学校建築の遂行につきまして教育長から御答弁を願ったのでございますが、私のお尋ねを申し上げておりますのは、文教政策十カ年計画の才八年度に当っております本年度の予定分の校舎の建築をどのようにお進めになるのか、こういう点でございます。従来いろいろな市の財政の都合によつて、この十カ年計画が多少でもその遂行が不十分である、困難であるという場合には、御案内のように予算外義務負担をもつてこれを負けないように遂行されたのでありますにもかかわらず、本年は予定されております小学校五校、中学校二校につきまして、富洲原の体育館だけでございまして、まだこのままでいつたら本年度中にできるのか。さすれば、その次にすでに来年八校、さ米年には小学校五校、中学校四校、九校がございます。総計して二十五校を米年、さ米年に残しておりますので、これに對しての本年度分の御計画はいかにお考えになつてゐるか、取ねてこの点について御質問申し上げる次才であります。才二間につきましては、土木部長の非常に御丁寧な御答弁に接しまして感謝をいたしております。雨池ポンプ場を中心とした雨池川の工事を進めていただくことによりまして、まず泊山、あの付近から低地帯に向つて、工場地帯に

向つて流れ込んでまいります水をあれで食いとめて、ちようどどのような役目を果してくれることを期待いたしております。従来あの水で雨池より上のところは非常に困難をいたしたのでございますが、あの御計画をされることによつて、まず泊山から工場地帯に押し寄せる水はなんとかしていただけるんらうと思ひます。塩浜近鉄駅付近の水は土地の高低の都合から、あの雨池にもつていくことは相当困難が感じられますので、それについても土木部長は運河との連絡に、御説明のように非常に苦心をいただいております。ただその延びが足らないがために、あの湛水地帯が雨ごとに悩み、雨ごとに苦情を受けているような状態なのであります。なんとかいたしましてこの点につきましてはできる限り早く市民の悩みを解消していただくことを御要望いたしたいのでございます。

高潮の防潮堤につきましては、部長から御説明賜つた点に、私は御答弁としてはありがたいんですけれども、もう本年はだいたいようぶだろうと私もいまままで申してきた関係上、やや不安を残すのでございます。ちようど桶の間囲がどんなにりつばにでき上りまして、一ところはすれておればその水は流れ出すことは、これは当然でありますので、私の存じておるところから申ししても、石原会社さんの西側約二百メートルは、まだあれではきわめて不完全であります、あの台風なり高潮が襲来いたした場合にあすこを根城として、あれから地区一帯に水が舞い込むことは十分考えられるのでございますが、その他大井ノ川の樋門なりあるいは阿瀬知川の点につきましても、非常に留意を賜つておりますことは感謝いたしますが、なんとかひとつあれが一日も早くでき上りまして、それによつて他のいままではく大な経費を圍なり限なりが投じて下すつたそれが生きるんらうと思ひます。たとえ一ところでこれができていなければ、いままでの三年間の長い間の投資が、私は水泡になるんじやないかというような懸念がいたしますので、市民の要望にこたえるためにお尋ねをいたしたいのでございます。何とかこれの促進方をお願いいたします。

以上、才一間につきまして再度御答弁を賜りたいのであります。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） お答えいたします。

本年度の十カ年計画で計画されています学校のうち、二校につきましてはその学校の坪数が、危険校舎をとつてしまっても現在の生徒数で十分であるということで、これは自然消滅でございます。それからある一校につきましては二教室だけの計画が十カ年計画として上がっておりますので、二教室を改築するということにつきましてはその学校の学級増等助案いたしまして、現在やるということは不適當でないかというので、これは見送るほうがよろうということで私たちとしましては取り上げておりません。したがって残りました、小学校につきましては海蔵小学校、中学校につきましては富田中学校、それから先に申し上げました体育館につきましては富洲原の体育館、それから特別に高花平の学校がございますので、先に申し上げましたように高花平、それから富洲原の体育館等につきましては、補助が確定いたしますのが十二月ごろでございますので、その時期に合わせて検討してお願いしていきたい、こういうことでございます。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 ただいま教育長から御答弁をいただいたのでございますが、本年度の予定をされております八校につきまして、それぞれ御検討をさせていただいておるようでございまして、けつこうに思います。

私は過般県にまいる機会がございましたので、二、三日前ですがちよつと県の教育委員会にも立寄りまして、いろいろ学校建築の問題についてもお伺いしたんでございますが、おそらくことしの十月、十一月ごろの補助金はむずかしいと私も感じておる、そんなようなお話もございましたし、本年度分の補助金につきましては七月ごろにもう

すでに済んでおる、だから本年度の学校建築で国庫補助をねらうとかあるいは起債をねらうことは、まず困難なときになつておるといふようなことでもございましたので、私は来年、さ来年に予定しております本年度含めて二十五校のこの待つてゐる子供、父兄、そして訓導議員からお話がありましたように、四日市がただ一つの努力をいたしております学校建築、この市の教育に対する生命線、これだけをせひとも守り続けていただきまして、予定のとおり四十年にりつばに文教政策十カ年の成功ができますことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議員（田村末松君） 須藤議員。

〔須藤総太郎君登壇〕

○須藤総太郎君 御承知のごとく私は議席を占めて日浅く、むずかしい問題とか過去のごとはよくわかりませんが、四カ月の議員生活に感じたことを二、三御質問申し上げます。

西浦区画整理事業についてお尋ねいたします。西浦区画整理事業が指定されてから足かけ五年、その間私は地区促進委員会代表として市長にたびたびお会いして、事業の促進をお願いしてまいつたものでございます。昨年四月、市長提案の西浦主幹道路七十メートル拡幅の件につきまして地区の強い反対ということは、減歩率の大きくなること、非常に大きな障害物である工業高校のあることによつて、工事が遅延するのではないかという懸念のもとに、地区民は非常に反対をもちました。しかしよく協議した結果、将来を思い、市の大きな構想のもとに数項目を市長に要望しまして、市長の案に賛同し、その後再三お願いをしておりますような次才でございます。西浦の現況といたしましては、昔の九尺の農道に四階、六階という高層建築物が建築許可され、道路は荒廃し、水路も同じであります。非常につり合いのとれないみにくい状態となつております。一方学校側におきましても、施設の充実、校舎の増築等ほとんどん工事を進められ、地区民としてはこれは一体どうなることかと、半信半疑の状態であります。その点、こんご

の市長の固い見直しをお聞きしたいのであります。

才二間におきましては、指名業者の選定についてお尋ねいたします。ますます躍進途上にある当市としましては、建設工事その他あらゆる面に業者の協力をえなければならぬと思いますが、これの選考方法をお聞きいたします。才三間、窓口の来客の取り扱いについて、これは一般市民を対象としたものでなく、先日私が庁内にいたら、商品の販売まではいきませんが宣伝を盛んにやっております。当市の吏員としては上司の訓辞が徹底しているのか、皆勤勉なお方ばかりで、だれもそれに相手になつておる吏員は見受けられませんでした。これは無断で進入したものが認めているのかお尋ねいたします。

私は総務委員会に籍を置きまして、六月、大分の市役所を訪問したところ、玄関に「執務時間中、庁内での商品の販売や保険の勧誘を固くお断わり申します」という紙がしてありましたが、当市としてそういった考えはあるのかないのか。

以上、三間をお尋ねします。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 才一間の、西浦の区画整理の問題についてお答えいたします。

本地区の区画整理につきましては、ただいまの御発言のとおりずいぶん前からいろいろ調査をいたしておつたわけでございます。さいわいにして昨年度当初から一応事業の軌道に乗せたいという目標で資料をまとめておつたわけでございますが、その段階におきましていろいろその内容の計画を慎重に検討をいたしました結果、一部の幹線道路すなわち七十メートル道路でございますが、この工業学校の南を通つております道路は、四日市の将来のためにはどうしても既設の七十を直線に西のほうへ抜いておくべきだというような意見に統一されました。その変更を進めてお

りました。そのために本日まで日を送つたわけでございます。その過程を説明申し上げますと、御承知のように高等学校という大きな公的施設でございますし、また水久建築の建物もございまして、この移転とかあるいは敷地の交換ということは相当むずかしい問題でございます。そういう点におきまして、国、県におかれましては学校当局ともよく見直しをつけて、だいじようぶ動けるということをはつきり見せてみる、こういうようなことでございまして、その点につきまして市のほうから県の教育委員会あるいは知事のほうにこの工業学校の移転についてひとつ御協力を願いたいという文書をもつてお願いしておつたわけでございます。ところがいろいろ問題が問題でございますので、県のほうも慎重に御検討になつておりまして、本日の段階ではまだはつきりした答えをいただいております。しかし、本日、都市計画課長を欠席さしていただいておりますのは、昨日、県の教育委員会におきまして会議がもたれまして、この問題を皆さんで御審議下さつたという情報が入りまして、一応われわれの希望しておるお答えの方向に持つていただいておりますというように察知しましたので、本日けさから計画課長を県の教育委員会のほうにやりましてその実情をお聞きし、知事部局のほうの計画課長と現在打ち合わせ中でございます。間もなく帰ると思っておりますが、先ほどの電話では教育委員としましては市の都市計画課長、区画整理事業には協力をいたしましょうということを御審議願つたという電話を受けております。そういう状況でございます。学校の問題が解決ついたらと申しますか、見直しがつけば、早急に県、国の手つづきを済ませまして既定の計画どおり進めたい、こういうふうに考えております。それでその見直しでございますが、いままでも市会でも御説明させていただいたことがあるように考えておりますが、だいたい考えております区域は、近鉄の駅裏の西浦地区を主としました三十一万二千坪でございます。事業としてほしい六億三千万あまりの見直しをつけております。これをだいたい着工後五カ年で整備をいたしたい。その財源的な見直しとしましては、管理者の負担金、これはこの区域の中にございます幹線道路の補助金に至るもので

でございますが、これがだいたい一億三千万、それから保留地処分として三億五千万余りを予定しております。市の純負担と申しますか、市の負担は一億五千万程度でなからうか、こういうような財源的な見通しを立てております。

なおこの市の持ち分に対しましては、特に最近こういう区画整理につきまして国の助成あるいは奨励的な意味がございます。非常に融資を考えておつていただきます。だいたい区画整理につきましては七分から八分程度で、五年据え置き五年償還というような融資を期待できる、こういうふうに考えております。そういう状況でございます。さいわいに県、国と早速において書類がまいりますと、県の都市計画審議会の諮問をえて大臣から告示ということになりますと、事業に着手できるわけでございまして、その見直しにつきましては本年度中にいま申し上げました段階まではどうしても進みたいんだ、そういうふうに考えております。そういったしまして来年度早々あるいは本年度中にこの地区の審議会の委員会の構成、そこまではどうしてもだいたい年度内に進めたい、こういう決意で進めておりますので、どうぞよろしく御了承願います。

〔監理課長（杉本治芳君）登壇〕

○監理課長（杉本治芳君） 建設工事の指名業者選定についてお答えいたします。

指名業者選定にあたりましては、まず事業の担当課長から内申を出してまいります。この内申にあたりましては業者の客観的立場から、すなわち過去の実績あるいは現場における能力、または地域的ということを考えて内申が出されるわけでございます。これを監理課におきましてその内容を再検討いたします。それには主観的に、と申しますとだいたい経営状態が主でございますが、これらにつきまして能力を審査した上、候補者を決定する、こういうふうにいたしております。この審査にあたりましては、隔年ごとに建設業者の登録をいたします際、各業者から能力審査の資料を提出いたすことになっておりますので、それに基づきまして県のほうでも格づけをいたしておりますので

それを参考に使用いたしております。

以上でございます。

〔総務課長（天野正春君）登壇〕

○総務課長（天野正春君） 須藤議員の才三点の問題の執務時間中の業者の売り込みについての問題についてお答えいたします。

本市におきましては、時間中におきます業者の職場での物品の販売は許可いたしておりません。許可いたしますにつきましては一週前に総務課のほうへ物品の販売の許可を申請いたしました。共済会がやっております売店で売っております品物以外のもので、職員に必要なものだという判断のつきましますものにつきましては、一定の場所あるいは二階の廊下あるいは売店の横で許可をして、販売をさせていただきます。これにつきましては、時間は休憩時間、十二時から十二時四十五分までの休憩時間を選定いたしました。職場内への入り込みの業者につきましては、私のほうは許可いたしておりませんし、こんごそういうことがありましたらばよく注意いたしまして、事務の支障のないようにはかつていきたい、こう考えております。

〔須藤総太郎君登壇〕

○須藤総太郎君 才一間の答弁を城井部長より承りました。話がよほど進んでおるかのように承りましたが、これは単に駅裏の開発のみでなく、西南方開発の拠点としてぜひ一日も早く事業認可のとれるべく、一その御尽力をお願いいたします。

才二間につきましては、資格審査、あらゆる条件が整つておつても、設計書、仕様書、あるいは工事の面に誠実でなければならぬと思っております。そういった面で選考はよほど選考者側には苦難とおうか、苦しい面が想像されます。

野、この両市よりもはるかに下にあります。それで私が先ほど申しましたように、教育長もどうかひとつ私の説を取り入れていただきまして、十分調査研究の上、節約をはかつて、四日市の汚名をそいでもらいたい、こういうことをひとつ要望しておきます。

終ります。

○議長（田村末松君） 酒井議員。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 三点について質問をいたします。

まず最初、災害対策については、天災というものは忘れたところにやってくるといわれておりますけれども、最近では忘れないうちにやってくる、そういう現状であります。いつも私どもが申すように、備えあれば憂いなしとはいいますが、しかしながらとりわけ水害とか火災とか、そういう災害は一瞬にして人命、財産を奪つていくがために多くの施設を破壊して、われわれに直接絶対的の響きを持つております。その災害対策について私どもがゆるがせにしたならば、それは天災でなくして人災だという大衆の怨嗟の声を聞かなければならない。そういう現状であつてはならないがために、現在どういふふうな災害対策に対して行なわれておるか。四日市市は公害という問題が非常に取り上げられておりますので、その点だけにしほられて、実は火事が起つた場合はどうであるか、水が出た場合はどうであるか、進んで交通に対する災害はどうかということ、その三点についてお聞きしたいと思います。

まず才一に火災の場合でございますけれども、火災が起つて大火になつた場合に、どのような援助物資の確保とか救助組織の確立がなされておるか。先般も洪一色の菅野組の火災の場合に、たしか七月二十三日の夕方でありましたけれども、そのときには全然無風状態であつたけれども、五世帯の被害者を出したようであります。もし十メートル

ぐらいの風が吹いておつたならば、あの場合に洪一色を総なめにして、あるいは阿倉川のほうに移つておつたかわからない。そういうような密集地帯に対する火災が起つた場合に、市としてはどのように都市計画的のことをなされておるか。ひいては磯津あるいは富田、富田一色の名四国道沿いの密集地帯、ああいう点に対してどういう思いをされておるかどうか、そういうことをお伺いしたいと思います。

それから火災の場合において、たとえば百世帯罹災すればそれに対して物資としてパンとか毛布とか、それから避難場所、そういうものがはたして現在どのようになされておるか、そういうことをひとつお聞きしたいわけでございます。

次は水害でございますが、これはきのうそういうことで訓練をなさつたように思われますので、これは万全の措置が期せられておる、そういうことを思いますけれども、それは堤防穴壊とかそういう場合であつて、もし水害の場合に百世帯、二百世帯、三百世帯の水害を受けた場合には、どのようにに救援物資を運んで、どのようにしてそういう人々をどこへ避難さしてというような、そういう計画がなされておるか。

それからもう一つは、地震に対する火災の場合、たくさんの人があるために車が通れない、その場合にはどうしておるか、そういうようなことをお尋ねしたいと思います。

それから一つ飛躍はしますが、これはきのうそういうことで、交通安全宣言都市の四日市市において交通の災害が非常に多いことは、現実の証拠によつてわかるわけでございますが、特に四日市の市内において国道一号線、海蔵川から三滝川に至る間、四日市の事故の約半分はあの付近で起つております。であるがゆえに私どもが通つて一番危険を感じるの、国道一号線にかかる海蔵川の橋、その橋は先般、県においても市においても、歩道の橋がかげられるということを聞き及んでおりますけれども、それがはたしていつごろかけられるのか。それともう一つは、横断をする場合に三ツ谷側におい

でも、こちらの水車町の側においても非常に困難を感じておる場合がございます。場合があるよりも困難を感じないほうが少ないわけです。でありますから、あすこを海蔵橋の下を通つて横断できるとか、そういう点を市としても考えていただきたい、こう思うわけでございます。

次は、水害による災害でございますが、この場合も抜本的処置がなされておると思いますが、もし万一川が切れなくて高潮もしくは雨盆による水害の起つた場合には、どのようにして、この土地の人はどこへ避難をさせて、そうしてここにはどれぐらいの食糧もしくは毛布、そういうものが確保されておるか。そういう計画がはたしてあるかないか、それもお伺いしたいと思います。いざ災害が起りますと、物資が足りない、人手が足りない、資材が足りないといつて、お互いに責任のなすり合いが起つておることが、これがいつもの状態でございます。であるがゆえに、どうか平和なうちにその災害のくるということを予想して、ひとつ理事者側としても綿密な計画を立てていただきたい、そのように思うわけでございます。

二番目には、し尿とごみの問題でありますけれども、現在、し尿とごみはある程度スムーズに処理が行なわれておるといふことを聞いておりますが、現在の特にし尿は海洋投棄ということによつて、伊勢湾の湾口にそれが処分されておる。ところが、将来はそれもあるいはやめなければならぬような状態であるということも聞いております。現在では、私どもが食べる魚はその伊勢湾口において、われわれの捨てたところのし尿によつて養われ、それがとられてわれわれの口に入つておる。ちよつと考えると非常におもしろい状態ではありますが、そういうことのないように、国家としては非常に苦心をされておるそりでございます。現に東京、大阪においてもし尿問題においては非常に困つておるといふことを聞いておりますし、現に困つておるわけですが、長期計画においてそのし尿の処理問題をどういふふうに考えておられるか。ごみとし尿の長期的計画によつて処遇していかなければならないということをごひとつお

答え願いたいと思ひます。

それからお隣の楠町においては、ごみとし尿の処理場が非常に優秀なものができたといふことを聞いております。四日市としても、将来の三年、五年先を見通してそういうものを建てなければならぬのじやないか、こういうふうにご考えますが、理保者側の意見としてはどうでしょうか。そういうことをお伺いしたいわけです。

それから、三番目に住宅の問題でございますけれども、このたびの追加予算については、住宅の直接の問題は取り上げておられませんが、住宅に対しては一番大きい市民の問題として考えるべきではないか。特に公害問題のやかましい今日、住宅の問題をもう一つ深く掘り下げて、そうしてあるいは工場地帯より遠くのほうへ住宅地帯としてつくるとか、そういうような計画がなされておるか、そういうことについてひとつ担当の理事者のほうよりお伺いしたいと思ひます。

〔消防長（竹内鉄雄君）登壇〕

○消防長（竹内鉄雄君） お答えいたします。

密集地帯に対する防災計画はどうかというまず最初の御質問だと思つておりますが、御承知のように四日市市には非常に密集地帯が多いでございます。道路付近も狭い。そういうところに対しましては水利施設をよくする。現在四日市市におきましては、半径百四十メートル以内には、水利施設におきましては死角がないといふふうにご覧されておるのであります。もつともこの前の御指摘の際におきましては、所帯個数はおつしやるとおり四戸でございますけれども、焼失面積はきわめて少なかったものであります。あの風速であの気象条件のもとにおいては、あのぐらいの私どものほうの消防活動に手落ちはなかつたんじゃないかといふふうには私考えておりますけれども、密集地帯に対してはそういうことで、こんごさらに水利施設をふやしていきたいといふふうにご考えております。

それから、洪水、高潮等水災に対する計画はどうなつておるかという御質問でございますが、これは水防計画というものがございまして、それには警報をどういうふうに発令するか、水防警報が発令されたらばどういうふうな活動状態に入るか、どういうふうな資材をどういうふうな場所に蓄積しておるか、防衛活動はどうするか、避難はどうするかというふうなことがきわめて綿密に計画されたものがございまして、それに準拠して、いつたん災害発生の場合におきましては活動するわけでございますけれども、むしろ災害というものはケースがときどきによつて違つてまいりますので、あくまでもこれは基本的な計画として、実際の場合においてはそれに準拠して臨機応変な機敏な活動をやつていきたいというふうに考えております。

次に、地震の場合でございますが、これは私どものほうで特設建造物防火計画という計画をつくつております。もつとも地震は洪水、高潮とは違ひまして、あらかじめ予測することが現在の科学の段階では困難でありますけれども、いつたん発生した場合においては、水道管が破裂し、交通が途絶するというふうなときには、ほんとうは全部の水道管が破裂し、全部の家屋が倒壊すれば処置なしでございますけれども、その災害の程度によつて私どもの活動の余地もありますし、またそれに備えるために四日市市には防災計画というものがございまして、この防災計画には、大きな火災、大きな交通事故、それから大きな水害、さらには地震というふうなあらゆる災害の場合を予想いたしましたしくられた防災計画によつて活動していきたい、かように考えておる次第でございます。

交通の關係につきましては主管外でございますので、他から御答弁があらうと思ひます。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君）　ごみとし尿の問題についてお答え申し上げます。

まずごみのほうからまいりますと、現在、末水にございませう焼却場と、いま試験だけをやつておりますが新設いたしました南部清掃センターの機械化した焼却場、こういうものが焼却の施設としては現在二つございませうが、市の体系を見た場合には、われわれといたしましては三カ所いる。半径だいたい四キロの収集能力を能率化いたしました、四キロの行動半径をもつた終末拠点があるというふうな計画でおりますので、将来計画といたしましては北部に一拠点を考えております。それがごみの問題でございますが、ごみの問題につきましては終末の処理の問題と、それから一番ポイントはどういうふうな形でこれを集めてくるかという集め方、収集の問題がございませう。これにつきまして今回の予算をお願いをいたしてございまして、市長提案のときに御説明を申し上げますように、コンテナ方式を昨年一カ年実験いたしました結果、非常に能率もよくぐあいいいということで、原則といたしまして一定地でごみ箱をつくりまして、それを常時おいていつて回収するという方向で全市に広げていきたい。現在、国鉄の駅からだいたい中心部に実施しておりますが、目標といたしましては車一台でだいたい将来は四千戸ぐらい受け持つようにいきたい、こういうふうに考えております。あくまで直営方式で、コンテナ方式を中心としていきたい、こういう方針でございます。

それからし尿につきましては、現在のところお説のとおり、終末処理といたしましては海洋投棄に依存しておるわけでございます。統計的に実績を検討いたしておりますと、農村環元によるし尿の分が毎年毎年減つておりますので、現在の段階では八五もがだいたい海洋投棄の量になつております。二、三年前でありますとだいたい七割程度の

ものがそういうふうになつておりまして、われわれの計算ではだいたい一両年中に九〇%のものが終末処理を要する
という計算をいたしております。したがいまして現在では築港の大井ノ川のところから、県営岸壁から船で民間チャー
ターによつて伊勢湾外に運んでおりますが、三十七年度の追加予算、それから一部三十八年度の当初予算にお願いし
またさらにこの議会でも追加工事としてお願いしております。大井ノ川尻の県営埠頭のところに、能力二百五十キロ
程度のもの、この程度はだいたい市が準備しました量の一日半分でございます。この貯槽をつくりましてパイプによつ
て圧送して船積みをも滑にする。この施設を総経費五百万ばかりでつくらしていただきまして、現在その圧送の試験
中でございます。一部前面の運河の航路が浅いので、港務局のほうへ一部しゅんせつ方をお願いしておりますのでござい
ますが、潮満ちを待つてこれを運航さすという実施段階でございます。そういうふうに一応現段階における努力は続
けておりますが、長期計画のオ一段階といたしましては、この議会に市長からも少し提案の説明がございましたが、
下水道課が所管しております下水処理の区域、五万人と聞いておりますが、それが全面的に稼働するまでは、稼働と
申しますか、使用して能力一ぱいになるまではし尿のほうで使おうということ、それへ投入の方法をいま設計及び
技術的に検討中でありまして、オ一段階といたしましては、その方法によつて一部下水処理場の利用ということを考
えたい。これも市の計画どおりいきますと、中心部の五万人分がフルに水洗便所化された場合にはさらに要しますの
で、いまのうちから事務当局といたしましては、十万人分のし尿専門の処理場を必要とするという計算を立てており
ますので、その場所、あるいは化学処理でいくか、あるいは焼化方式でいくかというようなことにつきまして、だ
いたい最終段階の決断を要する時期にきておると思うのでございます。その点すでいろいろ研究したものもござい
ますが、いま検附中でございます。また判定いたしましたならばおはかりいたしたいと思ひますが、現段階におき
ましてはそういうふうな海洋投棄の能率化をオ一段にはかる、オ二段といたしましては下水処理場のものを使う、さ
らにはオ三段の長期計画といたしましては、し尿専門の処理場をつくつて、終末処理に万全を期したい、こういう態
勢で進みたいと思ひます。

以上でございます。

〔建設部長（白峰久殿君）登壇〕

○建設部長（白峰久殿君）オ三の御質問の住宅問題につきましてお答えいたします。

先ほどお話ございました公害の少ない高花平台地に、公営住宅を三十六年度から三十九年度までの計画で建ててお
りまして、三十六年度に九十戸、三十七年度に九十八戸、三十八年度に百六戸現在建てております。三十九年度はだ
いたい百戸の予定をしております。高花平の計画は三十九年で終りました。あとはまた別のところを建設省の指示を
受けまして選定したいと考えております。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 火災の災害についてはおおむね了承いたしましたけれども、もう一つ抜本的に、あの新浜町及び浜一
色の密集地帯、あるいは磯津、富田、富田一色のあの密集地帯を火災から守ろうとする積極的な手が打たなければ
ならないと思うんです。その点について、消防関係の範圍じゃないと思うんですが、市としてはどういふお考えでい
らっしゃるか、それをお聞きしたいわけでございます。

それから現在の消防の設備によりますと、ただうみが出たからうみをぬぐうという程度であつて、そのうみの根本
のできものを切開手術しようというよりな施設でないように受け取れますし、また私もが軍隊時代によくいわれた
靴が大きかったり小さかったりする場合に、靴を足に合わせてはけ、こういわれたように、そういうような施設のよ
うな感じがするんであります。どうか市におかれてもそういうことのないように、火災予防については問題が起きて

からワイワイと騒ぐのがだいたい例でありまして、問題の起きないようにひとつ大きく手を打っていただきたいと思ふんです。

水害については、先ほど何度も申し上げたように、食糧が足りないとか資材が足りないからこれできない、人手がないとかいうてお互いに責任のなすり合いをする、そういうことのないようにひとつ大きい計画を立てていただきたい、こういうふうにお互い思ふわけでございます。

それからし尿の問題については、現在はわりあいスムーズにいつておると申し上げて、将来のことはどうかと聞いたわけです。お話によりますと、将来のことについては研究はされておつても、あまり実現の運びに至るようなことでもなさそうな御返答でありますけれども、もうすぐに三年、五年はすぎますので、どうかいまからよく研究されて、研究だけではなんにもならないし、またし尿を処理しなければならぬことは知つておつても、これは行なわなければなんにもならないことであつて、知つておることと行なうこととは別でありますので、どうかよく研究されて、それから、隣の楠町にそういういいのができた、四日市にないかといわれぬように、三年先になつてなせそのときにそういうことを考えておらなかつたかといわれぬように、先の先を見越して、とにかくし尿というものは一日もゆるがせにできない問題でありますので、この点をひとつよろしくお願いしたいと思ひます。先般、衛生部長に私が、四日市市の恥になるからし尿問題についても大いに勉強してもらつて、そうして三年、五年先に四日市はし尿問題なんか考えてないじゃないか、実にどうしているんだというて笑われてはいかんから、恥にならぬようにひとつ四日市も大いに考えていただきたいといつたところ、そんなことは恥にならない、下水道さえもできてないじゃないか、そういうふうな非常に冷い返事を受けたわけでございます。そのことだけをあげつろうていうのではありませんけれども、どうぞ責任のがれのことになしにひとつ市を愛されるよう、そういう立場から積極的に実行に移して

いただきたいと思ふんです。現に東京、大阪においてはそのために市民また役人の方も困つていらつしやる、そういうことがはつきりわかつておりますので申し上げたわけでございます。昔から大衆は愚にして賢といふことがありますが、どうかそういうふうには、私個人のいつたことはすべてを代表していつている、そういうふうな気持ちで特に聞いていただきたい、こういうことをお願いするわけです。

それから、それに関連してでございますが、実は先ほどどなたかおつしやつたように窓口の件でございます。窓口といふことでもないんですが、実は市議員に当選させていただいて、そうしてときに私がなつば服を着て仕事の都合であちらこちらおじやましたときに、風采が上らないので非常に冷淡な態度を受けたことがあります。そうして次に背広を着ていつたら、それこそ初めて丁寧な扱いを受けた。そういうふうなことの無いように、一部ではありますけれども、それを全般に及ぼさないようにお願いしたい。それほど大衆は愚にして賢といふことわざどおり、どうか総務部長においてもその点をよく取り締つていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、海蔵川付近の横断については御返答がなかつたんですが、これの御返答を願ひたい。それから住宅問題については高花平のこともありましたけれども、高花平はさておいて、現在住宅がたとえ百戸建つとすれば、四日市の増加世帯がはたして何戸あるのか。四日市の増加世帯が二百世帯あるにかかわらず家が百戸しか建たないというならば水久に二本のレールであつて、いつまでたつても住宅問題は解消しない、こういうことになりません。住宅問題はかり算めても仕方がないんですが、もう一つ重要なことは、住宅を建てる土地、そういうものを四日市として確保していただかなければ、住宅も建たないと思ふんです。現在二万円の所得のある人々の住宅はほとんど建てられない。どうかその意味において、市としても岡家とかあるいは県に対して補助の増加を要求されて、そうして公害問題でやかましい折から、ひとつ住宅問題もそれにからみ合わせてもつともつと快的に住める、そうい

う土地を安い月給の市民の人々に提供していただくために土地を確保して、そうして家を建ててあげていただきたい、そういうふうに思うわけです。

どうか火災のことについても、水害のことについても、市長がアメリカへいらつしやるので、そのるすの間にもしものことがあつたらどうするか、そういうような点をよく考えて市長はアメリカへ行つていただきたい。そうして安心してアメリカで大いに四日市市のためにいろいろ研究をしていただいて帰つていただく。もしアメリカにいらつしやるときに四日市にそういう災害を受けて、るすのものがおかしい処置をしたということになれば非常に残念に思いますので、特に私がくどいようですが申し上げるわけでございますから、その点をひとつ御返答願いたい。それとともに、海蔵橋の下をくぐるという問題をひとつ御返答願いたいと思ひます。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午後二時十分休憩

午後二時三十分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔土木課長（杉本義広君）登壇〕

○土木課長（杉本義広君） 国道の海蔵橋の歩道橋のことにつきましてお答え申し上げます。

海蔵橋は御承知のように一級国道でございます。津の工事事務所におきまして現在設計中でございます。工事の内容といたしましては橋長が約百メートルでございます。その上下流に一、五十メートルの歩道橋をくつつけるようになっておるのでございます。工事の発注は十月の中旬ごろになりまして、竣工は三月三十一日ということでございます。なお、その下の横断歩道の問題でございますが、すでに貧弱でございますが左岸寄りにつくつてございます。横断歩道標識を立ててございませんで、これにつきましては早速どなたが見てもわかるような標識を立てたいと思つております。

以上でございます。

〔監理課長（杉本治芳君）登壇〕

○監理課長（杉本治芳君） 住宅問題につきましてお答えいたします。

現在、公営住宅では月額扶養控除一人千円でございますが、これらの控除額にいたしまして二万五千円から三万六千円の間のものを一種の公営住宅の入居資格者、二種の公営住宅入居資格者としたしましては、二万円以下の所得層を当てております。特に御質問ございました低所得者を救います低家賃住宅につきましては来年度に建設したいと考へまして、建設省とも連絡をとり、準備を進めております。

以上でございます。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 海蔵川付近の横断の件についてはおおむねわかりましたけれども、あの橋の下に人が住んでおるわけでございます。ですから歩道としては非常に不適だと思ふんですが、その点もお答え願ひたい。事実橋がかけられた場合に、あそこは横断歩道として現在の状態でいいか悪いかということも再検討願ひたいと思ひます。あの橋の下には小屋がけをして人が住んでおります。

それからし尿の長期計画については御返答がなかつたことと、もう一つは新浜町、磯津、富田、富田一色密集地帯に対して、消防関係のほうからお答えがありましたけれども都市計画のほうからお答えがなかつた。どういうふう

それを考えておられるか。火事が起つてから火を消すよりも、火事の起らないように手を打つ、その方が大事ではないかと思うわけです。

以上についてお答えを願いたいと思います。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 防災関係の都市計画上における考え方でございますが、火災その他の災害時を考えまして、道路の幅員等をまず考慮しておるわけでございますが、なお最近のいろいろ資料等によりまして、現在の七十等ではまだ足りないんだという感覚から、一昨年七十メートルから新道の区間に限りまして防火地帯設定をやつたわけでございます。これによつて現在の道路幅員と、それから不燃化建築によつて旧市のまん中に一つ防火壁をつくらうという考え方でございます。この点につきましては、こんこの建築につきましては都市計画上の制約を受けてまして防火建築しか建たないことになつております。

なお、海蔵川の横断歩道の問題でございますが、先ほど土木課長が説明いたしましたのは、左岸寄りと申しますか、三ツ谷地区寄りのほうに先ほど申しました簡単な横断歩道がつくつてあるわけでございます。これは主としまして、学童の通学用に考えたわけでございまして、非常に施設として簡単で、暫定的なものでございます。なお川の水位が上がりますと当然使えないというような施設でございますので、本格的な施設ではございません。ところが、付近の学童等が非常に喜ばれておりますので、できましたら右岸寄りのほうにもつくりたいという考え方もつておりますが、ただいま御指摘の人が住んでおるといふ問題でございますが、実は前々から気のつかんこともございませんでしたが、なおこれは県の管理河川でございますので、県と十分連絡をとつて善処さしていただきたい、こう考えます。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 し尿問題についてお答えがなかつたんですが、その点は少し変な感じがするんですが、もう一回お伺いしたいと思ひます。計画がなければいけないのでよろしいし、計画がなければこれから立てればいいのであつて、先ほど何べんもいうように、現に東京、大阪においては非常に困つておるわけです。ですから、四日市も急激な人口の増加によつて困ることは当然であるがために、皆さんに御迷惑でありましようけれども私は時間を費やしてたびたび申し上げておるのに、少しも答弁がない、そういうことはどうかと思うわけでございます。最終的にこれで終わりますけれども、市長も良いこと四日市を出てアメリカへいらつしやるのでございますので、どうか先ほど申し上げた災害対策については十分に審議せられて、慎重を期せられて、その用意をしていただきたいと思います。でなければ、せつかく市長が大きく伸びゆく町づくりとおつしやつたことが、るす中に小さくやせゆく町づくりになつては困るわけです。それからまた公害の問題にしても、そのままになおざりにするなれば、明るく住みよい町づくりが、暗くてくさい町づくり、こうなつても困るし、また先ほど申し上げたように、その人の服装を見てことばつきが違ふ、そういうようなことであつては非常に市民に対して申しわけないと思ひます。現に私は銀行の横におりますけれども、裏口からビュツとしてクラウンに乗つて入る人は金のない人、いわゆる金を借りに行く人です。おもて口からきたないかつこうで銀行へ入つていく人は金のある人、そういうふうな統計をとることができたわけですが、どうか風采を見て金があるとかないとか、偉いとか偉くないとかというふうなことはないように、ひとつあなたかく行き届いた市政といわれる以上は、冷たく薄情な市政にならないように、現在は現在でけつこうですけれども、先の先を考えて、四日市の市のために、国家のためにならない四日市の市のためであつてはいけなけれども、とにかく市長がるす中われわれが守らなければいけない、そういう信念のもとにお互いに協力して、そうしてますます四日市市が発展のために私どもは全力を尽してやつていく覚悟でございますので、どうか理事者側においてもひとつそういう信念を持たれて、るす中

はどういうことが起つても市長に迷惑をかけない。途中から市長が急いで四日市へ帰つてこなくてもいいというような態勢をもつて、ひとつ市政をみてやつていただきたい、そのように思ひまして私の質問を打ち切りませう。

ありがとうございました。

○議長(田村末松君) 大島議員。

「大島武雄君登壇」

○大島武雄君 四日市が工業都市として、また石油化学工業都市として目ざましい発展を示したことは、日本のすみずみにまでその名は知られていることは御承知のとおりであります。産業の発展並びに経済の成長において、社会の変化に応ずる新しい総合開発が、現在四日市において計画されつつあると聞いております。その段階におきまして、先般、市長が三つの方針を打ち出された中に、明るい住みよい四日市、このように広範な、しかも私たちが喜んで受けるこのおことばの中に、現在私たちが苦しんでいる問題について、種々質問事項がありますとおり私は三つの項目に分けて、その一つ一つの項目についてさらに詳しく市長並びに関係者の答弁をえたい、このように思ひまして質問いたすものであります。初めに公害問題についてであります。オ二番目に、道路の舗装と整備についてであります。オ三番目に非行青少年対策についてであります。

そのオ一番目の公害問題についてであります。化学工業の進展に伴ひましてさらに大きく市民が悩んでおること、現在教多く唱えられておるわけでありませう。四日市といへばだれしもが公害問題のあるところか、また公害問題といへば四日市か、そのように日本の国民までが口をそろえていうように、公害問題については世論の声も大きく高まり、しかも市民は一九七〇年として防止対策への関心が強くなつてきている事実であります。ここにおいて、先般も質問いたし、さらに今回質問いたす次才であります。その公害問題についてのオ一点は、八月一日より県及び市において、

公害問題に対する係が特設されたと聞いております。その現在までの調査並びにその報告をしていただきたい、このように思ひます。オ二点につきましては、磯津の漁業問題と河川の汚水の問題であります。その後市長も県知事とよく話をされておるといふように聞いておりますが、なんら市民にその後の報告もないように思われます。この点について市長はどのようにのご対処され、これらの困つた人々に善処していくかという点であります。

オ三にはばい煙防止条例の件であります。わが四日市はオ二回目に受けると思つております。しかしながらその政府から打ち出されました防止条例は、市長並びに関係の理事者の方々がほぼ知つておられると思われませう。現在四日市がオ二回目の防止条例を受けた場合の進め方、あるいは解決の仕方について、種々検討されておられると思われませう。その点についてお答え願ひたいと思ひます。さらにはばい煙の問題については、先般も青年が一人なくなつたわけでありませうが、その青年の訴えていつたことには、この青年はせんそくの系統であります。しかしながら生活も悪く、いろいろ仕事の面に悩んでおりましたが、ちよつと知つておられる人がおりました。会社は特に秘しまさなければ、公害に関係する会社の下請の仕事に行つたわけでありませう。そこへ一日行くと二日か三日苦痛を訴えておる、そうして会社を休んでおる、そのようなことを常々口に唱えながら、公害問題をなんとかしてほしいという声を聞いております。またさらに家に帰つて休んでおりましたが、臭気の問題におきまして非常に苦しい。それで夏であっても全扉戸を締めて生活をしておつたというように聞いております。そのようなわれわれ人体に及ぼす影響の大きなこのばい煙及び臭気の問題について、市長は前会において努力すると承わつておりましたが、その後なら努力の傾向も見られないように思われますので、その点についての市長の明確なる御答弁を願ひたいと思ひます。

さらにはばい煙について申し上げますが、一日三回も洗い直ししなければならぬというやうな日も常々あると聞いております。このようにばい煙の防止条例の定まる寸前において、会社のほうも理事者のほうもいろいろと対策はね

つておると思いますが、前回よりもさらにひどいような状況であります。わが四日市においても専門的な研究に入っていると聞いておりますが、市民に安心できるような報告並びに処置というものが、まだ行なわれていないように思われます。今回のこの四日市における大気汚染及び騒音の調査報告才二報を受けたわけですが、この中にもいろいろと問題があると思えますし、さらにこの中から数多くの解決策というものが述べられておるように思いますが、この点について理事者はどのような行動をもつて報告のように実施し、市民に安心を与え、明るく住みよい四日市を建設することができるかという点について、どのように市長と話し合っているかという点であります。さらにこの点については、市長から特に国鉄側へお願いされたいこととありますが、汽車が走るたびに相当なばい煙であります。この点について今日まで黙っておりましたけれども、このばい煙防止条例とともに汽車のばい煙というものを制限していただきたい、このように市民からの要望であります。そのばい煙によりまして、この報告を見ますと降下物においては前回よりも酸性度が増大の傾向にある、このように報告されております。このような点について、市長はどのようなお考えをもつて対処されるか、この点についてお願いいたします。

才四点におきましては、騒音と道路の件であります。騒音もここに報告に示されておるとおり、四十ホーン以下は反応がない、それ以上はいろいろな苦情を訴えてくることができる、また訴えてきておる、このようにいわれております。この点について小学生からいろいろ話があつたわけですが、まず各四国道の完遂によりまして、北納屋の小学校において児童が非常に騒音の件について、やかましくて勉強ができないという二、三の人の声を聞いております。この北納屋の小学校においてどのくらいのホーンか調べてありませんけれども、理事者のほうで調べてあつたならば教えていただきたいと思えます。また密を及ぼすようなホーンであれば防音装置をしていただきたい、このようなことをお願いするわけであります。また三浜の小学校におきましても、近鉄のあの電車の踏み切りあるいは電車か

鳴らすところの警笛、そういうものによつて非常にやかましい、先生の話も聞えない、このような訴えも聞いております。また浜田の小学校におきましても、児童はもちろん先生もなんとかしてほしいという声を聞いておりますので、この点について調査し、市当局といたしまして善処しなければならぬと思つておりますが、その点についてのごどのようになされるかお答え願いたいと思つております。

また、この報告の二十四の図に示されておるとおり、騒音の防止については道路に樹木がなされなければならない、そのようにも書いてあります。将来の道路設け上、考慮されたいが、現在の道路については街路樹を植えていくことが望ましい、このように書いてあります。この点について市当局といたしましてどのようなお考えをもち、またごどのような対策をもつてこの点にあたつていくかということをお答え願いたいと思つております。さらにわれわれ人体に及ぼす影響でありますので、医者をはじめ各界から、公害の問題に対してわれわれ市民に与える影響ということについてはご研究をしていただきたいし、またさらに市のほうからそういう問題については十分なる援助をしてやつていただきたい、このように思われますが、市のほうといたしましてはどのようなお考えであられるか、この点について六点お願いいたします。

次に、道路の舗装と整備についてであります。われわれ市民は平等に税金を納めております。また道路となれば非常に市民の関心も高いのであります。このようなきときにおきまして旧の市内の中にもありますし、また近在におきましても舗装されていないところが多いわけでありまして、天気の良い日はほこりが立つて家の中は夏でも戸を締めなければならぬ。また雨が降れば水たまりで、飛びはねで困る、そのような問題も常々耳にしております。この道路の舗装の計画並びにこれに伴つていくところは、防塵舗装と簡易舗装の点であります。土木の研究のところによりまして、最初防塵舗装をやつて、そのあとに簡易舗装をやつたほうがじょうぶである、このようなことも聞いておりま

す。しかしながらそのような理想的なことができるかどうか、この点についてお答え願いたいと思います。さらに舗装する場合においては、排水の点であります。現在見るところによりますと道路の排水において、ふたのしてないところもあります。風やそういうものによつてごみがたまり、砂がたまり、そうして常に排水路がつまり、近所の人などがそのふたをあけて掃除しているところもあります。このような点について土木といたしましてはどのようなことをしたならば、市全体に対しての平等な利益また舗装によつて市の発展も相当大きくなるのではないか、このように考えますので、その点についてお答え願いたいと思います。

才三番目の非行青少年の対策についてであります。先般二十九日に、政府からいろいろと青少年対策の件につきまして発表がありました。その青少年に対する関心というものは相当に強力でありますし、私たちも一日も早くこのような青少年をなくさなければならぬ、このように考えます。そういう面からひとつ五つばかりであります。その点についてお答え願いたいと思います。

まず政府は大きな項目を上げて三つ発表されておりますが、その政府の案に対しましてわが四日市はどのようにして青少年の補導並びに解決策をやつていくか、この点についてひとつお答え願いたいと思います。さらに青少年の件でありますので、学校教育といたしましてこの最近傾向にあります年少者に非行青少年が多い、このようにも承わっております。この点、学校教育といたしましてどのようなことをしたならばそういう非行青少年がなくなつていくか、この点であります。

さらに才三点は、夜、女性の方々が歩いておられますと、婦女暴行事件というものがしばしば起きて耳にしておりますが、その点、非行青少年の場合においても社会教育といたしましてこの問題についてどのようにお考えか。またこれらの点については当然何ものかの施設が必要であるとも思いますし、娯楽の場所あるいはその他の施設がない関係

上このようになるかもしれませんが、その点、このような施設があればよいであろう、こういう見通しがあったならば教えていただきたいと思ひます。

さらに才五点目は、愚問になるかもしれませんが、母子寮におきましてあるいは仮設住宅におきまして、非常に子供が萎縮しておる。あすこの子供は、あすこのうちは母子寮のあんなきたないところに入つておるから、あるいは仮設住宅のあのようなところに入つておるからというような偏見をされて、そうして素直に勉強していかなければならぬ児童が、いささか思わしくない状態で毎日片づてくるわけであります。このような点について、母子寮の改革並びに風紀の問題といひますか、そういうものの解決策がありましたらばお願いしたいと思います。さらに、一番多い場所は連鎖街と思われれますが、暴力団の圧力であります。その点について、社会教育と思ひますが、こういう点についてどういふような施策をしたならばこういうものが少なくなつていくか、あるいはなくすることができるか。

以上の点について、関係の係の方から御答弁を願ひたいと思ひます。

〔衛生部長(中山英郎君)登壇〕

○衛生部長(中山英郎君) 公害に關する御質問のうち、事務的にお答え申し上げることから御説明申し上げます。

まず才一点の、八月一日から県の機構も市の機構も交つてどうなつておるんだ、調査結果を報告しろということでございます。県は八月一日から従前の主として衛生公害の見地から県の衛生部で担当し、現地機関といたしましては保健所を通じてこの公害のうちの大気汚染の問題にとつ組んでおつたのでございます。それが県の機構改革によりまして、部には入らない担当参事、一応、参事は県の等級からいきますと部長クラスということになつております。公害担当参事を一名任命されまして、これは衛生部の課長から抜きてきております。その下に公害対策室という独立機構を設けられたのでございまして、対策室長は課長クラスになつております。それで係といたしましては大気汚

染係、それから水質保全係、総員ほつほつ人を集めておりましたが、現在私ども折衝をもつておる段階では、九名配置されております。そのうち八月一日から県の暫定措置といたしまして、衛生部でもつておりました僻地診療の車を緊急に四日市の保健所に常置させまして、公害パトローカーというふうになつておりました。市のほうの体制といたしましては、保健所のほうへきております。人的の配置はそういうふうになつております。市のほうの体制といたしましては、同日付で一応衛生部のうちの衛生課の中に、環境衛生係という係で衛生公害に関する事務を所掌しておつたのでございますが、一応公害の窓口的職務をやるということにいたしました。公害一般に関する窓口事務処理並びに衛生公害の主管担当係といたしまして、専任の課長補佐一名おいていただきました。それから環境衛生係というものを公害対策係というふうに変えました。現在、二名の職員を配置しております。これが一応機構上の変化でございます。

それから、それまでにおける調査報告につきましては、先般の全員協議会のたしか前日だと思えますが、市が三重大学に委嘱しておりました四日市市における大気汚染及び騒音の調査報告才二報というものを議員各位のところにお配付申し上げてございまして、これは三月末における市長に対する正式答申のレポートの写でございまして。そのほかにいま印刷にかけておりますが、名古屋大学の公衆衛生学教室に委嘱してございます人体に及ぼす影響というテーマの原稿が届きまして、内容点検していま印刷の段階に入っておりますので、これもでき次第御配布申し上げる、こういう段取りになつております。

それから、そのほか調査報告をしるということでございますが、機構の問題と配属人員、それからその後先般の六月定例会におきまして市長から御説明を申し上げ、市としての態度も市長から表明されたのでございますが、あとから補足的に市長からも御自身で御説明があると思えますが、そのときに市長は自分から身をもつてひとつこれに対処するというところを表現されたのでございまして、この点につきましては市長は上京のつど、出先の公害に関係あると思われるところ及び石油コンビナートその他の産業の工場の直接本社の責任者である社長並びに常務に直接面談されまして、市としての公害善処を要請されております。と同時に数回にわたりまして、私も四、五回お伴をしたんでございますが、現地の工場に自身行かれまして、直接工場の責任者に、本社にもわたりをつけたから、現地においても公害についての善処を要請する。これをわれわれは市長の構想として、実行委員で工場工場ひとつ話し合つてきめていきたいというようなことを直接説得されております。それが市長のひとつの好例で、詳しい気持ちはまた市長御自身からお聞きいただきたいと思えます。先に事務的のことを申し上げます。

それから、次に磯津の排水問題につきましては、磯津の陳情は私及び産業部長が共同して承りました。またこの問題につきましては、既述はいろいろ流れておりますが、要点といたしましては三重火力の排水溝の問題に直接原因として、その問題を中部電力が三重県知事になんとかしてくれということを依頼されております。その点につきましては、市長及び市には中部電力からは申し出がございません。この点は、はつきりいたしたいと思えます。それで市長が外遊前に早くしろということもございましたが、その後先ほど申し上げましたこの排水問題につきましては、県といたしましては七月末で解体いたしました開発本部で扱つておつた町項でございまして、汚水の調査その他は農林水産部のほうで扱つておつたケースでございまして、八月一日以降、県の機構改正とともに、水質保全係のほうで扱うということに事務は分けて、人員の配置その他引き継ぎでございまして、きょう現在知事のあつせん打ち合わせということでの状況は、公害対策室それから中部電力との往復があつたようでございますが、それは一応事務調査の段階でございまして、現在私どもが把握しておる状況といたしましては、県の公害対策室の水質保全の問題といたしまして、七日に磯津の公民館におきまして公害対策室のほうと、それから県の農林水産部のほうの人が磯津の公民館へ出てまいりまして、中部電力の人及び磯津の要請のあつた人と話し合う機会をもつから、市の産業

部及び衛生部のほうで傍聴してほしい、こいという連絡がまいつておりますので、両部門で市はこれに一応タツチする、強いとくという態度で、その席上なんらかの解決の基礎が固められるんじゃないかというふうに期待しております。

それからオ三にはばい塵防止の問題でございますけれども、これはばい煙の排出の規制等に関する法律というのでいろんな実際の発動につきましては、去年の五月に法律制定以来、実施の期間の政令及び排せつ基準の決定というふううに手間どりまして、この九月一日から正式に阪神地区、それから京浜地区、北九州地区、これはいづれも行政区画を非常に広域にした区画を地区として指定しております。その地区に九月一日から全面的に排せつ基準もきまりました。それからそういうことでこの九月一日から実際の法律効果が具体的にあらわれる効果に至つたわけでございます。これにつきましても先般八月の上旬に次に有力である、これ県の説明会でございまして、当市といましては有力な指定の候補に上がつておりましたので、私どもとそれから県と一緒に中央のブロンク会議に出まして、その三地区に出されるばい煙の排せつの一歩ポイントとなります排せつ基準その他法律実施上の、未発速でございましたが、通達のポイントというものを一日中断いたわけでございます。これによりまして、この法律のたてまえは御説明申し上げますと長くなりますが、ポイントといましては、この法律の実質の責任者は公共団体の長である知事になつておるわけでございまして、この法律の行政事務というものは、副の事務として知事が行なうということになつておるわけでございまして、法のたてまえからいけば市の受けもつ分野というものは、法的には何もないということに相なつておるわけでございます。現在当市における状況は、一部きょうの新期にも載つておりましたが、オ二次には四日市市ほか四五カ所なるというところを通産、厚生両省でいつておりました、一部資料不足だとかあるいはいろんなことをいつておりますが、われわれは上京たんびにそういうことを申し、また中央からもいろいろとこられまして、いろいろな逐次

集めた資料を提供いたしましたして、一応法的行動ができるようにオ二次に早くしてほしいという要請をしておるわけでございますが、現在のところ年度内に四日市はする予定だということでございます、この点につきましては知事、市長は政治的にも前へ早くもつてくるように運動を直接していただいておりますが、いまのところいつからということはいまだできないような状況でございます。

それから騒音の問題でございますが、お話の中に北納屋のところで騒音をはかつたことがあるかということでございますが、ちよつと私聞きもりましたんですが、これが産業の騒音かあるいは交通騒音かちよつとわからないんでございますが、北納屋の地区でははかつたことはございません。市ではかりましたのはだいたい産業騒音でございます、いままではかつたデーターを持つておりますのは、午起地区の二区、三区、いわゆる中部火力発電、四日市火力発電、大協和、それから大協和石油の前の住宅地の周辺及び合成コムの周辺、それから一部塩浜地区の国道二十三号線においてはかつた騒音のデーターは持つております。したがしまして先ほど近鉄の騒音あたりが事例に出されておりますが、だいたいあれは九十ホン程度だと思ひますが、何月のいつかにどのレール騒音あるいは汽笛騒音をはかつたということとは現在ございませんが、この交通騒音をどうするかという問題でございまして、いずればこの方面まで手を伸ばす必要があるというふうに判断はしておりますが、それよりも私どもの卒直な気持ちといたしましては、産業騒音のほうを優先してそのほうに力を注ぎたい、序列といたしましてはそういうふうにもつていきたい、現在ではそういう心境でございます。

それから次に、人体に及ぼす影響の調査という項目でございまして、先ほど一部お触れいたしましたんですが、市から名古屋大学の公衆衛生学教室に委託してございまして公害の人体に及ぼす影響というテーマの中間報告を原稿送つておりますが、一口にいえば死亡訂正率なり、それから同保あたりのカルテによる抽出の統計的の観察はできておる。それ

の発点としては公害……公害といつても範囲が広がりますが、大気汚染にはばい塵、悪臭あるいは有害ガス等による影響はなんらかの関係があるであろうという事は想定できるが、因子及び因果関係というものについては、さらにいろんな試験なりを要するというようなことが結びでございまして、一方、三重大学に委嘱してございまして皆さんにお渡ししましたような降下ばい塵の皿、SO₂の総量といった形のような数字的にのるようなデータはまだ出されてないということでございます。それで、しからば本年度はどういうふうにもつていくかということでございますが、現在、名古屋大学の公衆衛生学できのうぐらから現地に来て活動いたしておりますが、手がけんとすることはせんそく患者の発作の状態とSO₂及びガスと濃度との関係に関する調査というような項目のもとに、半ば臨床と申しますか、核心と申しますか、名古屋大学の医学部の連中が現地へまいりまして、せんそく患者のところへ行きまして、その現病歴及び症状あるいは既往症、それから患者の性格、それから家族歴、それから治療歴及び気管支せんそくルーチン検査といった臨床的な検査をいたしまして、所見をある程度明らかにしたいということでございます。それともう一つは因果関係をはつきりするために、せんそく日誌というもので毎日その患者につきまして、呼吸困難あるいはせんそくのヒューヒューいう声及びせき、日常生活、睡眠の障害等につきまして、各患者がたやすく記入できるように様式をつくりまして、悪臭あるいはガス、煙、ばい煙、ちり、食事、動植物の影響といったような発作の誘因なり、それからどの時間にどういうふうになつたか、呼吸困難になつたとかあるいは続いたとかいうことを書き込む一つのモニターのようなものを配つて、それを特定患者にして記入してもらつて、同時に市にいま現在保健所にごさいますが、日々、自動記録装置によつてSO₂あたりの記録が出ておりますが、それをその時間に合わせて因果関係をさぐる作業をやるということで、昨日あたりから現地へまいつております。こういうことをやつていままです。これを準備し、検討して、きのうぐらから行動を起しております。それともう一つは、反応検査についてもいま

別のプランニングをしている。固まればまた連絡するということとございまして、この半ば統計的な調査から一步前進いたしましたので、臨床まではいかないがそういう調査が本年度これから以降手がけられるということをお報告申し上げます。

それから、各申の具体问题についてはどうしているかという御質問でございますが、お配りいたしました二報に総括として掲げてございますが、その中で述べられておりますように、このことは引用すればSO₂の飽和化を防ぐために、火力発電事業、石油製糖事業、硫酸火焼取業等にわたつて、新たに防除技術の開発、運用のための各企業の努力並びに国家的援助が望ましく云々ということが書いてございます。この点の要づけといたしましては、企業の努力の要請といった形は先ほども出しましたが、市民みずから要請の聲にあたり、われわれを激励してもらつておるといふ行動もその一つのあらわれと思ひます。それから、いま連絡中ではつきりしたことはわかりませんが、ちようどけさの新聞に載りましたように、一つの国家的研究調査機関といったものがそういうことのあるわかれと思ひます。われわれといたしましては、調査と同時にテスト・プラントを設けてくれということを科学技術庁あたりに要請しております。それともう一つは、所州にも移道されたと思ひますが、形式的にはこれは知事要請という形をとりますが、通産、厚生両省に対して知事要請の形で企業側にも願さない、また環境衛生面からもチェックするという意味で、一つの箇の名のもとにおける調査員を派遣してほしいという要請もすでに出されておるんでございますが、この総合公害研究所と一緒に知事は要請していただくことになつております。

それから、各企業の努力の内容につきましては、相当いろいろ企業努力をされておりますが、その知りえた詳細につきましては委員会あたりでも御報告申し上げたいと思ひますが、一つ、二つ例にすれば、先ほどいまだにはばい煙が午起に降つているという問題につきましては、非常に幼稚というところられるかもしれませんが、原始的なやり方

の事例といたしまして、火力発電所では発電所構内におきまして乾燥室を設けております。そこでは一般クリートニングの圧迫にならないように洗うのは各自洗つていただいて、ほすだけは四日市火力でほすというようなことを八月中ごろから始めたりしております。その他長期的には、こういう装置についてはプラントをこういうふうにするんだという企画もいただいておりますが、私どももいたしましては、現実にはそれが着手された段階においてむしろ御披露申し上げたほうがいいんじゃないかと考えておるわけでございます。

非常に中に漏れたことがあると思いますが、私の事務的なお答えといたしまして一応以上で、抜けた場合にまたさらに御質問によつてお答えいたします。

〔開発局開発部長（鬼頭鉄郎君）登壇〕

○開発局開発部長（鬼頭鉄郎君） ただいま衛生部長が申し上げましたことを簡単に補足申し上げます。

先ほどの御質問で、国鉄の機関車の石炭をたくばい煙について国鉄側に陳情したことがあるかどうか、こういう御質問でございますが、これは皆さま御存じのように、四日市といたしましては数年、もつと早くから関西線の複線電化、こういうことは皆さま方とともに陳情してまいつたわけでございます。この点国鉄といたしましても経営上すぐ電化ということも困難でございますが、逐次ディーゼルカーというようなものに切りかえまして、皆さまにもディーゼルの鉄道債について御協賛を願つたこともあると存じます。承わるところによりますと、新五カ年計画によりまして昭和四十一年までには煙をばく機関車はなくなるであらう、こういうことでございます。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 公害に対する御質問の中の街路等の植樹の問題がございましたが、これにつきましてはいろいろばい煙防止の措置とかそういうものと違ひまして、効果の点はなかなかはかりだすことができないと存じま

すが、とにかくこの公害的な騒音その他に対しましては、非常に効果的な一つの策である、あるいは精神的に非常にいいんじゃないかというふうにわれわれも感じまして、現在では歩車道の境界のある道路には全面的に並木を植えたということを進めておりまして、符々それは進んでおるといえると思ひます。なお並木につきましては、道路の維持管理上からいけますと夏に一度に葉が落つて、秋には一度に落ちるといふような並木が好ましいんだという常識を持つておりましたが、騒音等の防止からいけますと、年中あつたほうがいいんだということにもなつてきまして、いままでのような公害等を考慮しない時期と若干考え方を要えなくてはいけないんじゃないか。こういう点につきましては十分こんご検討させていただきます。樹種の選定については慎重を期したい、こういうふうにご考えております。それから、道路上のやはり同じ問題の騒音に対する防止の関係でございますが、これはやはり自動車その他の道るほうでいろいろ消音装置を徹底的につけていただくと同時に、私の担当の立場からいけますと、舗装を一刻も早く普及していただきたいというふうにご考えております。

次の御質問の道路の舗装と整備という問題でございますが、そのうち三点に分かれたと思ひます。

まず一番の舗装計画でございますが、現在市道は一応台帳から調べますと千三百キロほどあるという数字が出てまいります。しかしこれは非常に細い道路まで入れました台帳上の数字でございますので、一応四日市を全面舗装するんだという感覚の道路は、このうちの約三分の一ぐらいの三百四十六キロを要舗装道路とわれわれは一応頭で考えております。そういたしましたしてこの面積が、この要舗装面積に対しまして現在どれほど進んでおるかお申しますと、三六〇弱の進捗率である、こういう結果になっております。なおこの残りの分に対してどれだけ金がかかつて、何年計画をもつておるかということになると思ひますが、この点につきましては、三百四十六キロを全部舗装しようと思つと、だいたい四億の工事費を要する見込みを立てておりますが、このうち特に家屋連帯箇所、すなわち市街地化

した箇所をとりますと、だいたいこの四分の一でいいんじゃないか。いいと申しますのは、四分の一を早急にやりた
い、こういうふうでございますので、こんご一億程度の事業費を早急に拡張いたしたい。そういったしますと家屋連帯
の箇所はおおむね解決つくという見通しをつけております。

それでまた考え方を交えまして、主として既成市街地の富洲原、富田、それから橋北、旧市、塩浜、こういうとこ
ろを一応全面舗装を検討してみますと、約二億要するという数字が出てまいります。そういういろいろな観点の数字
から考えまして、こんご一億ないし二億の舗装をやらしていただくと、非常に皆さん方からよくやつたといわれる程
度にもつていけるんじゃないか、こういうふうにご考えております。

ところが、現在の舗装関係の予算規模でございますが、これにつきましては、昨年度は防塵舗装として六千万の舗
装費をいただいておりますが、本年度はあらゆる舗装費を含んで、現在のところ、このたびの御審議願う追加を考え
まして、六千万という数字にだいたい達すると私、見ておりますが、そういう規模から考えると、あと、一、二年、
長くても三年には先ほど私が申し上げた数字に到達するという結果になるんでございますが、一方破損するほうがご
ざいますので、破損するほうはだいたい工事費の三割程度は少なくともいただきたい。そういう関係から、はなはだ
いろいろなことを方々申しましたが、そういうだいたい規模でございますので、われわれとしては早急にこご二、三
年で舗装を延ばしたいという意欲を持っておりますが、非常に延ばすほうに専念いたしました管理のほうをおこた
りますと、なお一そのマイナスが出てまいりますので、その両方に心がけて進みたい、こう考えております。

それから、技術的な舗装の工法の御質問があつたように思いますが、これにつきましては主として用いております
コンクリートを主とした舗装、それから通俗的に黒の舗装と申しますタール系のものとか、アスファルトのビチ
ユメンの関係の舗装等が主でございますが、このコンクリート舗装につきましては、一たび亀裂が入りますとなかな

かコンクリートの修繕ができません。それで、それを基礎としてタール系、アスファルト系の舗装で被覆する
という方法をとっておりますが、市がいまやっておりますアスファルトなりタールあるいは乳剤等を使つてやつてお
ります防塵舗装あるいは簡易舗装でございますが、これは非常に便利でございます。破損の箇所だけ切り取つて、そ
れだけやればまたつながりますし、ジョイントなしで仕事ができる、あるいは上へ張りつけると申しますか、重ねて
積み上げていくことができます。それで最近はそのような感覚が非常に重要視されて、県の道路当局におきまして
も、本年からは逐年、積み重ねていくステージング的な工法を採用したいということも県の道路課の担当も申してお
りましたが、要するに非常に使いすぎやつて摩耗しないある程度るときに次の段階のものを三センチなり五センチ
なり上へ重ねていきますと、非常に舗装が強化されてりつばなものになつていくということで、市におきましても最
初は金額で申しますと平方米三百円とか四百円程度のごく簡易な舗装をやりまして、一年ないし二年たちましたころ
に、その上へ平方米当り百五十円とか二百円の単価をかけた全面的な被覆をかけるということによりまして、非常に
舗装が若返り、恒久化されるんでございます。それで、そういう工法を研究して採用していきたいということござ
います。

次の排水の問題でございますが、舗装をやつて排水が悪い箇所があつて、舗装をいためたためにおるといふ悪循環を繰
返しておるわけでございますが、舗装をやるもの立場におきましては、排水を考えずに舗装をやるというのはまご
とに何と申しますか、舗装屋の考え方を無視した考え方なんでございますが、道路の排水を完備してから舗装にか
かるのが常識的な順序でございます。ところが、非常に先ほどからお話の出てますような騒音とか、ほこりが立つ
か、そういうような問題でお困りの方の御要望に応じまして、一応、排水が若干不満足なまま簡易舗装をやるという
場合がいままで多々あつたんでございます。そういったしますと、非常にそのあとの維持管理あるいは耐用年数が短か

いという結果でございまして、これはできうる限り排水の關係の工事を完了したのちに舗装をやりたい、あるいは側溝等の排水が終った工事を優先的に取り上げて舗装をやりたい、こういう考え方で進んでおるんですが、いろいろ交通網の關係上、若干それが逆になることもございますが、原則的にはそういう考え方で進みたい。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午後三時三十九分休憩

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後三時五十五分再開

この際、御報告いたします。 藤谷議員から質問取り消しの申し出がありましたから、御了承願います。

少年補導センター所長。

〔少年補導センター所長（國保菘一君）登壇〕

○少年補導センター所長（國保菘一君） お尋ねのオ一問とオ五問につきまして御答弁申し上げます。

オ一問は政府の発表した三つの点について、市のほうではどういふふうに対処しておるかというお尋ねであつたと思ふんですが、これは総理府のほうから出されました問題でございまして、オ一は総理府のほうに青少年局をつくるということでございますが、この問題の趣旨は、青少年問題は福祉とか警察とかあるいは教育とかその他労働関係各方面にわたつておりますので、それがばらばらに行なわれておつては効果を上げることができないから、統一しなければいかんという立場から、総理府におきまして青少年局という専門機関をつくつてこれをやろうという趣旨でございまして、これは政府の問題であると思ふんでございます。

オ二点の、少年補導センターを全国に普及させていくかということにつきましては、これは早くから全国的に叫ばれておるのでございますが、四日市ではもうすでに少年補導センターが設置されて、本格的な活動を続けてから一年半以上、その前の活動を加えますと三年以上もすでに活動を続けておりまして、相当の実績を上げておるわけでございます。ただ全国的にこれをながめたときに、まだ少年補導センターができていないところがたくさんあります、そのために青少年問題に非常な手ぬかりを生じておるケースが多いので、このたび予算的に政府で措置をして、全国にこれを普及させたいという意図のように考えます。三市県におきましても十二市のうちで、ようやく八市まで少年補導センターができておる現状でございます。

オ三点につきましては、これはちよつと本市には關係がございませんので、御答弁を省かしていただきます。それから、オ五点の暴力が最近多いというふうなことにについてのお尋ねでございますが、この小暴力などにつきましては、県にも小暴力の取り締りの条例もできましたし、もつと大きな暴力につきましては、警察がこれを処理することになつております。それに至らない小さい問題につきましては、少年補導センターもしくは警察の防犯、そういう方面でそれぞれ対処しておるわけでございまして、たえず警察防犯委員会、それから少年補導センター、こういうところで連絡をとりまして、遺憾のないように努力しておるわけでございます。

簡潔でございますが、以上で答弁を終らしていただきます。

〔民生課長（村山了君）登壇〕

○民生課長（村山了君） 青少年の不良化の対策として、どのような施設が用意されているかという点についてお答えいたします。

今般お願ひしておる児童館はそのいい例でございまして、だいたい子供が不良化していくことを防ぐ不良化

防止運動と、それから悪くなつた子供を直す矯正面があるわけでございますが、先ほどの児童館は予防活動にとつては欠くことのできない施設でございます。これができれば相当児童館を通じて子供会あるいはまたその他福祉活動がそこで行なわれ、その結果その重要な対策になるんじゃないか。これがもし成功すれば、われわれとしては各地にこういつたものを組んでいきたいというふうな考え方を持つておるわけでございます。それから悪くなつた子供に對する対策としては、従来相談所に送つたり、あるいはまた県の教護院に送つたり、いろんな施設に送つておるわけですが、最近四日市にも県の相談所の分室みたいなものを置きたいという動きがございますので、私たちもその動きを活発にするようにお願いして、できるだけ相談機関あるいはまた矯正機関の充実をはかつていきたいというふうにご考えております。

それから、母子寮あるいは仮設住宅の子供たちがひがんできたという問題でございますが、これは住宅問題と並行して生活問題が大きく左右しているわけなので、この点につきましては、母子寮という制度は、児童福祉法ができて昭和三十年までは非常に好ましい施設であつたわけですが、最近ではむしろそれよりも母子住宅とか、あるいは低家賃住宅というふうなものが好ましいんで、そういった方向に対策をチェンジしていく。それからまた仮設住宅につきましては、目下鋭意調査中でございますが、その実態を正確につかみまして、不良住宅改良法あるいはまた先ほど申し上げたような庶民住宅の關係の法律なり、あるいはまた施策なりを併用しつつ解決していきたい、そういうふうにご考えております。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） 非行対策のうちで、学校教育、社会教育面でお答えいたします。

学校におきましてはお客様をなくするくふう、お客様ということは学校へ行つてもおもしろくない、勉強もわ

からぬという子供が相当ありますので、学校としてはそういうお客さんをなくする、またお客さんにもおもしろく学校で遊んでもらつたりなんかするということくふうをしていただくということと、道徳教育を徹底していただくということをお願いしております。なお非行の仲間、番長組織、昨年あたり番長組織があつたんですが、番長組織の中心人物になるものを隔離していく。これはそういう子供で二人去年から隔離しております。そういうことで、そういう組織を分断していくということをやっております。それから先生方、指導員、カウンセリングの講習をこの間から四日間重点的にやりまして、先生方に子供の観察、指導をする技術をつけていただいたということでございます。

それから社会教育におきましては、なんといいましてもこれは幼児の時代に、こういう性格の固まる時期に正しい考え方、道徳教育をしていくということが大事でございますので、PTA等におきます学習は、両親教育を重点にやっていたということでございます。

それから、これは富洲原で非常に成績を上げておるんでございますけれども、学校教育が道徳教育を徹底さすとともに、地区の子供を守る会と一緒になつて、地区ぐるみこの運動をやつていただくということでございますが、これはすでに富洲原で非常に成績を上げております。こういうふうにはほかのところでもお願いしていきたいと思つております。

○大島武雄君 公害問題について、市長の答弁をお願いします。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） まず公害問題につきまして、ただいま担当の部長から申上げましたのでございますが、総括的に申し上げてみますというのと、この問題につきましては、市を挙げて心配をさせていただいておる、市長におきましては心血を傾けてやつておるわけでございますが、すでに設備ができてしまつておつて、そうして今日の弊

害が生じておるのでございますから、これを規制していく方法を構じなければならぬ、こういう段取りでございます。そこでたびたび申し上げますように、この問題の根本的な解決は、やはり國の力による法律をつくるよりほか方法はないのでありますが、それまで待つておれませんので、市におきましても県におきましても、県市の双方連絡をいたしまする機関をつくり、さらに先般も申し上げましたように、市長といたしましてはこれを規則の上ばかりではないけれども、会社へお伺いいたしまして、そうして産業の面のこともよく考慮しなければならぬが、同時に現在発生しておる問題について一つ一つ克服していただきたいと思うから御協力をいただきたい。それについては、旧来は全般的にお願いを申し上げておつたけれども、このたびは市長といたしましては個々の会社に御相談を申し上げて、そうして実際問題に触れたことを取り上げて、その改善の実際の上がるようにおとりはからいを願いたい、こういう申し出をいたしてきたのでございます。ほとんど全部の会社をお回りいたしましたので、どの会社におかれましても非常にこの問題に關しましては御関心を払つておつていただきますので、趣旨におきまして御賛同を願いました。そこで、實際これをやつていく上におきましては、御承知のとおり非常に大きな設備でございますので、そう一朝一夕にこれをパチャパチャとやつてしまふというわけにはなかなかまいりません。またこの辺にはそう害が発生しないだろうと思つておつたところで思わぬような場所もできてこないともいえないような場面も出てまいりまして、非常に苦慮いたしておるのですが、要するにまずここに一つ瑕疵がある、こういうふうに考えられましたことにつきましては、具体的にその方途を進めていただき、そうして相当の時間のかかるものにつきましては、やはり相当の時間をかけてもよろしいから、一つ一つ御解決を願うように取り進めておるのが、市長のとつております最もなんといひますか、肉親的なやり方なんでしょう。このことにつきましては、実際問題となりますとそうやたらにやれませんので、やはり市長が特命を命じまして、そうして深く会社の方々とはひざをまじえて、そうして根をおろした仕事を始めてい

たい、こう思つております。各社におきましても、漸次その方針に従つてやつていただけることと思ひます。

なおある会社のごときは、もうすでに一べんやつたことがあるが、ばく大な経費を使つてそれが徒勞に帰した、こんなやるといふことについては、現に非常な研究しておるのだ、決して四日市の全体の環境をながめてみて、いまから十年前のやり方をやろうとは考えておらぬ、ある意味においては市や県のお力を借りずに、自力でもつてやつてのけたいという御意見も出まして、非常に私といたしましては感謝をしております、どうかひとつ皆さんの化学陣營を動員せられて、一日も早く実現いたしますようにお願ひいたしたい、また市といたしましても、やれることにつきましては担当させていただきますとも思ひますといふことで、非常に密接なお話を申し上げておるのが実情でございます。そのほかに御承知のとおり、これはやはり大きな一つの、日本全体としましても四日市の例が先行しておりますので、この例が非常に産業についてのいろいろの影響を与えるだろうと思つております。そこで知事ともよく相談をいたしまして、厚生省、産産省の方々とも懇談を遂げておるんですが、最近のばい煙の規制法だけでは、これはうまくいかぬことはつきりわかっております。これはこの前の議會のときにも申し上げました。そこで、いまま少しく國そのものが将来の石油化学コンビナートが與らうとしてゐる矢先であるから、規範のある、よ

りどころのある御調査をやつていただいて、そうして一日も早くこういう新しい産業に対する整備をなされなければ困るじやないかといふことを申し上げております。それからあらぬか、きよりの新州でも御承知のように、國におきましてはこればかりとつ相當な權威のある調査機関をつくつて、そうして場合によつては現地でこれを取り扱う必要があるのじやないかといふところまできかかつておるようになりますが、いくら口をすつぱくいいましても、なんといひましても國のごときでございますから、そうきようやあすといふわけにはまいりませんが、しかしわれわれ市全体の上につておるこの難問題をお互いに非常な冷静な頭で判断をして、しかも一日も早くこの問題を克服するとい

うことに力を尽くさなければなりませんし、皆さまの御協力も仰がなければならぬと思いますが、ここここまで進んでまいりまして、政府のほうにおきましてもさような点まで進まなければならぬという認識ができてきたのでございますから、片一方におきましてあまりに騒ぎたてるといふことも少し考えなければいかん、これは非常に注意を要する、四日市市といたしまして非常に冷静を保たなければならぬことだと思えます。こういうことを申し上げますと、どかくの御非難を受けるかわかりませんが、私は今日の時点で立ちましてはきわめてわれわれは落ちついて、そうして深く、しかも市民の公害問題をたくみに処理して、そうして産業都市としての新しい生命を切り開いていくという努力をしなければならぬと思っておりますので、どうか皆さまとともによほどの慎重な態度でこの問題を取り扱っていただきたいと思えます。市長はてい身いたしましたしてこの問題に取り組んでおることは事実でございます。

実はしばらく以前に某社におかれまして、原油の生だきをするというのを耳にいたしましたのですが、よほどこれは考えなければならぬ問題だということで調査をいたしておりましたところが、最近それが新聞にあらわれてまいりましたので、直ちに特別な使命を持たせまして某社に説明を求めました。そうして、現在でさえも非常に困つておるやうに思うが、生だきをするときにはいまよりかはいけなくなるというやうなことであり、しかもその例を四日市で実験的にやつてみるんだ、こういう御意見。これは大変な注意を要することであり、十分事前にお願ひしておかなければならぬと考えましていろいろ資料を求めておりますが、御説明によれば現在のものとプラス・マイナスして、さまで現在以上の悪影響はない、こういつておられるのでございます。特に私が心配しますのは亜硫酸ガスの問題でございますが、この方面においては、おそらく現状以上にはならないだろうというやうな、これは学問的な御意見を申し上げますが、何にいたしましたしても市の中央に近いところにございますので、市といたしましては非常な関心を払つておる次第でございます。決してあと回りばかりをしておるのではなく、先回りもしておるのだ、事件によりま

しては先回りどころじやない、けんかごしでやつたこともあるのですが、しかしもう進んでいま現在やつておることを、いままでのことを理屈をいつてみたつてしようがない、どうしてもこれをうまく克服して、そうしてわれわれの力だけでできないときにはやはり法の法律でもつて規制をして、そうしてちやんとした産業の面にのせて、あるいはそのほうが大きな利益があるかもしれないけれども、しかしその産業から発生する害のほうが多くて、とうてい耐えられぬというやうなことであれば、これはいちぢうに産業を尊重するというわけにはいかぬ、これは今日の常識です。産業人、経済人、実業家としての常識なんでありますから、そんなことは私は通るわけはないと思ふんです。したがいましてこういふ点につきましては、よほどなっていますか、市の態度というものは私は非常に慎重を要するものであると思ひますが、しかしかような問題につきましては、さらに私はある程度までは市民に安心のできるやうな記録をひとついただいて、そうしてお考えを願うほうがいいんじゃないか、こう思つておるやうな次第でございます。十分この問題につきましては努力をいたし、少しもたがをゆるめることはございません。ただここになりますといふと、やはり大きな国の力をもつてするよりかはほかに方法のないことは、この前もアメリカの例をとつて申し上げたとおりでございますので、むしろこのほうを硬壁いたしましたして、そうしてやつていただくということが本軌道である。それまでの実際の処置としましては、ただいま市長が申しておりますやうな肉親的な、内輪的な御相談をして、そうして善処していただきたい。同時に市は市の機能を持ち、県は県の機能を持ち、双方連合の協議会は協議会の機能をそれぞれ発揚せしめまして、その棟によつて会社の御協力をえまして見事にこれを克服して、市民とともに明るく住みよい町づくりをするという市長の理想に皆さんのお力でやつていただけるやうにお願ひしたい、こう考えておりますやうな次第でございます。

それから、少し問題が戻りますが、磯津のほうの排水問題について知事がわざわざ現場へお越し願つて、そうして

いろいろごみっせんを願つて御心配願つて、自分でもつて会社と交渉してなんらか一つめどをつけてあげたいという非常に御親切な御回答をえておるのでございますが、ちょうどこの二日に知事も外園からお帰りになり、防災演習がございました、その席上へも磯津の方々もおいでになり、私もおりましたのでお願いを申し上げましたところ、六日に東京のほうへ皆さんと一緒に名阪国道の期成同盟会の陳情をするから、それを済まして帰つてきたならば自分で会社と交渉をして、なんらかのひとつ糸口を見つけて皆さんと相談をしよう、こういうようなふうに磯津の方々におつしやつていただいたようにございますので、知事にもうだいぶん時間もたちましてみんなもあぐんでおりますので、御迷惑でしようけれどもどうかひとつ手を打つていただきたいということを懇願申し上げておりましたので、知事もお骨折りを下さるごと思ひます。その結果また磯津の方々の御意見も聞きまして、四日市はいま脇役のようなふうになつておりますけれども、何を申しましても市民のごことでございますので苦になりますので、私も知事にお願ひして、田崎にこの問題を解決するように骨を折らしていただくつもりでございます。さようにひとつ御了承願ひたいと思ひます。

〔大島武雄は登壇〕

○大島武雄君 各方面から、また市長からるとお答えがあつたわけですが、まず公害の問題に対しまして、現在非常に病気をよくされる方の苦しみ、あるいは子供などはあるところにおいてはときどき吐く、医者へ行つても何の症状もない、このような状態が苦しんでおるわけでありませし、またばい煙のことにつきましては羽津も当然でありますし、いろいろの箇所がありますが、最近の傾向として、先も申し上げたとおり酸が含まれている成分のばい煙の降下がある、このようにも発表されておりますし、現在あるところでは、そのようなばい煙のかかったところで洗たく物に穴があいてくるというような現状であります。この点を市長もよく考えられまして冷静にやつていくと、

このことはまことにけつこうであります、現在苦しんでいる状態をどのように早急に解決していくか、この点を再度市長にお答え願ひたいと思ひるのであります。

さらに先も御質問いたしました、医者をはじめ各界の階層の方々がこの地元における公害の問題に対していろいろと研究をしていきたいという点につきまして賛成し、補助をしたらどうかという点について、なんら答えがありません。この点について非常に私も心配になりますので、市長はその点をどうお考えになり、また各階層の方々に公害問題の早期解決ということについてお考えになつていらつしやるか。先も答弁がありました、名古屋大学にのみ執うすることなく、わが地元をはじめとして県下の医師会あるいは歯科医師会にもあるいはそのほかの医師の方々にも当然依頼して、早期解決の実現をはかるべく、市当局としてできなければもつと県あるいは国に対して、どんどん補助、助成の請求をすべきであると考えます。その点について市長はどうお考えか、御答弁願ひたいと思ひます。

それから騒音の件であります、納屋小学校の場合は先もお答えがございまして、調べてないと。当然、名四国道ができればそのような騒音の点があると見込まれたはずであると思ひますが、そういうところにおいてなんら処置を講じない、市当局として考えていなかった、この点については非常に残念に思ひうわけでありませし。またさらに古いところでは、浜田の小学校においてもわかりであります。生徒のいわく、前にも騒がしたけれどもなんら市のほうからやつてもらつてない、このようにもいわれております。こういう点について、市の当局といたしましてはまことに怠慢きわまる状況じやないか、このようにも考えます。何ら対策の方法を立ててないとなるとこれはまことにもつて市民大会でも開いて、早急にそういうものを実現しなければならぬ、このようにも考えられます。またこの報告の結果からいきまして、国道の歩道には相当な幅がありますので、そういうところへ樹木を植える考えはないか、あるいはそういう学校の近くへ、騒音の防止の一つとして樹木を植える考えはないか、こういう点についてもお答え願ひたいと

思います。

それから磯津の問題であります。先も御答弁の中になだ市として参加するんだというような話がありました。まことにもつて遺憾に思っております。私たちは地元として市民の声をそのまま訴えて、そうして一日も早く解決しなければならぬのであります。県がやるのだから、あるいは国がやるのだからというように抽象的な答えがあつたわけでありませんが、そういう点は再びないようにして、本日より早急に……、先も市長が答弁されたように、心血注いでやつていられるというようには私は受け取れなかつたのであります。こういう点についてさらに具体的に、強力に押し進めていただきたい、このように思っております。

それから、ばい煙でよくれたものは自分で洗つて中部電力でかわかす、こんなような話があつたと思いますが、ではその近辺だけでなく羽津あるいは塩浜関係におきましても、じゃそういうところへ市はやらしてもらえるかどうかこの点についてもお答え願いたいと思つております。

次に、オ二点の道路舗装の問題であります。特に例をあげて申すならば磯津であります。磯津は非常に土地が低いために湖の多いときには逆流してきて、そうして汚水なんか道路のマンホールからふき出しておる、あるいは低い関係上、砂が入つてその管がつまりつてしまふ。そうして月に一回ないし二月に一回ぐらひは、自分でそのマンホールをあけて掃除しているんだという、現実にやつていたところを見たわけでありまして、こういう点について排水ポンプなりをつけて、そうしてそういう低いところは早急に善処すべきである、このように考えますが、その点についてのお答えを願いたいと思つております。

なおこんごの道路建設の場合において、これは要望であります。騒音防止の関係上、そういう住宅の近くの道路建設においては樹木を植えて、そうして騒音の少ないように善処していただきたい、このように要望するわけであります。

さらに、非行青少年の対策についてであります。学校教育あるいは社会教育として、これならば、この教育をしたならば解決できるのではないかというような自信のあるといひますか、確固たる信念を持つて教育にあたつていない、このようにも聞き取れたのであります。ただ抽象的にこのようにやつておるんだというのみでなく、いろいろ長い間の研究もされていると思つて、こういうものの早期解決ということに力を入れていただきたいと思つております。なお、これに加えて競輪場あるいは競ヶ浦等におきましては、非常に夜物騒であります。そういう点についても市当局としてならかの明りをとますとか、あるいはそのほかの面の考慮があつたならば教えていただきたい。

それから、先も福祉の施設の面で北部に児童館が建つ、こんどの予算にも出ておりますが、同時に南部方面あるいは中部の方面においても児童館を建設していただきたい、このように考えますが、その点についてはどうでしょうか。それから、母子寮あるいは仮設住宅の件であります。これは住宅になると思つては、この母子寮あるいは仮設住宅に長い間入つていられる人がありますが、いつごろこれを、母子寮の場合は新しく建設するか、あるいは市営住宅へ移転させるか、仮設住宅においてもわかりであります。子供の件につきましては、現在どうしたならばその子供のひくつというものをとることができるか、この点についての答えがなかつたように思われます。解決する具体策があつたならば教えていただきたい。以上の点を再度質問するわけであります。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 御質問のうち、公害関係のうちの研究に対する助成の問題でございますが、現在私のはりの所管事項にかかつておりますのは、医師会が公害と思われる人を調査して実態をつかみたい、こういう企画を八月医師会のはりへもちまして調査表をつくり、本年度百人程度のを調査したいということで、助成方が申し

出がございまして、先般の議会にも陳情書として出されまして、目下、教育民生委員会で審議中でございますが、この着想、趣旨については賛成でございまして、非常にけっこうなことだと思っております。それを助成するかしないかといった問題につきましては、私、事務当局といたしましては、教育民生委員会が先般ございまして意見を申さしていただいたんでございますが、現在につきましてはその医師会の事業としてそういうことをやっていただくことは時宜に適合するんじゃないか。ただしかしその場合、先ほども触れましたが市が現在委託してございます大学あたりの調査のものとの関連はどうかということで心配しておりますが、必ずしもこれを結びつける必要はないけれども、できたらそういう独自でやられる団体の調査も系統的に、できることならば利用させていただくことが好ましいんじゃないか、こういうふうな考えでおります。それともう一つは、この問題に関連いたしましたのは文部省自体でも取り上げておりました、三重大学のほうに特定の医師を三人で指定いたしました。研究補助という形でむしろ国費投入という形において行なわれておりました、これは一応市とは関係ございませんが、三重大学自体の公衆衛生学教室ということで活動もいたしておりますので、そういうことを必ず結びつけるという意味ではございませんが、なるべく市といたしましては目を変えた各方面から御検討願ひ、活用させていただくならば非常にけっこうだ、こういうふうにお思つて、できれば強制という意味ではございませんがそういうことで、むしろそういうわれわれが関知した場合の純医学的なことでございますので、専門家同士でひとつ活用方法なり、それから協力は相互にしていただかなければならぬと思っておりますので、対象になる患者は相錯綜いたしますので、そういう患者と申しますか、疑いのあるものと申しますか、その人がかえつて迷惑にならぬようなことだけを考えていただきたい、こういうことをもちまして検討させていただきたいということでございます。

それから、一例として申し上げた中電の工場内の乾燥室を取り上げられまして、羽津の住宅地のほうまで市はあつせんする意図がないかというお尋ねでございしますが、これは中電のは百二十メートルの煙突でございまして、そこから出るすが、小さいものは風向によりまして主に高浜地区の二区、三区に降つておる。これはうちの職員も持つておりまして、パトカーで降下地点を確認しております。それで中電自体がそういう、私は原始的なやり方と申しましたが、応急的な現場処理と申しますか、そういうことをやつておりますので、いまのところ私の手元へは、羽津地区のところには亜硫酸ガスあるいは煙がたなびいておるといふことは耳にしておりますが、はつきり中電のものからそういったすが羽津の住宅地帯に落ちて、洗たく物がよごれたといふことは聞いておりませんし、それからまた中電といたしましては、だいたひ三人ぐらいのものが回収に回つておるようなことでございまして、意図としては直接はつきりした高浜二区、三区の地元だけにひとつやりたい、こういうことをやつてますと、これがいいか悪いかといふこととでなしに、こういうことをやつてますという報告を受けましたので、現実の問題といたしましてはいささか無理じやないか、そういう不特定広範囲に集め回るといふことは無理でないかといふふうに現在は判断しております。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 植樹につきましては、特に本年度より市の施策として取り上げていただいております。重点的に着席を願つておりますので、こんごにおきましてもお説のとおり促進をさしていただきたいと思ひます。

また、一例にあげられました次の磯津の排水の問題でございしますが、これはお説のとおり土地が低くて逆流するというので、これは現在の状況ではやむをえぬ状況でございしますが、先般、漁港のほうに樋門をつくりまして、その操作によつて調整をするようにしておりますが、なお不十分な点はございます。この点につきましては農地関係の仕事といたしまして、樋、磯津を含んだ広域にわたります治水防除事業というのが近く行なわれるように拝聞しておりますが、そういう事業の竣工後におきましては、非常に状況が変わるんじゃないだろうかと期待しております。また

私の担当させていただいております土木部局におきましては、その耕地関係で行ないます湛水防除のポンプ増強の計画にマツチした市街地と申しますか、住宅地のほうの排水も再検討してみたいと思っております。

それから、霞ヶ浦付近の暗いためのいろいろ問題で、何か方法がないかということでございますが、これは名四郎道におきましては一応市街地の付近から市街地の中にかけては、照明をつけるという当初の計画になっておりまして、あの付近はまだ一部歩道の舗装が残っておりますが、これの完成の時期には水銀灯等の街路照明柱が設置される予定になっております。

〔民生課長（村山了君）登壇〕

○民生課長（村山了君） 北部にできます児童館を他の地区にもつくる意思はないかということでございますが、この児童館が本格的に動き始めましたのは本年度からでございます。厚生省もいろいろ明るい見通しを持つておりますが、はたしてこれが児童の福祉対策として、あるいはまた不良化防止対策として最終的な施策であるかどうかという点は、まだ結論は出ておりません。当市においても今回お願いしておりますのは、そういった意味でテストとしてやるという面が多分に含まれておりますので、その結果非常によければ、先ほど申されたような地区へつくることを計画していきたい、こういうふうに考えております。

それから母子寮と仮設住宅、これを一体いつごろ移すんだという問題でございますが、先ほど申し上げたとおりこの問題は貧乏という問題と密接に結びついておりまして、単に住宅をつくつたから解決するというふうな簡単な問題ではございません。仮設住宅も同時の伊勢湾台風の被災者を救つたというのではなく、ただいまではいわゆる住宅にほんとうに困っている人たちがあすこに住みついているというような現況でございます。貧乏の問題が解決しない限りこの問題が解決しないわけでございます。したがって、おまえは貧乏の問題を直ちに解決できるかどうかとおつ

しやつて、それを返答しろとおつしやつているのとあまり変わらないので、私は直ちにいつから解決できますという答えはできないんじゃないかと思えます。ただ先ほど申し上げたように解決の線としては、応急仮設住宅に住んでいる人たちが一般庶民住宅へ移すとか、あるいはまた不良住宅地区改良法に基づく住宅の建設を急ぐとか、こういった作業は固めるいは県に対して強力に進めておりますが、直ちに解決しろあるいはいつまでに解決しろと期限をつければ、ちよつとこれは返答できない問題じゃないかというふうに考えております。

それから、それじやいま発生している子供がひがんでいる問題をどうするんだという点でございますが、これは先ほど申し上げたような社会的見地から住宅をつくるか、あるいはまた貧乏をなくすとかいうふうな社会的な施策から、いま直ちに解決できませんけれども、そういった子供さんに直接お会いして、その症状がどうであるか、あるいはまたそれがはたしてこんごの育成に重大な支障を来すかどうか、あるいはまた将来不良化の根つこになるかどうか、そういった心配があるならばその子供と個別的にお会いして指導していきたい、そして解決していきたいというふうに考えております。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ただいま答弁をいただきましたが、まず初めの公害問題について、この中に先申し上げました納屋小学校あるいは浜田、三浜小学校は非常にそういう苦情が出ておるので、解決する考えはないか、そのような質問をしたわけでありますが、それに対してなんら答えがありません。その点をひとつお答え願いたいと思います。

さらに、ある会社と自治会といういろいろ話し合いをして、金によつてその公害の問題を防ごうとしておるように見受けられますが、各家庭へ金を配つたところで、公害の問題は解決するわけではないわけでありまして、そういう点新聞にも出たと聞いておりますが、市長はそういう点をどのようにお考えかお答え願いたいと思えます。

それから、道路の問題については前にもありましたように、市長が大きく伸び行く町づくりという点について、道路は非常に大きく左右するわけがありますが、できうる限りその予算を通してやつていただきたいと思います。これは要望であります。

それから母子寮と仮設住宅の問題であります。貧乏人がここへ入っているというような考え方でさつき申されましたが、まことに人を侮辱しておるように思われます。それにかわるようなもつと環境のよい施設をすることはできないかという意味で申し上げたのでありまして、貧乏人を解決しなければいけないというような、悪いことばかりませんが、生気のない方ではありません。これを改めてもらいたいと思えますし、さらにそのような市営住宅へ同じような家賃あるいは大差なく、しかも新しい現在より明るいとこへ転居させる考えはないか、このような意味で申し上げたのでありまして、貧乏を解決せよというようなことではございません。その点について再度御質問いたします。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） 納屋小学校と浜田小学校の騒音について、教育委員会立場から申し上げます。その騒音についての陳情を私たちは受けておりません。しかしながら納屋小学校の鉄筋校舎を建てますときに、すでに名四ノ道がくるということはわかっておりますので、あの校舎をどの向きにして建てるかということ、非常に慎重に研究したのでございます。しかもいまのような建て方は、教室がこちらの予定どおりとれないというので、あの建築につきましては非常な苦勞をして所定の教室をあの向きに建てて、それによって多少でも名四がついたときの騒音防止をしようとしたのでございます。なおペランダにつきましては、あすこはごらんのように鉄筋で巻いてございます。これは海岸の暴風ということの問題もございすけれども、これによって多少でもほかの学校と違った防音ができる

ということでああいう装置にしたのでございます。

それから浜田小学校でございすが、あれも御承知のように道路に面して鉄筋は背面になつております。道路に尻を向けたかつこうで建つておりますが、この問題もそういうことを配慮において、建築上ああいう形にしたのでございます。なお、木造校舎のほうで国道に面したほうはさいわい緑地になつておりますので、先に土木部長がいらっしゃるように、あすこへ植樹を私たちもしていただきたい。そうすれば多少でもその騒音が消えていくんじゃないかしらんと思いますが、基本的には道路を整備していただきまして、そこを通る車の数を分散してもらうということが私たちとしてのお願いでございます。

〔民生課長（村山了君）登壇〕

○民生課長（村山了君） 母子寮にいる人は貧乏人であるというふうにお受け取り願つたんですが、私はそういう意味で申し上げているのではなくて、貧乏ということばを使つたので非常にことばが立つたと思ひますが、ああいう施設とか、あるいはまた応急仮設住宅におみえになる方は、経済的な自立がしにくいという状態がありますので、これはすべての方にいえるわけでなくて、最終的に全部解決しようとするれば、そういう問題が最後に残つてくるんで、全部解決しようとするれば非常にむづかしいということをお申し上げたのでございますが、ことばの使い方が悪くて御迷惑かけて申しわけないと思つておりますけれども、そういう意味で、いまとりあえず手のつくものは、たとえば二種公営住宅ができれば、母子住宅ができれば、そこへ入れる方はどんどん行つていただく、あるいはまた市営住宅に抽せんの当たつた方はほとんどそちらへ行つていただくというふうなことを、これは当然ふだんの日常生活の中でああいう方たちにとつてあげなければいけない措置でございすけれども、先ほどおつしやつたように最終的に全部解決するのはいつかというふうなことだったので、最終的に解決するのは非常にむづかしい問題がございす、という

ふうに申し上げたのであります。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 学校の騒音問題、先ほど教育長からお話がありました。私も事務当局といたしましては手ぬかりといえは手ぬかりでございますが、どういふ種類の騒音で授業ができないというのは、ありていいて知らなかつたのでございます。したが、いましてもしそういうことがあるとするならば、早速教育委員会の立ち合ひのもとに騒音の測定及びその騒音の種類、発生源その他を調査して、教育上支障があるならば教育委員会と相談して善処いたしたい、こういうふうに思っています。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 先般発生しました具体的なことについては、会社さんのほうと地元の方々が御相談になりました。そうして、そうしてつまりなんといいますが、御迷惑をお金でお払いになるということがありました。ところが、このことにつきましては、実は地元の方々と会社さんとのほうで御相談になりましたので、金を持ってあやまりに行つたとか、金をとつたとかということとはちよつと違うと思ふんです。そういう解釈の仕方は、四日市のためには解釈しないほうがいいと思います。やはり具体的に御迷惑がそういうときにかつた、だから会社さんのほうとしてもこれは突発事件のことでもあつたからお出しになつていただく、また皆さんも非情にお困りになつたから、そうでもして経費の一部を補うということで、やはり地元同士のことでありますから御円満に御和解願つた、こういうふうに心えております。ような次才であります。このことがいいことか悪いことかということとは、これはそのことの起こりましたときの事情にもよりますし、いろいろの場合がございますので、市長がここで定義的に申し上げるということとはちよつとむずかしいと存じますので、その点ひとつ御賢明な御判断を願いたいと思ひます。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 先ほど申し上げましたことについて、現在市長はこのように考えないほうがいいというようなことを仰せになりましたが、市長は私個人がいつておるように受け取つておるんじゃないか、このように思われます。これは相当地元の方々からそのようなことがありまして、われわれはこういうものをいただいても、ほんとうに解決する道はないかということでありますので、そのようにしてわれわれはごまかされるおそれがあるという意味から申し上げたのであります。市長の考え方もちよつと行きすぎがあるように思われます。

時間も相当経過いたしましたので、いろいろ市長が六月の議会に申されたように、方針出されたその施政を実現させるべく、私もごまかく市長の働きあるいは政策を見ていきたい、このように考えておりますし、またそう実現していただきたいと念願して、私の質問を終ります。

○議長（田村末松君） 本日はこの程度にとどめ、あの方方は明日お願ひすることにいたします。

明日は、午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもつて散会いたします。

午後五時一分散会

昭和三十八年九月六日

四日市市議定会定例会會議錄(第三号)

四日市市議會

昭和三十八年九月四日 市市議會定例會議事速記録 才三号

○昭和三十八年九月六日（金曜日）午前十時五分開議

○出席議員（三十八名）

宮	鈴	伊	志	前	喜	岩	坪	安	藤	錦	北	伊	酒	米
崎	木	藤	積	川	野	田	井	垣	谷	村	藤	井	田	
春	愛	太	政	辰	久	妙	祐	安	与	宗	昌	好		
吉	次	郎	一	男	等	雄	子	勇	一	吉	市	一	一	兼
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	速
														記

市立病院事務長	副事務長	消防課長	開発部企画室長	監理課長	港湾課長	都市計画課長	土木課長	清掃才二課長	清掃才一課長	衛生課長	少年補導センター所長	失業対策事務所長	社会福祉事務所長
松野 蕙 亮 君	田中 正一郎 君	黒田 八二郎 君	阿南 輝彦 君	杉本 治芳 君	上杉 勇君	長谷川 正逸君	杉本 義広君	荒木 三郎君	山北 彰君	土井 久之君	国保 義一君	小西 忠臣君	西川 敏郎君

年金課長	保険課長	民生課長	事業課長	耕地課長	農林課長	商工課長	徴収課長	税務課長	市民課長	財務課長	総務課長	會計課長	人事課長	開発局開発部長	建設部長	土木部長	衛生部長
大平 源彌 君	川口 平 君	村山 了 君	森市 郎君	天野 助春君	芝田 敬太郎君	三輪 喜代司君	新山 篤 君	平井 清三君	喜田 喜重郎君	伊藤 涼一君	天野 正春君	小林 清君	佐々木 晃精君	鬼頭 鉄郎君	白峰 久 君	城井 義夫君	中山 英郎君

○市議会議事事務局（五名）

水道局長	岩野見齊
技術部長	山本文雄
総務課長	滝依之助
業務課長	小林正
擴張課長	美濃部博美
教育委員長	杉浦西太郎
教育長	山本軍一
総務課長	小林義喜
学校教育課長	伊藤正男
社会教育課長	西尾勇
事務局長	菊地英也
議事係長	川原田裕
調査係長	小坂靖
主事	坂倉紀久
主事補	佐藤正俊

○議事日程 才三号

昭和三十八年九月六日（金曜日）午前十時開議

才一 一般質問

才二 議案才九八号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才六回追加更正

予算……………質疑：委員会付託

才三 議案才九九号 昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病院

費歳入歳出才二回追加予算……………

才四 議案才一〇〇号 昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳入

歳出才一回追加更正予算……………

才五 議案才一〇一号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計才一回追加

更正予算……………

才六 議案才一〇二号 昭和三十七年度四日市市水道事業会計決算並びに

利益剰余金処分認定について……………

才七 議案才一〇三号 起債について……………

……………

才八 議案才一〇四号 起債について……………

……………

才九 議案才一〇五号 起債条件更正について……………

……………

才一〇 議案才一〇六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………

……………

才一	議案才一〇七号	四日市市税条例の一部改正について……………	質疑：委員会付託
才二	議案才一〇八号	四日市市都市計画税条例の一部改正について……………	：
才三	議案才一〇九号	四日市市社会福祉事務所設置条例の一部改正について……………	：
才四	議案才一一〇号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………	：
才五	議案才一一一号	四日市市体育施設使用条例の一部改正について……………	：
才六	議案才一二二号	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	：
才七	議案才一三三号	四日市市養老施設条例の一部改正について……………	：
才八	議案才一三四号	町の区域の設定について……………	：
才九	議案才一三五号	町の区域の変更について……………	：
才一〇	議案才一三六号	住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について……………	：
才一一	議案才一三七号	市有地の交換について……………	：
才一二	議案才一三八号	土地の取得について……………	：
才一三	議案才一三九号	市有地の処分について……………	：
才一四	議案才一四〇号	文教施設の取得について……………	：

才一五	議案才一二一号	有価証券の売却について……………	質疑：委員会付託
才一六	議案才一二二号	水沢野田町及び和無田町簡易水道建設事業について……………	：
才一七	議案才一二三号	予算外義務負担契約について……………	：
才一八	議案才一二四号	農業土木災害復旧事業費立替金に関する契約について……………	：
才一九	議案才一二五号	雨池排水路改良費立替金に関する契約について……………	：
才二〇	議案才一二六号	請負契約の締結について……………	：
才二一	議案才一二七号	請負契約の締結について……………	：
才二二	議案才一二八号	工事請負契約の更正について……………	：
才二三	議案才一二九号	購入契約の締結について……………	：
才二四	議案才一三〇号	購入契約の締結について……………	：
才二五	議案才一三一号	請負契約の締結について……………	：
才二六	議案才一三二号	購入契約の締結について……………	：
才二七	議案才一三三号	購入契約の締結について……………	：
才二八	議案才一三四号	水道施設の取得について……………	質疑説明：質疑：委員会付託
才二九	議案才一三五号	請負契約の締結について……………	：
才三〇	議案才一三六号	購入契約の締結について……………	：
才三一	議案才一三七号	請負契約の締結について……………	：
才三二	議案才一三八号	工事請負契約の更正について……………	：
才三三	議案才一三九号	購入契約の締結について……………	：
才三四	議案才一四〇号	水道施設の取得について……………	質疑説明：質疑：委員会付託
才三五	議案才一四一号	請負契約の締結について……………	：
才三六	議案才一四二号	購入契約の締結について……………	：
才三七	議案才一四三号	購入契約の締結について……………	：

○本日の会議に付した事件
才一 一般質問

- 才二 議案才九八号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才六回追加更正予算
- 才三 議案才九九号 昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳入歳出才二回追加予算
- 才四 議案才一〇〇号 昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳入歳出才一回追加更正予算
- 才五 議案才一〇一号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計才一回追加更正予算
- 才六 議案才一〇二号 昭和三十七年度四日市市水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定について
- 才七 議案才一〇三号 起債について
- 才八 議案才一〇四号 起債について
- 才九 議案才一〇五号 起債条件更正について
- 才一〇 議案才一〇六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
- 才一一 議案才一〇七号 四日市市税条例の一部改正について
- 才一二 議案才一〇八号 四日市市市計画税の一部改正について
- 才一三 議案才一〇九号 四日市市社会福祉事務所設置条例の一部改正について
- 才一四 議案才一一〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 才一五 議案才一一一号 四日市市体育施設使用条例の一部改正について
- 才一六 議案才一一二号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 才一七 議案才一一三号 四日市市養老施設条例の一部改正について
- 才一八 議案才一一四号 町の区域の設定について
- 才一九 議案才一一五号 町の区域の変更について

才二〇 議案才一一六号 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

- 才二一 議案才一一七号 市有地の交換について
- 才二二 議案才一一八号 土地の取得について
- 才二三 議案才一一九号 市有地の処分について
- 才二四 議案才一二〇号 文教施設の取得について
- 才二五 議案才一二一号 有価証券の売却について
- 才二六 議案才一二二号 水沢野田町及び和無田町簡易水道建設事業について
- 才二七 議案才一二三号 予算外義務負担契約について
- 才二八 議案才一二四号 農業土木災害復旧事業費立替金に関する契約について
- 才二九 議案才一二五号 雨池排水路改良費立替金に関する契約について
- 才三〇 議案才一二六号 請負契約の締結について
- 才三一 議案才一二七号 請負契約の締結について
- 才三二 議案才一二八号 工事請負契約の更正について
- 才三三 議案才一二九号 購入契約の締結について
- 才三四 議案才一三〇号 上水道施設の取得について
- 才三五 議案才一三一号 請負契約の締結について
- 才三六 議案才一三二号 購入契約の締結について

才三七 議案才一三三号 購入契約の締結について

○議長（田村末松君） たいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は、三十二名であります。

本日の議事につきましては、議事日程才三号により取り進めたいと思えますから、よろしく願ひいたします。議事説明者のうち、庄司助役、阿南企画室長が公務のため欠席いたしますから御了承願ひします。

○議長（田村末松君） それでは、日程才一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

坂上議員。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 追加予算の使命は申すまでもございませぬ、当初予算において足らざるところ、あるいは当初予算において計上されなかつたところの問題点、あるいは当初予算において財源が不確定であつたもの、すなわち国庫補助とか負担金というものが確定したときにこれを計上する、あるいは緊急の諸問題が起こつたときにこれを計上するというのが、追加予算のたてまえでございませぬ。そういう立場から、私はまず最初、財務当局にお尋ねしたいのでございませぬ。

今年の当初予算におきまして、いろいろと論議された問題が多々あつたのでございませぬが、最終的に最も重要でやましく論せられた問題は、建設委員会における道路行政の問題、あるいは産業経済委員会における耕地面積の事業費の問題、あるいは教育民生委員会における教育十一年計画の校舍改築費の問題であつたのでござい

ませぬ。これに対しまして理事者は、おそらく九月の議会にはなんらかの具体的政策が出される予定であるという御答弁もあつたのでございませぬ、われわれ議員はいうに及ばず、市民もこれを期待しておつたのでございませぬが、今回の予算を見ましたとすると、建設事業に関するところにおいては予算が計上されておりますが、先ほど申しました耕地事業の土地改良費のごとき、あるいは教育の整備計画の問題である本年度予定されておる校舍改築費が計上されてなかつたのでございませぬ。こういう問題に対しましては、理事者はよろしくその計上できなかった理由を議会で表明することが、私は民主主義のルールと思ひますから、ぜひこれのできなかった理由を明快に御回答を願ひたいのでございませぬ。

次に、昨日来の同僚議員の質問、あるいはこんご行なわれるところの同僚議員の質問内容、要望を考へるならば、相当経費の伴うものがあるものでございませぬ。またそれ以外の問題におきまして、こんご相当の予算を計上せなくてはならない問題があるかのごとく私は信じてございませぬ、才七次、才八次の追加予算は必然であろうと思ひますのでございませぬ。そういうようなこんごの追加予算の財源、方法についての見解を、わかつている範囲内においてお示しを願ひたいのでございませぬ。

次に、今回の人事院の勧告によりますところの職員の給与ベースの問題でございませぬが、人事院勧告のあの示す率をもって本市の吏員の給与ベースをアップしたときに、年明どのくらいの予算が増額されるものかということをお示しを願ひたいのでございませぬ。

次に、財源の一つでございませぬが、私は三月の議会において、競輪事業の収益に関する使途についてお尋ねしたのでございませぬ。競輪に関する是非の問題は別といたしまして、この事業からえた資金の使途について林総務部長は、市長の了解をえて、三年間、道路舗装の費用に重点的に使ひたいと御答弁されたのでございませぬが、この点は現在

も将来もお変わりはないと私は思うのでありますが、再度その真意を伺いたいでございます。同時に、私が本年度の競輪事業の内容を見ますと、収益金は一億を越すものであろうと私個人なりに考えるのでございますが、その点についてもひとつお示しを願いたい。

最後に、才六次の追加予算によりまして現計予算が三十四億を数えておるのでございますが、その内容の目的を分析いたしましたして、消費的経費と投資的経費がどれくらいになっておるかという点の金額をお示しを願いたい。当初予算の二十八億におきましては、その比率が二対一であったと思うのでございます。

以上、財務当局にお尋ねいたしましたして、市政に関する問題はのちほどまたあらためてお尋ねしたいと思うのでございます。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） お答えします。

最初の才一点につきましては、まず道路行政というおことばがございましたんですが、私どもは道路あるいは下水を含めまして、いわゆる土木的な建設事業というふうにごとでまとめて申し上げたいと思っております。この問題につきましては、先般の議会におきまして市長は重点的に取り扱いたいというふうにごとでございまして、申し上げましたとおりほとんどの追加のおっしゃるような補助金その他、いわゆる特定財源がついた以外の経費のほとんどは、そういったものに重点的に計上しておることでございますので、その辺は御了承いただけたらと思っております。それから耕地事業のうち、われわれが意識的にその計上を十二月に延ばしておるものがございます。それはいわゆる市単土地改良事業のうち、一つの考え方等について担当部門と打ち合せを十分して考え方をはっきりしたいというふうなこともございますのと、時期的には十二月に計上すれば、いわゆる来年度の農耕事業にはさしつかえないというような判断

で延ばしております、金額的にも大した額ではございません。十二月に処理したい、そう考えております。

それから校舎整備の問題でございますが、これにつきましては、昨日、伊藤議員の御質問に対して教育長からもお答えいたしておりますが、一つには補助、起債が確定後、これは教育委員会としてのお考えでございます。われわれといたしましては、訓導議員の御質問にも関連すると思っておりますけれども、単なる校舎の整備が、かつて立てられた施設整備十カ年計画をそのまま実行することがはたして現在の状態として財政上、可能であるかどうか。これはいろんな問題で、最初に立てられました教育整備の十カ年計画というものと、現在進行しておりますそれのとりながらやっておりますところの整備計画というのとは、非常に隔たりがわれわれはあと思っております。これは考え方としては変わりがございませんですけれども、経費その他の伴う状況、いわゆる木造あるいは鉄骨というものがほとんど鉄筋化しておるといような点で非常に考え方がございますので、その他の教育諸経費の問題と考えながら処理していきたい、そういうような考えを持っております。それで未計上の理由といたしましては、一つにはいま申し上げましたような点と、いま一つはいわゆる財政上の繰入見通しといったものが、特に税でございすけれども、確定的に出てこない、そういう段階でございましたので、なんとかそういう見通しをつけた上で処理する時期に処理したいよう考えております。

それから、そのお答えに関連しまして、才二点の才七回の追加予算あるいは八回が予想されるが、そういったものの財源はどうだということにお尋ねになっておりますけれども、これにつきましては私ども三月の定例会議で予想しておりますいわゆる税収の伸びについて、あるいは税収全体についての予想が幸いにしてございますか、不幸にしてございますか、税務部長からも申し上げ、私からも申し上げております。だいたい十八億ちよつと出るくらいじやないかということ、三十七年度の決算から推しましてほとんど伸びがないのではないかというような判断で当初予算

を計上しておりますんですが、現在の時点に立ちまして、会社の決算状況あるいは経済の動向等あるいはその他の問題といえますのは、税一般の自然増でございますけれども、そういったものから考えまして、多少のゆとりがあるのではないかとような見方をいたしております。といいますのは、現在お手元にお配りしてお願しております予算では、税収を十八億一千万円とみておりますけれども、いまの私のいい方からいいますと、ちよつと確定的には申し上げる段階ではないと思います。十一月ごろになればあるいは確定的につかめるんじゃないかと思えますけれども、一億ちよつとぐらいの余裕は出てくるんじゃないか、まだそのぐらいの財源はあるのではないかという見方でございます。でございますのでその一億という金を考えましたときに、財政的な見通しとしましては、御承知のようにもう決定的な経費がございます。それは都市計画による負担金、これがだいたい一億ぐらいを予想しておかねばならない、こう考えます。そうしたら、それで一切終りじゃないかということになります。それから港湾関係の負担金が、現在県と話し合っておりますのは、だいたい本年度が二億ちよつとあるという状況でございます。それに教育関係が計画どおりのようにおやりになるといたしますと、どうしても一億ちよつとぐらいの金がある。それから三点で御質問になりました給与改定が、これは五月一日から実施せよという勧告どおりに行ないましたときに、約七千万円の経費がある、そういうふうには見ております。四日市市の場合、今回の勧告の状況から考えますと、いわゆる低所得者のほうに分のいいような形で勧告がされておりますので、勧告よりもパーセンテージとしては上回っておるのではないかとということに相なりまして、だいたい七千万円ぐらいが予想されなくちやならない、そういうふうにお考えいただけます。でございますので、それにきのう安垣議員からお母ねのございました県の道路補修あるいは道路の舗装あるいは道路の局部改良、あるいは新設というようなことに対する土木負担金が、私どもは概数、土木部長は三千万円といういい方をしておられました、五千万近くにあるいはなるのではないか。これは協議をしないとわか

りませんので、そういうようなことがいえるのでございます。でございますから、そういったものをそのとおりにやるとしましたら五分の一しかできないんじゃないか、簡単に申し上げますとそういう状況でございます。しかも県との関係における負担金等につきましては、これはわれわれが技術的に皆さんの御了承をえて処理しておりますのは、支払い繰り延べというような形式で、三十九年度の予算でいわゆる出納閉鎖までにこれを支出することにおいて、県としては三十八年度の収納にしていたとおるといような状況でございますので、皆さんのお考えの中にこれもあるいはやりたいという状況から判断すると非常に苦しい状態である、こう申し上げたいと思います。でございますので、今回お願いしております追加予算は、非常に極端に道路行政方面を重視しておることが、なんともいいですか、逆説的にはいえるというふうには御解釈いただけたと思います。

それから才四点の競輪事業についての考え方でございますが、これは市長が申し上げたとおりでございます。そして今回もそういう年度の途中で、幸い当初において予想しておりました三・三開催といえますか、そういうことで減収になるのではないかとというふうな思っておりますが、安定的な経営状態がだいたい見通しとして維持できるというふうな考えましたので、いまだいたい年間の収益を想定しまして繰り入れて、それを主として道路方面に振り向けるという予算の組み方をいたしております。でございますので、将来も御想像のような増収があれば、そういう種類の経費は道路舗装とは申しませんが、道路の改修、舗装を主とした道路事業にこれをつぎ込んでいく、そういうふうな考え方でございます。

それから才五点の、消費的経費あるいは投資的経費の比率が現在の段階においてどうなるかというふうなお尋ねでございますが、これにつきましてはいろいろ考え方もございますので一概には申せませんが、三十七年度は最終的に

はわれわれが考えております投資的経費に充当した額というのは七億四千六百万ほどに計算上相なっております。それで三十八年度は、現在の段階におきまして約七億になっております。でございますから、三十七年度の決算と合わせお考えいただきましたときには、だいたいその比率が御想定できるんじゃないかと思えます。現在の段階におきまして、今回の追加のほとんどが投資的経費と消費的経費の比率からいいますと、三分の二ほどが投資的経費とわれわれは考えております。

以上でございます。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 才一点の御答弁に対して、産業経済部門の耕地課の費用に対しては了解したのでございますが、教育の予算問題に対して、私はさらにお尋ねしたのでございますが、財務関係の話からいきますと財政上でできなかった、こういうように理解するんです。私も本市の財政収入の概要はある程度よくわかるのでございますが、しかしこの老朽校舎の改築ということは、十カ年計画として着々と進められてきておりまして、本年、突如としてこれが財政関係で押えられるということはしのびないのでございまして、当該地区の皆さんの感情からいいますと、相当重大問題になると思うのでございます。こういう点におきまして、従来のごとく特殊財源を割り当ててお考えはいかがという点を重ねてお尋ねしたい。

同時に教育委員会にお尋ねするのでございますが、昨日、伊藤議員の質問に対して教育長の答えた問題と、少しこの補助金関係の問題で矛盾があるように感じたのでございます。これはまた国との関係でございますから、そう私は退求しないのでございますが、いまの総務部長のお答えをもって教育委員会としては余儀ない次才だとお引き下がりになるのか、それとも強力にこの整備十カ年計画の本年度の問題をお考えになる御意思があるのかどうかをお尋ねしたいのでございます。

次に、少しあちこちしますが、競輪事業の収益金の使途の問題について、総務部長は少しほやかされましたから、私は明確にひとつお願いし、希望をするものでございます。私は三月のときに、こういう特殊財源は特殊な使途をもって市政のどっかにあらわすことが必要である、市長もまたこれをよく考えておられました。だから私は、ただいま総務部長は道路方面に主としてというような少しほかされた観があるのでございますが、ぜひこの収益金は道路舗装にもっていくという強い態度をお考え願いたい。この点におきまして建設部長は、きのう大島議員の質問に答えていただいたのでございますが、また将来の資金計画も示されたのでございますが、これはひとつ強く進んでほしい。そうして本市の市民の要望である舗装問題を私はぜひ解決してもらいたいのでございます。この点についていま一度、財務当局の部長のお考え及び建設部長の決意のほどを伺いたいでございます。

次に、こんどの財源及びその使途につきましておおよそわかったのでございまして、本年度のこんどの予算の計上には相当問題点のあることはよくわかるのでございまして、この点につきましては、聡明な林部長はいろいろいい案をもってお進めを願いたいでございます。が、私はこの状況を伺いまして、将来本市の予算編成に対して合理的な計画をおやりになるお考えがないかということについてお尋ねしたのでございます。ということは、いま部長の説明から伺いますと、人件費が当初予算と合わせまして十億五千万円近くになるのではないかと、将来においてもこれは縮小せず、ほう張の一途をたどるのではないかと思っております。しかし時代の発展に伴いまして給与ペーソスのアップされることは、これは当然でございますから、これに対して私は問題にしないのであります。本市の予算編成を過去を振り返ってみると、前回において、もっと合理化する余地があるのではないかと、このことを私は思う一人でございます。そういうようにしていかんかったならば、事業経費がだんだんと縮小される。多少の金額はふえ

ましても、資材、人件費の向上によって、事業量というものは減少しておるのでございます。こういう点からいいますとも、相当考えなくてはならぬのではないかと。私は三月の議会のときにも一言部長に申し上げたのでございますが相当こんごの予算編成上におきましては、思い切った抜本的な施策が必要ではないかということをお申し述べたのでございませうが、私の考えはいまなお依然としてその気持ちを持っておるのでございます。そういう点に対して理事者もわれわれ議会人も、あるいは市民もよく考えていかなければならぬかと思うのでございますが、こういう点において将来の一つの御見解があるならお尋ねしたい。

次に、人件費の問題ができましたから、人事管理並びに事務の合理化、能率化という問題について担当の人にお尋ねするのでございますが、本市の発展に伴いまして市吏員の定員はだんだんと増加していくのでございますが、これも発展途上の本市においては余儀ないものと認めるのでございますが、この本市の現状をみたときに、事業の合理化をもっとはかる必要はないか、事務の能率化をもっとはかる必要はないかという問題でございます。今日、事業会社におきまして一番問題になっておるのは、事業の経営の問題でございます。だんだんと事業が機械化、合理化されて、そうしてその効率を上げておられるのでございます。事業会社とこういう市とは立場が異なりますけれども、こういう点において思いを及ぼして、できうるならば思い切つて改めるべきは改めて、経費の節約をしていく必要がないかと思う。きのうも訓諭議員の質問の中に出張所の問題などがございましたが、私は少し趣を異にいたしました。どうも本市の状態がむかしながらの行き方、マンネリズムに落ち入つておるような感じがするのでございます。こういう点につきましての早川議員は給食問題をとらえて、一つの示唆を与えられたのでございますが、市政一般にわたつてこれはおやりになる必要があり、私はその余地があるものと思うのでございます。本庁と遠隔の出張所の問題に関しましていろいろ問題はあると思いますが、だいたい農協関係において有線放送を設置して、農民相互の便益

文化生活をはかろうとしておるのでございますが、市が本気になってこの有線放送を市政の上に取り上げていくならば、事務の簡素化もできるのではないかと思うのでございます。こういう点におきまして私は本市の財政状態、市民の要望する諸種の事業内容からいって、また現在の庁内の各課の状態を見て、いま申し上げました事務の合理化、事務の能率化ということを科学的に診断して、必要であるところは勇氣果断をもってやるお考えが、将来においてあるかないかということをお尋ねしたいのでございます。

最後に市長にお尋ねしたのでございますが、市長は六月議会の際に、新しい立場で今任期中の市政の方針として三本の柱を表明されたのでございますが、ややこの三本の柱は抽象的で、その焦点が明確を欠くのでございます。市長の前任期中の事業の問題、きのうから問題になっております都市計画の問題、今日ものちほど問題にならうとしておる港の共同管理の問題等々、いろいろ施策として持ち越されておる問題があるのでございますが、市長は現時点に立つてこの任期中に真に市民の世論に基づいて、市民のしあわせと本市の繁栄のために、重点的な施策を将来打ち出していくような御意思がどこにあるかという点をお尋ねしたいのでございます。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） お答えします。

その一つは、校舍建築について特殊な財源を充当してでもやる気はないかというお考えでございますが、非常に坂上議員のおっしゃるごことが抽象的でありますので、私は御想像してお答えしたいと思ひます。その特殊な財源とお考えになっておられるのは、あるいは財政調整上の特別基金を指していらっしゃるということが一つあるんじゃないか。それからいま一つは、予算外義務負担というような方法によってやるというような、そのくらのことが特殊な財源によっておっしゃることだと思ひます。それで、私はそのいずれもとりにたくないと考えております。でござい

ますので、予算外義務負担というような方法によってやることは、なるほど一つの事業を推進するいわゆる俗にいいます対症的なといいますか、病気を直すというような形でいまここでそれだけのことをやりましたら、非常にそのことが効果的であると皆さんも御賛同願ひ、そうして市民の方も納得を願ひ、市の財政上の見通しもついたときであれば、これは断固としてやるべきでないかと思ひますけれども、現在までに行なってきた校舎建築等につきましては、いわゆる旧市内の特殊な地域的な問題もございまして、それから横の連絡もあるというようなので、一挙にやらねばならないというようなところ、それから現在、着々進行しつつあります二、三の小学校につきましては、これは一つの私はそういうやり方についての皆さん自体の問題点として取り上げていただいて、御批判いただく一つの資料になるのではないかと考えておりますが、これをやっていますと、現在私どもが財政上、非常に見通しの上からいいますと、それから坂上議員の御心配になりますような合理的な財政処理を思い切つてやったらどうだとしようということからいいますと、御承知のような予算外義務負担のいわゆる特殊な償還というようなのが、本年度はまだ二億数千円でございすけれども、来年度それから三十九年、四十年、四十一年は約四億円内外のそういう償還が重なるのでございす。そういうときに、俗にいう施越しの事業でございすので、それはそれ別に考える、そんなのはやったか^てあたりまえやないか、その上に学校は建てていかないかんやないかというような考え方でございすすと、市の財政難というのは、天から金が十億降ってきたとかなんとかということがない限り処理できない、こう考えておりますので、その辺はわれわれとしましては本年度の計画等につきましても、何もそれをしないという考え方やなくて、できる範囲内において計画を実行していく。伊藤議員のおことばでございすすと、昭和四十年までになんとか、これは十カ年計画といったんだから十カ年のうちに全部完成せないかんやないかというようなおことばがございましたんですが、私どもとしては十カ年で完成したいが、やっぱり財政的にはそれが十一年にな

りあるいは十二年になつても、その計画をなんとか筋を道して実行していきたい、そういうような考え方でございす。でございすので、教育委員会はどうかというようなお母ねがございましたが、教育委員会のほうでは金のこと抜きにしましたら予定どおりやっていたきたい、やりたいとおっしゃるにきまつておりまして、金の問題等、いわゆる財政的な計画と合わせてやっていくときには、ときには泣いてでも苦しんでも御協力していただかねばならない、そんなふうを考えております。

それから、次の財政上の計画をもつと合理化すべきでないかというお話は、三月あるいは六月にも、きみは勉強十分だからよそに行つても勉強してこいとまでおっしゃっていたておりますので、われわれはこれはおっしゃるすでも十分考えていきたい、いかねばならない問題だと思ひます。その点でいつも私はすでに三カ年間同じことを申し上げておりますけれども、いわゆる市の公共団体の財政計画なんものは、入るものがきまつてはじめて出るものがきまつてございす。そいつを出ることを考えてから入るものをとるような状況で考えられるのであればそれは簡単でございすけれども、いわゆる歳入がきまりましてその予想に立って歳出を考えていく。ところが悲しいかな、私どもが心配しておりますのはいわゆる世にいう四日市ムードというような、財政上あるいは市の行政上のムードがあるのでないか。それは四日市は財政的には非常に楽だから、こんなことくらいはできるだろう、一時の借金してでもできるだろうというようなお考え方が、私は市民の皆さんの日常生活の中ににじみ出ている。このことは市といたしましては、非常に将来に希望をかけた、大四日市の発展に夢を抱いた市民の非常になつていますか、希望的なものでございまして、そういうものをここでまっこうみじんに打ち破るということはどうかと思ひますけれども、われわれとしては合理的にとおっしゃるならば、そういう夢が現実ではこうあるんだ、だから現実の計画の線に従っていくところに合理性があるんだというような考え方を確立していきたい、それが事務屋的な考え

方でございますけれども、財政的にはそうあらねばならないと考えております。でございますので、市の財政の状態を簡単に申し上げますと、普通一般地方団体のこの三三年來の状況を考えますと、人口一人一万円というのが一般財政のほしい規模でございます。でございますから人口十万人の都市でございましたら、十億ぐらいの一般会計の規模を持つておるのが普通の公共団体の行き方かと存じております。ところが本市におきましては、現在だいたい二十万といたしました一七千円ほどの規模になっております。こういったところには、御承知のような財産処分等の二億などというのは積み重なった特殊な財源であるというようなことがございますけれども、市といたしましては非常に財政的に楽だというようなことの一つの証拠になるのではないかと思います。でございますから、ほかの地方団体よりは四日市の場合には事業的にはある程度……、具体的に一つ一つ比べますかどうかと思えますけれども、たとえば小学校の需用費は十二市のうちの biriから二番目でないかとおっしゃいますが、教育費全体というような考え方で比べましたら、おそらく十二市のうちの才一位になるのではないかと、こういうようなことがございまして、一般的には楽だといえますけれども、さっきいきました四日市ムード、これは林式の表現でございますので、四日市の現段階過去四、五年來の大四日市建設というムードが市民の皆さんに与えておる影響というのは、非常に大きいのではないかと、その大きいというのは、できることを市はなんやかんやいつてやらんやないかという気持ちがございます。それが四日市ムードじゃないか、こう申し上げておるのでございます。これを合理的に市民の皆さんが率直に、端的に受け入れていただくような状態にわれわれはPRしたい。皆さんとともにそういったことにもっていくことが財政上の処理を合理化することでないか、まあ私は考えております。

それは技術的にいろいろございますけれども、お答えとしてあるいは適當でない、お気に召さないかもしれませんが、私はそういう点で十分考えていきたい、こう思っておりますので、いろいろ具体的には御指導いただきたいと思

います。

それから、その次のいわゆる人件費に関連しました人事管理の合理化、あるいは事務の能率化という問題について考えておるかという問題でございますが、この問題は両三年來、私どもとしましては事務改善委員会という庁内の組織をもちまして、そこに事務改善委員会の事務局を置きまして、幸か不幸か私がその事務局長をいたしております。そうして今回専任の次長を置きまして、本格的にこれは取り組まなくてはならない、われわれが考えておりますのは、単なる人員の整理なんてことを考えて処理しておるのではございません。市の事業量に最も合理的に調和した職員の配置、あるいは定数はどうあるべきか、それから将来ほう張するであろう、それから増加するであろう、あるいは拡大化されるであろう事務に対して、これを人員増というようにもって処理しなくてもいいような合理化、機械化の方法はないかという点、現在考えております事務改善委員会のテーマでございます。それで、皆さんにもすで見えていただきあるいは知っておていただくような、むかしながらのやっておりました戸籍あるいは住民把握、住民登録というような仕事を、これを最も合理的にしかも最も正確にあるような状態は、これは帳簿組織の改善という問題からもっていかないとけないのではないかと、この点に立ちまして、三年來やってきまして、本年度はそういった点は一応の完成をみる年次に相なっております。このことは、一つの問題としては事務の能率化という考え方で簡単に事務を能率化しましたら、十人かかっておったのが三人になったというような例もございませぬ。同時に、こんどは事務の内容を合理化したら、いままでも四人でやっておったのが実際五人かからないと完全にできないという問題もございませぬ。そういう点がございまして、一概に人事管理の合理化あるいは事務の能率化ということが、坂上先生のおこぼをそのまま借りていいませぬならば、消費的経費を節約して投資的経費の増高をねらうような方向に、すぐイコールで結ぶのではないかと、このような簡単な結論には、私は現在の段階ではならない、

こういうふうにお答え申すよりしやうがないと思ひます。ただ私たちのねらいといたしましては、何もそういったわゆる冗費というようなものをあえて是認して、そういったものはなかなか節約できないんだというような、そういうこそくな考え方は持っておりませんので、ある段階に達しましたら思い切った処理もして、皆さんの御期待に沿いたい、そういう準備をいま着々と進めておる、こういう段階でございます。これにつきましては、職員一人一人がそういう問題についての理解とあるいは納得というようなことも必要でございますので、われわれとしてはそれ以前にいま少し職員そのものの資質の向上というような意味での研修、あるいはその他の現場でのなんと申しますか、勉強あるいはよその講習その他に派遣しての幹部の訓練というような種々の問題もございまして、ときと場合によりましては、そういった研修費あるいは受講費あるいは派遣費というような費用がふえつつ、そうして将来の目的を達するためには、私はなんといひますか、地についた研究と見通しのつく計画といったものをあせらないでやっていきたい、こう考えております。あまりあせってやりましても、さっき申し上げました全職員の理解と納得がない限り、そういったものは私は効を奏しない、そう考えておりますので、現在の段階ではそういうPRをかねながら、非常に過度な要求のようなことをいたしております。具体的に申し上げますと、臨時の職員を頼んで帳簿の切りかえをやらばいいんだ、そうしてほしいんだというような職員の希望がございすけれども、あえてその帳簿の切りかえに寸暇をさいて協力していただくことが、その帳簿についてよく理解していただいて、将来の運用がよりよくなることだ。だから夏休みが五日間ございましたけれども、ある出張所のごときは一日も休まないでそういったことをやっておるんだというような実例も、われわれは十分承知しております。でございますので、そういった動き方というのは、職員がともども事務の合理化と能率化ということに全職員が頭を向けてその成果を期待し、そうして結果的にはおっしゃるような合理化あるいは能率化ということを押し進めていく一つの基盤を目下つくっていくつあるんだ、自分で

はそう考えて仕事を進めておるようなわけでございます。

〔教育委員長（杉浦西太郎君）登壇〕

○教育委員長（杉浦西太郎君） 坂上議員から教育委員会の学校建築に対する腹はどうか、こういうお尋ねがございましたのでお答え申し上げたいと思ひます。

ただいまの林部長の御答弁を聞いておりますと、どうも学校建築については十一月はむずかしいのだ、教育委員会もそのつもりでなんとか考えろというふうなおことはのように聞こえるわけです。もしそうだといたしますと、教育委員会としてまことに窮地に落ち入る、こういうふうには考えられるわけでありす。しかしながら御承知のように学校建築につきましては、十一年計画という確たる公約にも等しいような計画がかねてなされてきておるわけでございます。御承知のことだと思ひますけれども、昭和三十一年から十一年にわたる計画に基づいて、老朽校舎なり危険校舎を逐次改築していく、こういう大目的のもとに着々と実行をまいりました。本年はちょうどその才七年目に当たるわけです。その当初におきましては、御承知と思ひますけれども、この学校建築をせむとも完成するために需用費関係を三割、四割節減して、皆さんに御不自由を願うことの御了承をえてこの計画を実施してまいりました。現在まで校舎について三十五、六、木造も合わせてそれくらいになっております。鉄筋の敷にいたしますと二十五、六というふうには、建築の面におけるところの非常なる成果が上がってまいっております。過般もこの実情をどっかの放送局ですか、調べられたとみえまして、全国的にも珍しいのだ、かように教育に対して熱意を示しておるところは先進都市の中でも珍しい、全国一だ、こういうふうなことも評価されておる現在なんです。昨日も訓諭議員から、需用費関係においてはこの四日市は再整備都市の津よりも一つ上のピリから二番目だ、これはどういふわけかと質問をいただきましたけれども、その裏にはいま申し上げたような学校建築についての並々ならぬ苦勞

なり、また努力がありますので、需用費関係においしわ寄せがまいって、御不自由をかけておることだと私どもは思っております。

その矢先に才七年目に当たります本年度において、学校建築関係がブランクであるというふうなことに相なったのは、需用費関係がその予算的な措置において好転を望めないということを考え合わせてみますと、一体いままでの七カ年にわたるところの学校教育について示したところの教育委員会なり、またその計画に基づいて議会のほうでの御協賛をいただいたこの長年の伝統ある名譽的な栄光というものについて、非常な汚点を生ずるのではないか。そのことはもちろん総務部長も御存じだと私思います。財政当局のお立場上あのような発言をされておりますけれども、われわれの意のあるところはよく御存じだと思っております。いまブランクということになりますと、昭和三十八年度には自分のほうの学校を建ててもらえるんだということで、過去七カ年の間辛抱してきた子供なりまた地区の人々は、一体どういふふうなことに相なるかということを考えてみますと、これはただ金がないからできないんだということだけでは済まされないことではなからうかと私思うんであります。そういう点につきましては、前市長のあとを継いでみえました現平田市長も、再選の機会にそういう公約については着々と実行していくんだという御声明もございまして、総務部長はあいうことをおっしゃいますけれども、私は市長の英断にこの問題はかかっておるんだ、教育委員会としては従来どおり皆さまの御承認をえておりますところの十カ年計画を遂行していきたい、その気持ちには変わりございませんし、またその方針に向かつてまい進すべきであるということが、とりもなおさず市民の要望にこたえることであるし、また市長の市政方針にも合致することである、そういうふうには私は理解をいたしておるわけでありまして、

したがって、この教育に対する四日市の熱意ということは、市長もよく御了承されておると思っておりますので、われわれの気持ちは十分御了承いただいておりますから、おそらく十一月の追加予算の際には具体的になんらかの回答が出るんじゃないか。予算がないからできないんだというふうな考え方は、政治的な考え方としていかなものであろうかと私思うわけでありまして、あるものを出すならば、右から左へ出すだけのことで大した手腕、力量のある人に担当願わなくてもいいわけですが、ないところをなんとかするところに手腕、力量あるいは聡明という問題が出てくるのではなからうか、かように考えますので、当委員会としてはいま申し上げた十カ年計画を遂行するつもりでありますので、どうか議会の皆さん方におかれましてはぜひわれわれの意のあるところを御了承願って、一そのお力ぞえをいただきたいとともに、市長に対してわれわれの意のあるところを御了承願っておると思っておりますので、どうか皆さまもまた市長にこの方面におけるところの御推進のほどをまたお願いいたしたい、かように考えましてお答えを申し上げます。

〔市長(平田佐矩彦)登壇〕

○市長(平田佐矩彦) 市のあり方について、大変広範な意味のお尋ねがございました。御承知のとおり四日市市はだいたいこういう計画でもって取り進めていきたいということにつきましては、もう十二分に申し上げておりますし、外からも手も伸びておりますし、この上はわれわれがよく協力をいたしまして、内外に対応していけばよろしいんだらうと思っております。したがってこんなことはそういうことを一つ一つ実現していくということ、そうしてしかもその内容を充実せしめていくことが必要だろうと考えまして、その意味におきまして三つの綱領を申し上げておるような次才でございしますが、御承知のとおり市には内側のことと外側のございます。この外側のことといえますといひ方が悪うございすけれども、外部との折衝事項につきましてはやはり市の財政の消長ということが、非常に重要な影響を与えらると思ひます。同時に、やはり市の中の一級協力ということが非常に望ましいことであると

思いまするので、四日市はそういう意味におきましても、卓抜した識見を持った都市であるというふうにひとつなっていたきたいと私は考えておるような次才でございます。後刻またお答え申し上げますが、幾多の問題が前途に山積いたしております、いずれも四日市にとりましては大きな問題ばかりでございます、過去にはあまり例のない問題ばかりでございます。したがって皆さまのひとしおの御協力をえなければ、いかに市長一人がしたばいたしたしてもできないことばかりでございます。この点につきましては十分御了察を願ひまして、御協力を賜わりながら、かねての所期の目的に進んでいきたい、こういうふうにご心へおる次才でございます。常に高い音色を出すばかりが音楽ではなく、同時に政治におきましても緊張そのものばかりでやるということはおもしろくないや、やはりあるときには少しくゆるやかな音色でもって、政治もそのとおりでやはりあるときには少し低い線をたどらず、そうして来たるべきチャンスを見つけて、そうしてかねての目的どおりそれを遂行するという、私は皆さまとともに先輩諸兄の力を借りまして英知を持ちたい、こう考えておるような次才でございます。

まことに抽象的なことを申し上げて坂上先生のお氣に入らぬかもしれませんが、どうぞひとつ答弁にかえさしていただきたいと思います。

○議長(田村末松君) 暫時、休憩いたします。

午前十一時八分休憩

午前十一時二十四分再開

○議長(田村末松君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂上議員。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 関係者からいろいろと御答弁を伺ったのでございますが、それに関しまして自分の所見並びに要望を申し上げたいと思うのでございます。

林総務部長から財務の事務関係として御説明があったのであります。これは私ただそういう事務担当の関係から御答弁になったものと思うのでございます。ことに事務の合理化あるいは事務の能率向上という問題に対してでございますが、事務改善委員会をもって現にやりつつあるというようなことを伺ったのでございますが、私はこの事務改善委員会に強く申し上げたいのは、庁内の方々で組織されておやりになっておること、けっこうでございます。しかし、こういう問題は自己の立場から自己を見るところは十分でないでございまして、才三者の批判を受けるということが私は大事であろうと思っております。私も議員の一人として、この市の公共施設の動きを才三者の立場から意見を申し上げてきたのでございますから、この点ただ自己陶醉におちいらすに、才三者の批判あるいは科学的な診断のもとにやられて、改善すべきことがあるならば思い切っておやりになりたいことを申し上げます。

なお、建設部長からは所見が発表がなかったんでございますが、道路の舗装ということは四日市の市政の上において緊急事の一つであろうと思うのでございます。願わくば、重ねて申し上げますが、搬輸事業の収益増をぜひこころにおいて他のほうに流用せず、道路のほうにのみ適用して、一日も早く土木部長の理想を実現するように邁進してもらいたい。こういう点で、まことに失礼でございますが、建設委員会の委員の諸公にもぜひこれは実現方を私からもお願いしたいのでございます。

次に、杉浦教育委員長から切々たる御答弁を伺って、私はその真意に対して了解するものでございます。林総務部

長は、担当の財政部市から私に対してお答えになったと思うのでございますが、ここは政治でございますからひとつ教育委員会の意見と財務担当の意見とを調節され、そこに最後には市長が在所高所から英断されて、ぜひ校舎の十ヶ年整備計画の才七年目を実現されんことを要望するものでございます。ことに私はこれが十二月の議会に上程されておいてはおそいと思うのでございます。なぜかなれば、建築の問題がこの議場において可決されましたも、これが設計するの一日余の時間を要するのでございます。そういう意味合いにおきまして、できえますならば十月か十一月のころに臨時議会でもあるいは全員協議会でもよろしいからお開きになって、その実現の日のきたらんことを切に要望するものでございます。

次に、市長の具体的な重点的な施策についてお尋ねしたのでございますが、現段階ではやや抽象的にお答えになっておる。ことに私が静かに御答弁を伺っておりますと、どうも自主的なお考えがなくて、他の力に待つところが大であるというような気持ちをお述べになったと思うのでありますが、私は四日市市長としてはいまだ少し自主的な政治施策を打ち出してもらいたいことをぜひお願いしたいのでございます。市長は旬日をいわずして三週間にわたって外遊の途にのぼられるのでございます。行かれるところは世界平和の主導権を持つておるわが友好国である米國でございます。米國におけるところの主要都市をつぶさに御視察になり、あの進んだ産業経済の発達した現状、あるいは民主政治の實際に運営されているところ、あるいは公共施設が大いに完備しているところ、あるいは事務の機械化、能率の向上という点においては最大にまで達しておるところの米國の現状、あるいは社会福祉政策が充実しておりますところのその社会世相並びにケネディ政権の現状に触れましたならば、必ずや市長の心中には新しい何ものが映ずることと思うのでございます。同時にまた市長として四日市を外にいでて、将来姉妹提携をやろうとせられるロングビーチの空からわが四日市をこらんになれば、明らかにわが四日市の長所、現状に対する批判の新しい感覚も

出てくることと私は信ずるのでございます。そういうような諸点を市長はこんどの外遊においてえられまして、帰朝の上には大四日市建設のために、いま私のお尋ねし、要望しておるところの新しい施策、地についたものを打ち出されまして、これが実現に理事者側はいうに及ばず、議会人も二十万市民もこれに協力して、大四日市の発展、二十万市民の福祉の増進のために最大の努力をされんことを私は切にお願いいたしまして、質問を終る次でございます。

○議長(田村末松君) 野崎議員。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君 二点、御質問いたします。四日市警察署の移転について、はたしてその敷地をどこに求めるのかという点と、北部開発の問題に關し、八幡製鉄の一応の予定地となっている二百万坪の土地利用の見通し、この二点について市長に答弁を求めます。

才一点の四日市警察署の移転につきましては、去る八月十九日に市議会の全員協議会において、常磐地内の鹿化川沿いに千二百坪の土地を予定して移転させることに決定しております。しかるに、市長は去る二十六日記者会見をして、その席で新聞記者の諸君に、四日市署の移転についていろいろ問題があるようだが、現在の予定地のほか適当な場所があれば考慮してもよいといわれております。そのことが、新聞に詳細に報道されております。これはほかに適当な場所はない、鹿化川沿いの提案の敷地に四日市警察署を移転させるといふ市長の説明を了承して、議会がこれを承認いたしましたものであり、今回の市長談話は全員協議会における市長の説明とその趣旨において完全に相反するものであります。よってこの市長談話は、市長の議会軽視の精神の端的にあらわれたきわめて無責任な放言であると私は信ずるものであります。さらにまた全員協議会で承認決定したことを、すぐに記者会見において正反對の、議会の決定を無視した談話を発表しなければならないという議会に対する提案の仕方にも問題があると思えます。どちらへで

もすぐに変ってしまうようないわゆる確信をえていないことを不用意に議会に提案されたということは、議会を軽視しているからにはかならないと思います。この提案が審議されたときの全員協議会は、すべての案件についてその日に提案の説明があり、その日に即決をするという、あたかも特別な緊急案件を審議するかのようであつた。すべての議案について、たとえ全員協議会であるにせよ、もっと審議の時間を与えられなければならないと思います。このような早急な提案の仕方をこんごも続けられるとするならば、これはすなわち議会に好ましいことではないといわざるをえません。以上この議案決定を無視された無責任な市長の談話について、さらにこれに伴う市長の議会軽視の傾向について、市長の釈明をお答え願いたいと思います。

次に北部開発に関する問題でございますが、市長は八幡製鉄の進出に協力するため、富田、羽津、三重、大矢知、八郷、下野、六地区にわたる丘陵地帯の二百万坪の土地所有者に対し、勝手に売買をせぬように申し入れてあります。善良な市民はその申し出を法的に拘束力があるかないかを知らず、今日まで市を信用し、幾多の不自由を忍んで協力してきました。最近、八幡製鉄の四日市進出はほとんどその見通しがないという声一般に高くなり、ために市長が要請した二百万坪の土地の持ち主の中にも、他に転売を希望する人が多くなってきております。このままの状態で放置しておくことは、許されない実情になっております。この二百万坪の土地はいつまで現在の状態で規制し、市がそれを確保したような形のまままでいかれる予定でありましょうか、市長のはっきりした見解をお願いするものでございます。

以上、質問を終わります。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 警察署の敷地問題につきましては、議会に御要請申し上げましたとおりでございます。それ

から新聞社のほうにお話いたしましたのは、地元においていろいろお考えがあればそれを聞いて、よく御当局にもお伝え申し上げます、こう申し上げたのであります。この点につきましては誤解のないようにひとつ……。ややと申しますと新聞の記事の上におきましても、誤解を生ずるきらいがないとは限りません。もっと重大なことで誤解のあるような問題がございますので、こういうことにつきましては、こういうことが出ているが市長どうだといってお聞き下されば、私はその場でお答えしておけばよかつたと思うんであります。どうぞひとつ誤解のないようお願いいたします。

それから、二百万坪前後に関しまする飛田地の問題であります。これにつきましては八幡当時、非常な地元の方々の御協力をいただきまして、完全とはいきませんが八割近くの御同意をえておるのでございますが、その後御承知のとおり八幡の状態が変遷をいたしまして、そのつどいろいろの協定を行なおうとしておつたような次才でございますが、このことにつきましては北郡開発委員の方々がございまして、先般もやや内輪でその御相談を申し上げておるような次才でございますので、だいたい本件につきましては来年の四月、すなわち三十八年度の終りごろか三十九年度の初めごろになります、だいたいの帰趨するところがきまってくるだろう、こういうふうにごえられておりますので、それまでのところはあるいは少し御迷惑か知りませんが、いままでどおりおとりはこびになつていただきたいと思っております。その上におきましてさらに北郡開発委員の方々に御相談をまずおかけ申し上げまして、そうして万全な策をとって進めていきたい、こういうふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君 ただいまの市長の御答弁で了解いたしました。が、才一点の件について誤解を持たれるようなことについては、慎重にやっていたきたいと思います。これについて私一人ならず、議員の研修会においてもこの問題が

出ておりましたので、私一人のことではないということ、こんごもそういうことのないようにという御要望を申し上げまして質問を終わります。

○議長（田村末松君） 橋詰議員。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 通告をいたしております問題について質問をいたします。きわめて事務的な問題でございますので、受け取り方によりますと何か非常につまらぬような受け取り方になると思いますが、私が問題にしたいのは、その基礎的な考え方がどうだというのが質問の趣旨でございますので、この点の誤解のないように御答弁を賜るようによ、まずお願いをいたしておきたいと思えます。

私が見あるいは感ずるところ、さらには市民の方々のある種の意見あるいは感じ、こういったものを集約をいたしてみますと、いわゆる市が市民の利便なりあるいは福祉、こういう面で設置をされた公会堂、あるいはその他の公施設といえますか、そういったものが最近非常に荒れているんじゃないか、こういう気がするわけです。たとえば公会堂をとってみますと、あれが設置された目的にはたして合っておるのかどうか、こういう気がするわけです。これは何も公会堂だけでなくってその他の問題等もあるわけですが、話を端的に申し上げるために公会堂を例にとりますと、一部は庁用に使っているわけですが、公会堂の条例によりますと、設置の目的が市の公式の行事あるいは市民の利便に供するために置くんだ、こういうことが才一条に明記をされておる。その上に立って使用料をとって市民の方々が使う、こういうたてまえになっておる。ところが最近の状態をみますと、まるで物置きになっておる、あるいは日本間に至っては、すみのほりに行きますと、これは私現に見たわけですが青かびが生えておる、あるいは人話によるとのみがおるんじゃないか、こういうことがいわれておる。あるいは座ぶとん等を見ますとしめっぽく

て、ひくのさえ気持ちは悪い、こういう状況があるわけです。こういうことを考えてみますと、一体どういうぐあいの考え方の上に立って管理し、あるいは保全をしているのか。いわゆる公共施設というものは、常にそれが設置された目的が貫徹されるという状態に置かれているのが普通であろう、こういう気がするわけです。そういう点で公会堂を中心にした現在それぞれ担当の部長なり課長のほうで、自分の担当されておるそういった建物については、およそのことをつかんでみえると思うんです。そういう点でどういったお考えを持っているのか、こういうことをまとめて総務部長なりあるいは総務課長のほうからの御答弁をまずいただきたいと思うわけです。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） お答えいたします。

公会堂並びに日本間の管理の問題でございますが、これは御指摘のとおりで、われわれとしては非常に申しわけないと考えております。この問題は先般の協議会でもおはかりいたしました税務署との問題も関連しまして、いわゆる市の庁舎の改築あるいは増築といったようなことも、御承知のような計画と関連しまして、ときと場合によりましては早急に対処せねばならないというようなこともございましたので、公会堂につきましては非常になんといえますか管理あるいは使用上の建物のいたまない程度の保全を一年でしたか、三十七、八万かけまして処理して今日に至っております、これが一つの現状でございます。それでございますので、日本間につきましても御承知のようなあの建物の性格から考えましても、非常に採光、通風ともに悪く、それから現在に至りましてはいろんな周囲の建物の関係から、その点におさら拍車をかけておるというような状況でございますので、われわれとしましては市の総合的な計画の問題と合わせて処理したい、そう考えております。

それで、御指摘のような問題は単に公会堂あるいは日本間のみに限りませんので、十分市としては考えて処理した

い、そう考えております。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 答弁をいただいたわけですが、日本間については庁舎の計画等もあるんだから、それに見合った上で検討したい、こういうことなんです。私はやはりこれは何年か前から、庁舎の問題については意思が表明されておる。ところが実際の市の中央部なら中央部をとってみると、公民館一つすらない、公民館活動が十分でないという実態もあるわけです。公会堂が設置された当時の事情と今日とは違うんだ、もう公会堂は古くなって市民ホールで間に合うんだ、したがってもうこれは使わなくなっていくんだ、こういったお考えもあるんじゃないかという気もするわけです。あるいは懐雪寮の問題についても、そういうことがいえるわけです。さらに労働会館なりあるいはもっといかなれば希望の家だとかあるいは乳児院、こういったものを見る場合に、はたしてああいいう状態というものが正しいかどうかということが出てくるわけです。したがって、古くなったんだからいずれ近いうちに直すんだ、こういうこともあるんでしょうけれども、あるいはとりこ直すんだということもあるんでしょうけれども、計画の確定すらないという実態がある場合には、やはり設置された目的が常に貫かれる、こういった配慮というものがその時点の中ではつきりとやられておく、これは大した金はかからぬわけでございますから、そういう点ではやはり修繕する必要があるいは物置きになるようなことのないように、それぞれの担当の立場のほうでやってみようということが必要だと思ひ。あるところから聞きますと、そういうことをやっておるんだけれども、なかなかさらに三役のほうで判をつけてもらえなかったんだ、こういうことも聞いておる。そういうことでは一体市の公共的な施設、あるいは特に各階層なり市民の方々から集会をもちたいという場合に、そういうものが非常に少ないという当市の現状を考えますと、現在あるものを常に一〇〇%有効に活用する、こういったことが当然配慮されなければならないであろう。これが、い

わゆる先般市長が従来外へ目を向けておったのを、内政に十分な意を尽くしたいんだ、こういうことをいっておられた、こういった小さいことであれば、こういうことがそれぞれの担当の方々の中で十分に配慮してくれということが、市長のいっておる内政を十分にめんどろを見ていきたいんだというところにもあらわれてくるんだろと思うんです。そういうことを考えますと、先ほどの総務部長の答弁だけでは私ちょっと納得いきかねるわけです。したがって現在税務署のあとの問題もございまして、議会の方ではまだ継続審査になっておるわけです。これすらいつになるかわからぬ、こういうことになっておる実際を考えますと、少なくとも現在の状態を直すなり、あるいは清掃するなり、物置きになっておるのをのかすなり、あるいは畳をかえるなりして、市民の方々が十分に利用できる、少なくとも日本間が日が当たらぬからそれはのみおてもしょうがないんだ、こういうようなお考えでなくって、十分なことをやってみよう、そういうことが市民に対するサービスのあらわれだろう、こういう気がするわけです。そういう点で少なくともあと一年ぐらいの間には、こういったことが十分に確保されるという見通しを持っておられるかどうか、あるいは持とうという決心をされておられるかどうか、この点もう一回確かめておきたいと思うわけです。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） 答えます。

ただいま非常に具体的な例をあげてお尋ねになりましたので、具体的にお答えしたい、そう考えます。公会堂を先年ある程度の経費を投じて、使用していただくのに都合のいいような状態にしたのでございますけれども、先ほどおことばの中にもありましたように、俗にいいます小会議室、大会議室、それから主として物置きになっておりますところ、これが全部指導主事の控え室あるいは補導センターあるいは教育委員会の社会教育課の部屋というふう

使っておりますので、あすこを仮に市民の方にお貸ししまして御利用願ういたしましたとしても、単なる一つの広間としての効用しかございませんので、そういった場合だけを考えますと、先ほど申し上げておりますように、われわれが考えておりましたのは税務署の交換ができましたら、まず税務署のところに一部の部局を移しまして、そうして現在使っておりますようなところが一切本来の働きをするような状態になったときに、使えるような状態にしていきたい。同時に、これが仮に見通しといたしまして庁舎の建築その他で短い期間にあすこが不用になるというような見通しがつきましたときには、それに対応したような処理をしたい、そんなふうに考えております。

それから、日本間あるいは懐雪寮につきましても、畳等の入れかえなんかは、これはやるべきだと考えております。それで一応私どもとしましてあの問題を具体的に考えておりますのは、現在使っております食堂の広さ、それからその利用状況等から考えまして、日本間を畳の部屋でなくするようなことができたなら、かえって利用方法がうまくいくんじゃないか。いわゆる会議室として畳でなくって利用できるようにするほうが、近代的な使い方ができるんじゃないか。そうになりましたときには、私どもが具体的に考えておりましたのは、日本間としてはこれは御承知のような特定な寄付のような形でされておりますので、寄付者の御意思にも一応相談をかねばなりませんけれども、他の部門につきましてはそういった関連におきまして処理したい。いわゆる従来貴賓室と称しておりましたところを、総務部長といたしましては少ない市の部屋の中で唯一の会議室に残したいわけです。それで残しましてそういう処理をいたしましたところが、種々の業務上の問題で、ときには三ヶ月こを税務が使うとか、あるいは他の部局がそれがあるからこれを使うとかいうようなことが起こりましたので、非常に私としては本意ではございませんので、なんとかあの建物を日本間の状態よりもむしろ洋間にできましたらして使いたい、そうして会議あるいは時間を限ったら食堂の分室にもなり、しかも会議にも使えるというようなことまで一時具体的に考えまして、見積等もしてもらった

いろいろおるのでございますけれども、ところがそういったことに経費を仮にかけましても、あの公会堂が現在のような使用の状態でございますと、金をかけましても有効適切な利用ができないというような考え方で、いわゆる雨もりその他の保全上の処理はいたしておりますけれども、現在われわれが頭の中で考えておりますのはそういうことで、結局、税務署のほうへ一部の部局が移りまして業務が開始できるようなときには、公会堂そのものは有効な施設として従来以上に活用願えるような段階を考えねばならない、そう考えております。これはおことはあります。御承知のうかがえましたからあれはいらぬんだという考え方は、私としては持っておりません。といいますのは、御承知のように市民ホールという千二、三百名を対象にする一つのホールと、公会堂でございますらこれは最大四、五百名、あるいは二、三百名の会合には非常に適当なものでございますので、なんとかそれには付属の小部屋がない限り、完全な有効な使い方ができないんだ、そうだからその小部屋を事務室に利用しておる間は、ああいう状態であるべく、その状態でもわたくしとしては社会教育課が中央公民館的な使い方をしたいというような御希望がございますので、それは使って下さいというような態度でやっております。ところが椅子その他の什器、これは非常にいたんでおりまして、意味がないようなものの中にはございますが、什器を確認する場所が便利にどこかにできましたら、たとえば小会議室があいて仮にあすこへ適切にしまえるような状態になりましたら、ああいったものもいいたんて補充して処理ができるが、現在の段階では御指摘のようなところをわれわれは目を閉じておるのでなくて、非常に慚愧にたえないというような気持ちで見ながら時期を待っております、こういうのが実情でございます。その他御関連のお話がございますようなものも、現在、社会福祉センターとして、いわゆる泊山の開発に伴って計画しておりますので、そういったものも大蔵省との折衝がございましたら漸次具体化していきたい。ところが私が先ほどお断り申し上げておりますように、いわゆる公の施設としての保全関係が、これは小、中学校も含めてでございますけれども、公共団

体としてはとすればそういうことは忘れがちになっておるといふ点が、御指摘のような具体的なあらわれとして出てくるのではないか。そうですからわれわれとしてはそういう点につきまして十分心を尽くして処理していきたい。

中には出張所等、皆さんからごらんいただきますと小さな努力でございますけれども、窓口の業務の改善その他と関連しまして、非常に従来高かったカウンターを少しでも下げて、市民の方との接触を便利にするような努力も一、二ところでテスト的にやっておるようなわけでございます。ところがこれが古い建物でございますので、かえってそういう局部的な手を加えることによって全体的な修理の問題等が起こってくるというようなことがございますので、これは単なる総務部所管の問題でなくして、市全体の公共施設の保全、管理ということについては現在着々と準備もいたしておりますし、資料も盛えておりますので、なんとか時期を画して処理していきたい、こう考えております。

○橋詰興隆君 了解します。

○議長(田村末松君) 暫時、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時五分再開

○議長(田村末松君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日比議員。

〔日比義平君登壇〕

○日比義平君 公害問題と市営住宅の移転ということに対しまして、市長に御質問をいたします。

公害問題の解決は、国、県並びに関係工場と私ども市民の協力によらなければ、なかなか解決が至難であろうかと思えます。したがって本問題の解決のためには、あくまでも真摯な気持ちで努力をいたすべきものと考えられています。しかしながら法律があるからどうだ、あるいはないからどうだというような問題以前のものと私は考えるわけでございます。公害の発生をいたしておる工場におきましても、当四日市で生産を続けておる関係上、また市民の生命に重大な影響を及ぼす問題である以上、ゆえなくして放置いたされておるものとは考えません。工場におかれましても、終始真剣に本問題に取り組んでおられることだと、かように考えるわけでございますからして、あくまでも相協力して本問題の解決を一日も早くやるというのが、私どもの責任ではなからうかと考えるわけでございます。かかる観点に立ちまして、さらに熱意をもって工場に交渉を重ねて、各工場の十分な理解の上に一日も早く本問題を解決するように、こんご努力をいたすという方針で進んでいきたい、かように市長にお願いするわけでございます。この公害問題の解決と合わせまして、この際市長にお尋ねをいたしたいのは、公害問題の発生をいたしております工場周辺の市営住宅だけでも、少なくとも適当な地域に移転をさせるといふ手を打つべきではなからうか、かように考えますので、その周辺の市営住宅たとえば午起地区あるいは稲葉町地区の市営住宅等々を、この際英断をもって適当な地へ移すという方策をとる御意思が市長におありかどうかということをお尋ねいたしたいわけでございます。

次の才二間は、四日市港の共同管理の問題について、これまた市長にお伺いいたしたいわけでございます。四日市港の共同管理というはなやかな火花が打ち上げられましてから、かなりの日数を経過いたしておるわけでございます。県会におきましてもあるいは市会におきましても、御承知のように本問題に対する調査会ができておるわけでございますが、この五月改選以後、当市の調査会はいまだになんら一回も開かれておりません。これは一体どういうわけであるかということをお尋ねいたしたいんでございます。私ども四日市市民が、私どもの玄関である四日市港に対して、県と同等の発言権を保有いたしたいということは、私ども市民の切実なる願いでもございますし、またこれは自然な

願いだと思っております。にもかかわりませず問題が進展をいたしませんのは、どういうところに原因があるのかということをお聞きしたいんでございます。御承知のように、四日市では七名の県会議員諸君が県会へ出ておられるわけでございますからして、七名の県会議員の助力をうることができれば、その問題は複雑にはならぬんじゃないか、簡単に解決するのじやないかというふうに考えるわけでございますので、本問題に対する現在の時点におきます状況と、こんご私もとらなければならぬという方策に対して、市長はどういうお考えを持っておられるかということをお聞きしたいわけでございます。と申しますのは、臨海工業地帯の発展のために生ずるいろいろな問題、漁業権の問題あるいは埋め立て権の問題等々は、この共同管理の問題が中途半端になっておるためにいろいろ進展を妨げられておるのではないかというふうに考えますので、一日も早く共同管理の問題に結末をつけて、臨海工業地帯の発展のために努力をいたすのが私どもの責任ではなからうか、かように考えますので市長の御意見を承わりたいのでございます。

その他二点御通告申し上げてございますけれども、重複の点もございまして、本日の質問は以上二つにいたす次第でございます。どうぞよろしくお願いたします。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 公営問題に關連いたしましたして、市営住宅を移転させることについての考えがあるかないか、こういうふうに承わったのでございますが、この環境を整備していくといえまする市の広範な考えから申しまするならば、これはできるだけひとつそういう方向に持っていきたいと思うのでございまして、しかしこの問題につきましては地区地区でそれぞれ異なった事情も発生いたしておりますから、これはその地区地区にお住まいになっていらっしゃる現住者の方々の御意向をよく承わりますして、皆さんのお考えがどうあろうかということ

尊重したいと思っております。それからまた場合によりますれば、おんなし地区においでになられる方でも、いろいろの御事情でむしろ移転したほうがいいというようなお考えの方もございまして、いやいやという程度でんだんだん周囲も変わってきた、改善もせられてきたので、ここにいたほうがいいというようなお考えの方もおありになってくるだろうとも思っております。これらの点につきましては十分地区間の検討を加えまして、そうして一方的な処置としないで、きわめて合理的な処置といたしまして取り進めさせていただくのが最も適当でないか、こう考えますので、あるいは少しめどろい御感がございませぬけれども、そのつもりで向後の対処をしていきたいと思います。現在場所によりましては公営を主としないで、むしろ水没するというようなことが原動力になりましてそういうことを取り急ぎたい、あるいは地区全体が行きたいというような地区もございまして、これにはこれのような対策を講じ、漸次、大目的であるところのいわゆる環境の整備ということについての軌道の上に乗せていきたい、こういうふうに考えさせていただいております。

それから、才二問の四日市港に対します共同管理の問題でございまして、これは非常に議員各位の御心配をいただいておる問題でございます。のみならず市民の方々も非常に重大な関心を持っておっていただくのでございますが、御承知のように名古屋が管理組合に移しますまでは、五カ年の星霜を要しております。わが四日市といたしまして、もはや相当な時間を経過いたしておるのでございまして、実は前議長もこのことにつきましては御生前非常に御心配になられまして、あまり角ばった話を進めるといわずかしいので、できるだけひとつなごやかに、いわゆるある意味においては私的会談という少し語弊があるけれども、前哨的な話をして、なごやかにこの空気をもっていきたい、こういうこととございまして、二、三回会合をもちまして、もちろんこれは知事との会見でございます。その際におおよそその線として出てまいりましたことは、県といたされましては、やはり原則としては県市平等の負担で

あるということがまずオ一の要点でございます。このことにつきましては名古屋の管理組合も、そういう処置をとっておるのでございます。あなたがちにこのことが直ちにいいとかわるいとかどいうことは別問題といたしまして、そういうことを主張しておいでになるのでございますが、それを一つの大きな原則として、それからひとつ進めていくというのをお考えです。この原則に對しましてきわめて非公式といえますか、内輪的な意見といえますか、交換いたしておりました状況は、県と市とは非常な財政的の相違がある、これを一足飛びにもっていくということには非常に無理があるんじゃないか、また市としても負担が非常に過重になる、これに對するなんらかの、県としてはなんといえますか、寛容な態度を示される必要があるんじゃないかと思つて、特に県市が相携えて四日市の港を歩調を揃えて進展せしめていこうということについて、共同管理ということについては異存がない、しかしおんなし経費を負担いたしますにつきましても、その内容があるものでございますから、これは公式な話でございませぬからいかかど存じますが、しかし物事の経過を申し上げておきませぬという、いろいろこんご皆さま方の御注意をいただき、御指示をいただく上においてさしつかえがあると思つたので申し上げさせていただきますが、その際に私どもの考えといたしましては二つのだいたい四日市に對する処遇の仕方があるじやないか、一つは、いままで約十年間だいたい四日市はキャッシュを出してきた、ところが県のほうに於かれては一部お出しになっているが、おのおね起債でまかなつていらつしやるのである、この起債でまかなつておるといふことは、なるほど総ワクにおいては負担をもつておいでになるんだけれども、その年度年度において実際県がお払いになっておるものは、その二十分の一ぐらひしかお払いになってないんだから、港を經營していく上においての御負担の苦しみというものは、県市趣を異にしている、これをこんどは四日市の上に移してほしい、こういうことが一つ、もう一つは、四日市内にあるところの会社が直接負担をしておるところの経費というものは、これはそのまま県のほうの港湾の経費の中へ入つて

しまつて、それに対してはなんにも市のほうには恩典がない、これは少しく私のほうとしては困る、直接、間接四日市市においてになる会社から負担になることは影響があるんだから、われわれの負担のような考えも持てるんだから、これに對しては四日市の負担額の中へ組み入れるべし、こういうことを市の理事者としては申し出ておるんでございます。これに對しまして前議長と三人のいわゆる談話の中では、経費折半の原則に立って、そうして起債のワクに對してのいままで県がこれを優先していたことを、こんどはこれが市が優先するんであるといふことは、こいつはうなずける、特に前議長のお考えとしては、わしはこれは大いに認むべきだと思つ、これは認めてやるべきじやないか、県市が仲よくつわを揃えて、四日市港の開発に積極的になり出そうといふことについては、これはひとつ過去十年間ばかり県がやってみえたことを、こんどは十年間ばかり四日市がやりたいといふんだから、大いに認めるべきじやないか、ただ市長の主張しておる地元の工場の負担しておる分を四日市の計算の中へ入れて、そいつを認めろといふことはちよつとこいつはどうかと思つ、私は四日市だからもちろん市長のいうことを支持しなければならぬが、どうも全部これをのめといふことは少しいにくいように思つから、その点については市長はもう少し考え直してみたらどうか、こういうような意見、同時に知事のほうに於かれては、起債のワクを優先的に市に与えるぐらゐのことはそれはおやりにならないといけない、こういうことです。何べんも何べんもそういう話をむし返してまいりましたんですが、そうしたあかつきの上においてのやり方はどうかといへば、四日市はだいたいで名古屋港方式を取り上げる、すなわち議員の数は同数である、管理組合の組合長は二年間交代で、知事と市長とが交代するといふようなふうで、根本問題といたしましてはそういうことをいっておる。財産については、県のものは県の所有であるが、それを組合へ提供する、市にもしそういうものがあれば組合に提供するが、解散するときは返すといふことにしたい名古屋のほうになっているから、まずもつてそのような方式でやってみて、そうしていよいよ組合議会が成立したな

らば、それでもって市にしていけばいいじゃないか、こういうことです。この成立せしめたのちの行き方については、まだうんだともすんだとも申しておられませんが、問題の焦点はただいま申し上げましたように二つになっておるわけでございます。

そこで、これはもうちようど前議長が病気になるからもう一べん寄ろうにという、ことで寄りまして、おまえさんたちが、どうもこの問題を進めておかぬのは気になるからもう一べん寄ろうにという、ことで寄りまして、おまえさんたちのようにいつまでやってもおつてもこれはきりがつかぬ、ものには思い切りというものが必要だ、だからどうです、ひとつ片一方は起債がきたらその先おれのほうによこせ、余った分は県のほうへ差し上げる、というのは、折半です。からたとえ仮に五億いるとしてそこで三億仮に起債がきいたとすると、四日市の負担が二億五千万円ですから二億五千万円とも起債をよこせ、そうして五千万円は県のほうへ回して、あとの五百万円は県のほうへ回して、そうして二千万円は仮にですよ、県のほうで持つんだ、現金出すんだ、こういうことです。それから地元の工場云々のことは、こいつはもう少しあとで論議しよう、大問題をひとつ解決しようじゃないか。ところが県のほうでは、おれのほうは別に財源というものが無いんだ、だから起債がもう唯一の財源である、したがってそんなふうに優先的にとられちゃったのではやっつけられないだろうと思う、なかなかむずかしい話だ。そうすると県のときは起債でやっつけいくんだからむずかしい、市のときは現金出すんだから簡単だ、そうはいかないので、わずか四日市の税収は二十億足らずのところ、それでそういうような負担をしなければならぬというのですから、もう一つ苦しいわけです。人のことは考えないで自分のことばっかりいっておったのでは、これは知事、いつまでたっても話がつかぬから、ひとつこんど市長選もかわり、知事選もかわって、そうして新しい任期になって、二人が、県市はあくまでも協調をしていくということを基本線にするということをおまえたちは誓ったじゃないか、だからこういうことについても協調するという精神でや

らなければいかん、協調ということは自分の意見ばかり通しちゃいかん、思いどおりには、片一方のいうとおりにはやらぬということが協調だ、そこでどうだ、仮にほくが試案を出す、その試案なるものは、まず起債の面においてはこれは過去長い間四日市がなめてきたことを、こんどは県のほうでやってもらうんだが、いつまででもやれというわけにはこれはいかぬから、ひとつ試みに最初の四年間だけやってみて、どうしてもそのときになってこれは県がたまらないとか、これでも市は困るとかということならば、四年たったらそこでまた協調をし直して答申をする、これでやっつけられるということならこれでやっつけいくというふうには、まず四年間試験的にやってみて、そうして組合を成立させて、両方の力でもって、もうどうしても四日市の港というものをなんらかの変貌をさしていかなければならぬということになっておるんだから、こいつを押えておくということが首腦者の責任だからということ、なかなか理論的でありかつ条理もあり、情愛もあり、非常に敬服すべき御意見だろうと私は思いましたが、それに対して知事のほうからは山本議長の病床に行かれました、われわれの懸案になっておることについて非常に心配をかけておるから、心配してもらわなくてもいいようにするから、ゆっくりひとつ養生してくれといわれたんですが、なかなかそういうふうに進めにくいのでございます。先般ある機会がございましたので、ちようど山本議長の御法要も済んだあとでございまして、彼がかねて非常に県市のために憂慮してくれたからというので、さらにまた会見をいたしましたが、その席上におきましては、まだ平等なる折半ということを知事はいつおられるのでございまして、山本なんといえますか、協調精神案にも同調をしてこられませんか。しかしこれは、私は前議長が四日市の非常に苦しいということもよく御存じであられながら、四日市の前途に対する港に対して四日市も発言できるようにという苦慮のもと、またいままでのわれわれの念願をこの際実現したいという精神から、しかも県市協調という線を出して、四日市の市長としてもできれば私の意見どおりにしていたきたいし、地元の寄付金に対してはわれわれのところへ組み入

れていた方がいいという精神には変わりはないと思いますが、しかし大精神におきましては山本協調案というものは、かなりこれは双方ともに尊重すべき案でないかと私は考えておるのでございます。県のお考えがそういう方面に目が開けてまいりまして、大局を把握せられて、三重県に港湾あり、四日市港湾ありということのために、県市の全き合意ができませんならば、私の主張しておる全部を受け入れていただくとうと私も考えません。大いに協調精神によって県市の円満なる運営をはかりたい、こう考えておる次方でございます。

実は、ただいま行なわれております物事の順序からいいますと、例の漁業権の更新期に入っております、これがあらゆる手続きをいたしますのに実に紆余曲折をいたしました。そうしてようやく県市の意見が一致しまして、漁業組合もそれに同調をしてくれまして、ただいま手続き中でございまして、県におかれてもそれに対して許可をする御方針のようでありますから、これは間違いない行なわれると思えます。またこの問題につきましては、四日市選出の県会議員の方々も非常に骨を折っていただきまして、この問題に対して再三再四寄り合いを開いていただき、また知事も折衝していただき、最終の晩は夜の十二時までやるというようなことでございまして、ようやく妥結に到達いたしましたので、これが方針にはっきり公文書で出てまいりました上におきましては、こんどはこの港湾問題に指をそめていきたい、こう考えておるような次方でございます。しかし、四日市が県と比べますと財政的規模におきまして小そうございますことは、これは事実でございますが、全国の趨勢から申しますると、港湾というものはその市が管理すべきものであるというのが大きな主流でございます。特に力のない市としてはそういうことばできませんが、これは担当に伸びる町であれば、当然そういうふうに行っていくのが主流でございますが、しかし今日まで県のほうが一生懸命になって四日市にかわって経営していただいたことでもございまして、また一足飛びにそういたしましても、四日市の財政規模にも非常な心配も生ずることと思えますので、幸いにも山本協調案というようなもの

が成り立ちますれば、皆さま方と御相談を申し上げた上でその他の条件についてひとつ御相談をわすらわし、取り進めていきたい、こう思っておるような次方でございます。それはやはり漁業の問題から一つ一つ解決させていただきたい、こういうふうを考えております。どうぞ向後この問題につきましましていろいろお骨折りをわすらわさんならんと思いますが、どうかよろしくお願いいたします。特に港湾関係の委員の方々のお骨折りをひとつ御期待申し上げます。次方でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔日比義平君登壇〕

○日比義平君 市営住宅の移転ということはそう簡単にまいるというふうには、もちろん私も考えてはおりませんが、私の意見に対して市長も御同意下さったものなりと解釈をいたすわけでございます。もちろん一方的に立ちのきを命ずるとかいうことじやなしに、地区地区にはそれぞれの御事情もあり、いろいろの方々もおられるわけでございますからして、市が立ちのきをきめたから立ちのいてもらいたいというような行き方ではなしに、十分地元と御協議下さって、一日も早く善処されんことを要望いたしておきます。

それから港の共同管理の問題、これはいづれ特別常任委員会が開催されるものと思えますので、その際さらに忌憚のない御意見を私申し上げるつもりでございますけれども、お聞きいたす現在の時点におきましては、まだ県と市の間にかんがりの意見の食い違いがあるようでございますけれども、それはなんと申しますか、妥協のつかない性質のものだとは考えませんので、共同管理組合に対する特別委員会におきましてさらに推進をいたしたい、かように考えます。よって理事者におかれまして、そのようなお気持ちでもってさらに県と十分なる折衝を続けられんことをこれもまた要望いたしまして、私の質問を終ります。

○議長(田村末松君) 前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 私の質問は、市税の中の固定資産税について質問いたします。

この固定資産税の問題については、三月の議会において藤谷議員、さらに六月の議会で橋詰議員が質問をしております。さらにここで同じ問題をなぜ質問するかと申しますと、あの三月並びに六月においては、まだ作業が十分に進んでおらずに、一体どうなるのかわからないという過程であったわけです。当時の税務部長のお答えの中にも、九月ごろになればだいたいの見通しがつくというお話もありました。この税金の問題につきましては、私ども市民として非常に大きな関心があるわけです。ところがえてして税というものは非常にその仕組みが複雑になっておる関係上、すでにもう決定をされてから、自分のところに回ってきたところの税金の額、これを見て初めてびっくりするということがこれまでもあり、またこんごも起こるのでないかと思えます。これでは、いま市政にしましてもあるいはその他の問題についてもいろいろと問題の多い時期に、納税者としてましてなんか税金を納めるのに割り切れない気持ちが残るわけです。それが高じて政治の不信ということになったんでは、全く行政並びに政治をあずかるものとしては大きなマイナスであるわけです。少なくとも一日も早くその実態を明らかにして、そうして納税者のほうから積極的に町をよくするために、国をよくするために納めるんだという、そういう形にもっていくべきではないかと思われまます。昨年におきましても、やはり住民税の問題で結局わからないということと時期が遅れ、そうして令書を見て初めて非常に上がった、これはもっとも県民税が多かったわけですが、そういう形になっております。またそれに続いてさらに固定資産税が上がったのでは、これは全くやりきれないわけです。まだこの問題につきましては最終的な国の法律の問題もありまして、時期がございませう。幸いいま一つの方向が見出されれば、われわれは住民の意思を国にあるいは政府に意見書として出すことができるわけです。その点で、現在進んでおります状況をわれわれの前にて

きうる限り明らかにしていただいて、そうしてわれわれの判断の資料にしていきたいと思えます。なおこの税金の問題は、そういう直接税金が上がる問題だけでなくして、物価引き上げなりあるいは非常に他の方面に及ぼす影響が大きいわけですから、できるだけ知らせうる範囲、事務当局のほうからでけっこうですからお知らせをいただきたいと思えます。

〔税務部長（園浦和巳君）登壇〕

○税務部長（園浦和巳君） お答え申し上げます。

御質問の要旨は固定資産税の評価がえといひますか、評価改正の作業が三月及び六月の議会で質疑応答があった以後、どのように作業が続けられているかできるだけ詳しく述べ、こういう御質問だと思ひますが、御承知のよう及びこの前の議会にもお答え申し上げましたように、固定資産税の評価がえ制度の趣旨は、関係諸税間の不均衡あるいは市町村間の不均衡、あるいは土地、建物、貸却資産という税目間の不均衡等を是正をして、適正な評価による課税をしていこうということにあるわけでございますが、その中で、結論から申し上げますと、いまやっております作業のたいの方向からは、家屋と償却資産の評価というのはあまり変わらないであろう。問題は土地の中で、藤谷議員が三月御心配になっておられましたような田及び畑並びに山林、これも農業生産というベースからはずれることなく、大した変化はないんですというふうにお答え申し上げたとおりでございますが、問題は土地の中で宅地が経済成長に伴って、固定資産税の制度が実施されました昭和二十五年以来、諸物価のいろいろな推移の中で土地だけが急激に上がっておりますことは、皆さん十分御理解願えらると思ひますが、その中で宅地だけが非常に上がっておりますことは、御承知願えらると思ひます。したがいまして宅地の評価というものが非常に高くなる、この一言に尽きるわけでございます。ところがそういたしますと、当然、宅地を持っている納税者の皆さん方の税の

負担が、非常に大きく増大をするわけでございますが、国で税制調査会あるいはさかのほりまして固定資産評価改正調査会等で行っておりますことは、税の総ワツはかえないんだということでございます。元来、独立税であるこの固定資産税といえますものは、固定資産を持っていらっしゃる納税者の皆さん方から、正しい評価によってそれぞれの税金をいただくんだ、お納め願うんだという趣旨にあるわけでございますが、いま申し上げましたような方針で、評価は上げるけれども税の総ワツは上げないのですということになってまいりますと、いきおいその間で税率の調整とすることが行なわれます。この調整の方法には、税率の調整とあるいは課税標準の特例による調整と、その両者を併用する方法と考えられるのでございますが、単純に考えますと、評価を上げるならば税率を下げることによって総ワツが変わらないようにできるわけでございます。したがっていまやっております固定資産の評価がえによりまして、税の総額は変わらないのですから御安心下さいといういい方も、一般論としてできるわけでございますが、それは客えとして半分でございます。納税者個々の人の現在の税が変わらないということ、税の総額が変わらないということは、内容が大きく違うわけでございます。前川議員の関心を持たれ、いろいろと御心配願っておりますのは、後者の場合だろうと思っておりますが、さらにこれを分析して考えますと、固定資産税の中の、先ほど申し上げましたようなことで家屋と償却資産の評価はあまり変わらないが、土地特に宅地の評価が上がりますと、それを調整するのに税率あるいは特例あるいはその併用というふうな措置にいたしますと、そういうことによつて税の全体をふやさないといいふうにいたしますと、市の財源としての固定資産税のワツは変わらないけれども、納税者の中にはそれぞれそういった固定資産をお持ちの方が、総合的に見ましてあんまり税がふえない方も出てくるかもしれないし、あるいは一部税が減少する傾向にある人も出てくるかも知れないけれども、特定少数の人は非常に高い、税がふえるというふうなことが考えられるわけであります。しかも前川議員のおっしゃられる償却資産及び土地、家屋

それぞれの資産別の検討を加えますと、私たち担当いたしております事務ベースでいろいろと考えさせられる問題が出てくるわけでございます。しかしながらこの問題は四日市が一人やっているのではなくて、国の指示に基づきまして全国的に固定資産というものに対する評価をかえ、これに対する税率を調整し、それぞれの属する地方公共団体に対して納税をしていただきますという全国的な方針でございます。しかもそれをどのような方法で調整していくかにつきましては、目下、税制調査会を中心といたしまして検討をしておいでいただいているわけでございますので、いまここでこのようになりなすということも数字を上げて申し上げるわけにはいかないわけでございます。がしかしながら、いま御意見がありましたように、この問題の作業を混乱なく実施いたしていきたいし、しかも十分納税得の上で定められた税を自主的な姿で納税をしていただくというふうなことを考えますならば、私といたしましてはなんらかの適当な機会に、議員の皆さん方にそういう問題をこまかく数字をもちまして御説明申し上げて、御理解を願いたいというふうに考えているわけでございますが、その時期等はもう少し先にならなければ、といえますのは、税制調査会の答申をえて、国の考え方が決定されたときにそれをやらしていただくべきではないだろうか、こういうふうに考えているわけでございます。いまお話のありましたように、昨年度の住民税の問題等にかんがみましても、いきなり徴税令書を、納税通知書を配布されてびっくりするだけでは困るから、事前にこの問題を十分理解をしたいというお気持ち、そのとおりでございます。まことに担当者としてはありがたいと思っておりますが、事情がそういうふうな事情でございますので、もうしばらくお待ちを願いたい。その時期がまいましたならば、議員の皆さん方にまっ先にその問題について詳しく御説明申し上げて、御協力をえたい、こういうふうに行っているわけでございます。考えますのに、評価の改正ということはその自体非常に困難な作業でございますが、さらに重要なことは、評価が改正されてその税負担の調整をどうするかということが、この問題の非常に大きな問題点であろうと考えるわけでござ

いますが、私たち一市の税務担当者がこれをどんなに考えてみても、解決しえられる道はございませんので、そういう問題こそ中央の税制調査会あるいは国の担当の御専門の方が十分御検討の上おきめ願えることだと、こういうふうに考えておるわけでございます。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 事務当局の説明は大変むずかしいんじゃないかと、私も最初から心配しておったわけです。といいますのは、まだこんご国のほうから決定してこなければならぬ未定の部分が、非常にたくさんあるということです。したがってただいまのお答えでやむをえないと思いますが、しかし最初に私申し上げましたように、納税者にとっては非常に重大な問題でもあり、また国が決定をしてくるからあわててもまずいんであって、法律というのほだれがつくるかというと、やはり日本の国民がつくるわけです。したがってその国民の納得のいくような法律をつくるべきである。そうすればわれわれとしましていま出されておりました中間報告をもとにして考えてみますという、いろいろな点が予想されるわけです。いまの税務部長の説明では、家屋と償却資産の評価はあまり変わらない。それから田や畠や山林、これもあまり変わらないう。ところが宅地の場合には、時価に比べて現在の評価額が非常に違っておるから、これが変わってくる。そうしてその結果、国全体の総額を変えないということになりますと、どういふことかという、三千幾つかあるところの市町村、その固定資産税の総額がいくらになるかという、三十八年度で約二千百数十億だと思います。そうしますと、先ほど税務部長の話の中にもちょっと伺えたわけですが、どっかで調整しなければならぬ。まず税率を下げるということになってまいりますという、家屋と償却資産それからその他田畑、こういうものは税率が現在一・四という単純税率があるんですが、これが下がっていけば当然税金が下がっていく、大変けつこうなことです。ところがこんどは宅地が引き上げられなければ、二千百数十億という金のバランスがとれないということが出てくるわけです。この場合に、これの受ける影響というものを想像してみた場合に、まず個人の問題としましては、いま四日市のように特に土地が高騰しておるところでは、これを時価評価されますという、大変な大きな問題が出てくる。特に生産手段として持つてないところの宅地、たまたま近鉄の駅前に昔から自分のうちがあった、ところが時価評価をしていくと非常に高い、しかしそこは生産手段でなく、自分の住居地として住んでおる、そういうところが十倍あるいは十数倍ということになれば、もうその人はそこに住めなくなってくる、追い出されてしまうというふうな矛盾が起こってきます。これは一番極端な例ですが、そういうことが随所に起こってくるのが、いまの四日市の現状ではないかと思われまます。

それからもう一つは、こんどは四日市の財政計画に非常に大きな違いが出てくるんじゃないか。それは四日市の固定資産税、ちよっと私いま数字を持っておりませんが、たしか三十八年度におきまして土地分が一億六千万ですか、それから家屋が二億数千万、償却資産が四億数千万、こういう比率だと思われまます。ところがその中の一部であるところの土地、これが仮に上がったとしまして、償却資産の四億数千万という過半数を占めているこの率が下がった場合には、総体的に減収になるということもありうることです。このように先ほどの部長の説明では心配が出てくるわけですが、その辺のところにつきまして、まだこんごにこういう矛盾等についての市のとるべき態度、あるいは議会のとるべき態度というのは残されておるんじゃないかと思われまますので、まず財政面についての、いわゆる事務当局でなしにこれに対するお考えがありましたらお聞かせ願いたい。

それからもう一つ、いままでの話は非常に抽象的になりますので、特に税金の問題は複雑でわかりにくいわけですから、できましたら、いままで自治省なりあるいは県の地方課のほうからまいっておりますところの、どこが基準地になっておって、その指示価格が一体いくらぐらいのところが出ておるのか、どのぐらいの指示が出ておるのか。

これはいままでの過程の中で絶えず変動はしておるかもしれませんが。しかしその変動の推移でもけっこうでございます。いくらぐらいのときもあった、あるいは現在はこのぐらいだといわれておる、という過程でけっこうでございますから、一応の目安としてお聞かせいただきたい。以上。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午後二時五分休憩

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後二時二十六分再開

総務部長。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） 才一点の、財政的にこんどの税制改革はどうなるかという問題についてお答えいたします。この問題につきましては先ほど総務部長から申し上げておりますとおりでございます。われわれといたしましては、自治省の御指導の基本的な線が市町村の財政収入に大きな影響を与えないというふうなお考え方でございます。その線を一応考えまして事務的に処理を進めておる、こういう段階でございます。

それから、御指摘のいわゆる税率を下げることによって影響の多いと思われる大規模償却資産の問題なんかにつきましては、これは関係各都市とも連絡しながら、本省に対して十分意見を具申しまして、本市の財政上に大きな影響を与えないような努力を払っていききたい、こう考えております。

〔税務課長（平井清三君）登壇〕

○税務課長（平井清三君） 四日市市におきます基準地価格について申し上げます。

今回の評価基準の改正におきましては、各市町村間の評価の均衡をとるために、自治大臣また府県知事が各市町村の基準地の価格を指示することにしておりますが、現在のところまだこの価格が決定いたしておりません。しかし県においてほしい四日市の指示価格として予想せられておりますところは、宅地、これは近鉄四日市駅前でございますが、鶴ノ森公園の西のほうの田でございます。だいたい七万九千四前後、現行に比較いたしましたで一割五分増してございます。それから品でございますが、これは羽津の品をとっておりますが、だいたい五万七、八千四程度で、現行に比較いたしました二割増し程度。それから山林につきましては、やはり羽津が一万二千四程度で現行より若干安い目、こういった線が予定されているようでございます。しかしこれはあくまでもいま申し上げました基準地の価格でございます。全筆の土地につきましてこの比率が適用されるというものはございません。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 だいたい当局におきましても、こんどの評価がえの問題につきましてはかなり御検討を願ひ、将来の問題についても十分に考慮を払っておられるように思われますが、しかし政府のいうところの各市町村間に影響を与えないという考え方は、これは私は少し甘すぎるんではないかと思われます。なぜならば、いままでの税の動向、それから国税と地方税の関係、これを見てまいりますと、大部分の市町村がいわゆる赤字になっております。それを地方交付税で埋めておる。ところが今回のこの改訂によりまして、従来にもそういうことがあったのですが、地方税を若干引き上げることによりまして地方交付税を減らしていく、つまり国の出し分を減らすというふうな形をとられ、それをとることは同時に富裕団体と貧困団体との格差を縮めるという作業にもなるわけです。したがって四日市

のように非常に富裕都市に見られておるところでは、むしろある程度意図的にやられ、いわゆる総額において減額になるというが出てくるんではないかと思われまので、その点こんごも十分推移を見ていただいて、先ほど税務部長がいわれますのによると、議会のほうに逐一説明をしたいというふうなことで了解をいたしますが、念のためにつけ加えておきたいと思えます。以上。

○議長(田村末松君) 志積議員。

〔志積政一君登壇〕

○志積政一君 昨日来、先輩また同僚の各議員の皆さんから御質問がありましたので、私、通告しておりました内容も大分変わっておりますが、私は先日御通告いたしましたとおり、道路行政と下水排水についてお尋ねしたいと思うのでありますが、この問題はすでに機会あるごとに先輩各位がたびたびと質問されておるわけでございまして、私自身もすでに数回お尋ねしておる次才であります。今年の三月当初予算のときにもいろいろお尋ねいたしました。が、当時、市長はなんとか努力したいというおことはをいただいたわけでありましたが、その後半年過ぎた今日、またなんの変化もないのであります。私どもの付近を見ただけでも、一例をあげますと、重要道路としてすでに認めてもらっておる千才町・小生線あるいは子西・八王子線、塩浜・大治田線等、数えきれないほどのたくさんの道路が、どれもこれも皆未解決のまま放置されておるのであります。このような例は市内各所にまだあるだろうと思っておりますが、そこで、その中に市の信用に関する問題もありますので、ここに一つ例をあげまして御参考にしていただきたいと思っております。

先ほど申し上げました中の子西・八王子線でございますが、この道路計画は数年前から出されておりました、地図の上にもはっきりと発表されていたために、この道路を利用目的としてすでに松下電工あるいは江戸川化学また味の

素等、各工場がこの道路を目的として進出しておるのであります。しかるにその工場はすでに大半ができてまいりまして、一部製品すら出しておるのであります。相変らず道路は旧態依然として一步も進捗しておらないのであります。しかも一部は工事にかかってそのままに等閑されておりました、非常な悪い道路になって交通は全く零であります。そのためにその関係者は口をそろえて市のあり方、あるいはその誠意を疑っておるものがございます。もちろん付近一般の市民も、またその付近を通るところの農民も、その道の悪いのに批判の聲が高まっております。このままいつまでも放置するというと、市の将来に大きな損失を受けると思っておりますが、このような例はまだたくさんありますが、だいたい省略いたします。これについてこんごどういふふうにお考えになるのか再三お尋ねしておりますが、きようは特にひとつ責任を持ってお答えいただきたい、これが才一点であります。

次に、排水施設についてお尋ねいたしますが、これも例をあげてお尋ねいたします。先般来いろいろ御苦心をいただいた雨池排水について一例をあげてみたいと思えますが、今回一億数千万円の巨費を投じまして、りっぱなポンプ施設ができ上がりましたが、まだ上流の塩浜方面あるいは目水、鏡紡付近においては、相変らず水びたしであります。従来は良田は、現在は植えつけ不能の耕地もたくさんあるのであります。せっかく優秀なポンプも、これに通ずる水路幅が狭かったり、あるいは川底が浅かったために効果が半減されておる現状でございます。これについては昨日、伊藤議員から御質問がありまして、土木部長から詳細御説明がありました。土木部長のきのうの御説明によりますと、川のしゅんせつを近く実施するようでありますが、これだけでは完全排水はできないと思っております。と申しますことは、現在では従来は雨水の排水だけでなく、工場排水も含まれておるからであります。このままでは、絶対に不可能であろうと思っております。それについては川幅の件があると思えますが、川幅の問題はまことに困難ないろいろの問題が横たわっておりますと思えますので、私たちしろうとの考えであります。せめて遊水池で

もつくって排水の万全を期せられてはと思うのであります。これについて当局のお考えをお聞かせいただきたいと思
います。

なお、先ほど申しました巨費を投じてやられましたそのポンプの周辺がりっぱに完成されましたものの、その付近
は工事のためにまだ住民には非常な御迷惑がかかっております。また、たとえばその工事のために捨てられた土が、
まだ小川に捨てたままで排水も何もできない、住宅の排水も何もできないというような、あと始末が全部そのままに
なっておりますが、これについてはいったいどこを整備される予定なのか、この点もつけ加えてお尋ねいたしたい
と思ひます。

なお、簡単でございますが、完全下水をつくるために都市計画ともいろいろと密接な御関係があると思ひますが、
南浜方面は非常に排水が悪いので、これに対する排水計画がありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

以上四点をぜひとも責任のある御回答をお願いいたします。こんど質問しなくてもいいようにひとつお願いしたい
と思ひます。どうかよろしくお願ひします。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） お答えいたします。

道路につきましては、まず子西・八王子線の例をひいて御質問をなさいましたので、一応この付近の重要道路の二、
三について御説明を申し上げます。

まず、御質問の子西・八王子線でございますが、この路線は都市計画道路として三十六年度から着工しておるわけ
でございますが、現在までに約二千万ほどの事業費を投入いたしました。現在の段階では主として近鉄線から雨池
川までの間の用地買収並びにその土工の一部が完了いたしました程度でございます。また仕事量といたしましては

こんど相当残っておるわけでございます。それで本年度の見通しといたしましては、すでに御審議願いました予算の
面で説明いたしますと、約六百万円をもちまして三浜小学校の東側の工場がございしますが、この工場の補償ないし用
地の解決をつけたいと思っております。一応本年度の予算の見通しとしては、この部分が解決がつくということでご
おいます。

それで、こんどこの路線の見通しでございますが、市が着工しておりますこの子西・八王子線と申しますのは、
できるだけ早い機会に塩浜の県道から国道一号线、鐘紡住宅の西側でございますが、国道一号线まで早急に完成した
いという形において、一応市が着工したんでございます。その部分について説明いたしますと、御承知のとおり近鉄
線あるいは塩浜の国鉄引き込み線、それから学校の西へ行きまして関西本線等の鉄道との交差がございしますので、幹
線道路といたしましてこれを平面交差でなしに立体交差で計画をしております。したがって工事量といたしましては
相当の事業でございます。一応の見通しといたしましては、約二億九千万を要しますと、国道、県道間が完全につ
ながるということでございます。これに対しまして私たちが考えておりますのは、できるだけ早い機会に国道までの
用地買収、補償等の用地関係にまい進したい。それにつきましては、見通しとしまして来年度中に国道までの用地買
収を完成したい。と申しますのは、先ほど申しましたように近鉄線から雨池川までの間は、大部分本年度やります六
百万で一応の解決がつくわけでございますが、雨池川を渡りますと、一筆、運輸会社が持っておる土地がございま
すこれを解決つけますとあとは松下電工、味の素、江戸川化学、高分子化学等の工場との関連によって道路の用地が確
保される、あるいは精算されるという段階になっておまして、あと問題として残るのは江戸川化学あるいは高分子
化学から国道までの間の用地買収の問題になるわけです。この点につきまして本年度はぜひ解決をつけたい、事務段
階のわれわれとしてそういう感覚を持っております。そういったしまして、暫定的には立体交差のできるまでは平面交

差においてもこれを利用する方法がないかという検討をしておりますが、事業といたしましては引き続き立体交差に入りたい。なお、それだけの工事で約二億九千万を要しますので、こんど舗装ができて完成するまでにはなお相当の日にちを要すると存じますが、のちほど説明いたします千才町・小生線等の計画の進捗から考えまして、ここ一、二年、あるいは三十九年度あるいは四十年程度ぐらゐから、他の路線の竣工を待ってこれに集中できる、こういうふうと考えております。

なお、この路線の問題につきまして、最近、新聞で新五カ年計画に対する県の御要望の中に、この名前が上ってくるわけでございますが、この問題は南部国有地の五十万坪の開発に伴います一番重要な進入道路になるわけでございまして、県道から国道までが市がやっておるわけでございますが、五十万坪の住宅地開発に伴いましてどうしても新しい道路を一本入れなくてはいけないというところから、ちょうどこの道路がかつこうでございますので、先ほどの延長といたしまして国道から四郷の小林町の坂まで、この計画の道路を延ばそうという構想でございます。これにつきましては、県のほうで建設省に新五カ年計画の中に組み入れてくれ、それから少なくとも四十年程度ぐらゐまでこれを竣工したいという意思をもって要望申請をされております。

なお、若干事務的な説明に入りますが、同じ路線でございますので、市のほうがこれを表面立って要望を強く出しますと、窓口が一つでございますので、東から手をつけているから東に集中せよというような点もありますので、国道から西については県施工というようにわれわれ要望しております。県のほうもだいたいそういう気持ちになっていただけるものとわれわれは考えております。この県施工につきましては感覚としまして、四郷から宮妻にまいります県道がございます。これが三重交通と並行線になっておりまして、非常に現在の交通のあい路になっておりますがこの県道を都市計画道路をもって改修するんだという感覚から、県施工ということに考えております。そういったま

すと、市がやるのと県がやるのとどう違うかと申しますと、だいたい国から補助金として三分の二の補助金がいただけるようなだいたい見通しになっておりますが、市がやっておりますとあと三分の一は市が持っておるわけでございますが、県道改修という意味も含めますので、こんど県のほうにも負担をお願いしたい、われわれはこういうふうと考えております。子西・八王子線については、その程度の説明にさせていただきます。次に、先ほどのお話にも出ました千才町・小生線でございますが、この路線は数年前より埠頭地区のはね上げ橋の先から着工いたしました。現在県道まで一応終っておるわけでございますが、この路線につきましても先ほど同じように立体交差する部分が二カ所ありまして、工事量としては非常に多い路線でございます。それで、本年度といたしましては、これも先ほどと同じような予算の措置でございますが、約三千万をこの路線に施工していただきたいと考えております。そうしまして本年度の事業といたしましては、国道一号線までのちようど浜田と申しますか、新正の近鉄の国道と立体交差した付近でございますが、ちようどこのところまで全部用地買収を完了したい、そういう見通しで地区と話を進めております。それで、この路線で一つ問題になりますのは、近鉄路線との交差でございますが、すでに近鉄路線の下をくぐるように、近鉄の短線工事の時期にガーダーがそれにかかっておるわけでございます。ところがこのガーダーが道路の規格よりは低くて、現在、田面から三メートル足らずの高さでございます。道路の規格からいきますとこういう幹線道路は少なくとも四メートル五十以上の空間、高さと申しますか、が在るわけでございますので、このままの計画でございますと、下を二メートルあるいは三メートル近く掘り下げまして下をくぐる案、それから近鉄を上げて普通の形に道路をしておいて通る案と二つあるわけでございます。これにつきましては、すでに昨年、一昨年等の市会でもいろいろ当時の池畑市会議員から御質問もありまして、そのときにいろいろ構想もお答えさせていただきました。おるわけでございますが、この際近鉄を上げまして、道路を普通の状況で通しておいて鉄道を上に上げる、こう

という考え方で進みたいとわれわれは考えております。その点につきまして、近鉄のほうにもいろいろルールを改良いたします案を検討願っておるわけでございますが、なかなか最後の数字は出てこないんですが、遂次固まりつつございます。

われわれの一応の概算的な見通しとしましては、近鉄を上へ上げまして普通の形で通って、二千万程度で通れる、こういう見通しをつけております。ところが地下に掘り下げますと三千二、三百万から三千五百万程度かかるであろうということでございまして、その差額が一千万から千五百万出てまいります。それで、この差額につきましては国が補助対象に一応考えますので、市の立場において近鉄のかき上げ工事に市から道路の工事として出しようという考え方もあるわけでございます。ところが一方近鉄をかき上げたいと思いますのにだいたいどれくらいかかるかということをお三近鉄と打ち合せておるんですが、いま一応出てきておる数字は約九千万かかる、こういうふうに見通ししております。そういったしますと、その九千万と先ほどの差額の二千万あるいは千五百万との差し引きしたもので、すなわち七千万ないし八千万というのが近鉄を上げるために近鉄ないしその他のところで資金計画を立てないと計画が成り立たない、こういう問題でございます。この点につきまして近鉄が全額持ってやってもらえるのか、あるいは市も若干協力、援助せなくてはいけないのか、そういう点につきましてこんど市長なんかもよく相談いたしまして、遂次計画を具体化していきたい、こういうふうに見通しております。

それから、次の大きな路線といたしましては塩浜・大治田線でございますが、この路線につきましては、本年度の舗装工事を終りますと市の消防庁舎の前約二百メートルが舗装を残して、あとはだいたい解決つくんでございます。それで、こんどに技っておる問題は、近鉄本線並びに石原工場の引き込み線をいかにして渡るかという問題が残っております。この工事の見通しとしましては一億八千五百万程度、工事で一億八千万、舗装で五百万程度が予想され

るわけでございます。この路線につきましては、本年度二千三百四十万の予算をお願いしておるわけでございますがこれによって鉄道の前後の用地をほとんど解決つきたい。全部というわけにはちょっといかないと思いますが、一件ほど残る予想をしておりますが、まずまず本年度で一応解決つきたい、こういう考え方を持っております。従って、来年度から高架道路の工事にかかりたいと思っております。この残工事が先ほど申し上げましたように一億八千万から舗装を入れますと、一億八千五百万、こういう見通しでございます。

次の下水排水の問題でございますが、幸いにいたしましたしまして雨池のポンプ場は千八百ミリのポンプ二台がすでに工事を終りまして、現在、順調な運転ができる状況になっております。ところが先ほど御指摘のように、ポンプはできましたが、その上流の水をポンプのところを持ってくる間においていろいろな障害があるために、ポンプの効力が十分発揮できないということでございます。この問題につきましては、昨日、伊藤議員の御質問の雨池の本流改修につきましては、このたびの予算に三千六百万余の計上をさせていただきますまして御審議願うことにしております。この中には、在来、工事の終わっていますところのしゅんせつ等も含んでおります。特に御指摘のありました鐘紡付近の問題でございますが、この現在の鐘紡付近の耕地は、日水駅の鉄道工事のために非常に状況が悪いのも一つの原因でございます。この問題につきましては、やはり今期の市会にお願いしておるわけでございますが、先ほど申しました四社並びに三菱油化等の関係におきまして、約二千七百万の水路工事を駅に関連して行なうことになっております。その中においていろいろ検討されたんでございますが、市の公共的水路の性格から、七百五十万を市が負担するような形で計上していただきます御検討願うわけでございますが、この二千七百万の工事が現在進行中でございますが、おおむね七、八〇%まで進みまして、あと味の業のど首のところの工事が残っております。見通しとしましては、十月早々の駅開通よりは若干遅れますが、だいたい十月中くらいには竣工するんでないだろうかという見通しをつけ

しておりますが、これができ上がりますと、鏡紡付近の排水状況は格段によくなくなるんじやないだろうかと思えますが、なお若干心配な点は、味の素と松下との間にはさまれた水路区間でございます。これにつきましては、このような工場進出が考慮されないような状況において農地工事ができております。この水路につきましては、先ほどの子西・八王子線の立体交差の工事に関連いたしましたして、もう一回これを改修したい、子西・八王子線ができ上がる時には、立川と申ししておりますが、立川がいまよりも非常に良好な状況になる、こういう計画をしております。

以上、現在やりつつある面あるいは計画の面を一緒にして述べましたが、現在、遂次解決つきつつある問題と、先ほどの子西・八王子線の計画のように、まだ三、四年ないしは四、五年先の分もございしますが、事務担当者といまして、その計画によりましてできるだけ早く進めたい、こういうことに考えております。

次に、南浜の排水状況の問題でございますが、はなはだ不勉強でおそれいりますが、南浜と申しますと曙町付近のことでございますか。

○志積政一君 港中学校から曙町に至るヘルスセンターから南、港中学校付近のことです。

○土木部長（城井義夫君）（続） はい、わかりました。ただいまの港中学校付近、すなわちこの阿瀬知川から南付近の排水の問題でございますが、この問題につきましては、やはり工場とは違います。逐次水田が宅地化したしまして、非常に排水状況が悪かったんでございしますが、港中学の建設ないしその下流におきまして県の行ないました土地改良によって、若干はよくなった、こういうように考えております。ところが、なお根本的には非常に御迷惑をかけております。この問題につきましては下水課におきまして公共下水道でこれを解決つきたい。現在の都市の伸び方からいきましてこそくな、こそくなと申しますと語弊がありますが、都市下水路とかあるいは農地の用排水路的な感覚でなしに、公共下水道として解決をつきたい。ところが公共下水道の才一期計画と申しますのは、御案内のとおり阿瀬

知川から北側でございますして、現在は公共下水道の才二期的な計画の区域でございまして、実施の面に入っております。この点につきまして本年度の当初予算に約六百万の公共下水道に対します一般的な再検討の御予算をいただいております、これによって現在、日本上下水道の会社に委託をいたしまして調査中でございます。その構想といたしましては、西浦の土地区画整理の下水をかねまして一括解決をつきたい、こういうふうに考えております。

それと、一応その構想のもとに暫定的に解決のつくように、現在、阿瀬知川の下流の公共下水道のポンプに、場所は名前忘れましたが、阿部製材のところでございます。そこに暫定的にパイプを川の底に入れますして、現在のポンプに余裕のあるだけ先ほどの地区の水をとるようによいま工事中でございまして、これができますとかなり状況がよくなるろう、こういうふうに考えております。そうして公共下水の考え方といたしましては、現在やはり道路等と同じように下水の五カ年計画を作成中でございますして、この五カ年計画の中に市の才二期的に考えておりました分を編入してもらっております。それは橋北地区、それから現在都市改道をやっております地区、それからただいま申しております南浜と申しますか、阿瀬知川と落合川までの間でございします。これを才一期の区域変更という形で繰り上げたかっこうにもっていききたい、そうして才一期工事に引き続いてやりたい、こう考えております。本年の才一期工事は本年度の予算の執行さしていただきますとだいたい全体の七〇％を越す程度の進捗率を見るんでないだろうか。したがって次の段階の、次の区域の計画に手を出さしていただいてもこの旧市のほうには影響を与えずに仕事をやらしていただける、こういう見通しをつけましたので、できましたら本年度ぐらいからその計画の区域に一部着工さしていただきたい、こう考えております。それで、来年度のその見通しになります。来年度はこの才一期でだいたい終了しました区域を早く完全な本来の下水道に直す、すなわち例をとっていいますと、水洗便所の使える状況にしたいというところで、各ポンプ場と日水の処理場とを結ぶ工事を主体にしてやりたい。それに関連いたしまして、その付近から

逐次二期的区域を手をつけたい、こういうふうを考えております。その細部の設計につきましては先ほど申し上げましたように上下水道会社に委託しまして、現在調査中でございますが、これはだいたいの結論といたしまして、十一月までには結論を出すように打ち合わせております。ここで問題になりますのは、阿瀬知、納屋等のポンプ場の汚水をいかにして日水の処理場に送るかという問題でございますが、これは高さの関係上ポンプで陸送^上るわけなんです。しかし、処理場でポンプで押すのか、上げておいて自然に流すのかという問題を、われわれ技術的にいま検討しております。それで、それによって先ほどの南浜付近の下水の取り方にも影響しまして、そういう点をいま真剣に検討させていただきます。

〔志積政一君登壇〕

○志積政一君 たいま詳細に御説明いただきました。まことにありがとうございました。どうか部長の御説明のよりに、市長のほうもぜひこれに対する予算に対して、できるだけひとつ部長の御苦心のほどをおくみ取りいただきまして、この予算の捻出にぜひ御協力していただきたいと特にお願いしておきたいと思っております。

ただいまの排水の問題につきまして非常に大事業でありますので、お聞きしておりますとまだここわずかの間に非常に楽になるということは見通し薄と思えますが、その間に少ない予算で大きな効果の上がる下水事業がたくさんあると思いますので、そういう点は暫定的にでも逐次やっていたらいいので、そうして一般市民が将来の五年先の楽になるということよりも、いま目先に非常に困っている問題がたくさんございますので、その点、特に専門に各所を回って御調査いただきまして、できるだけ少ない予算で効果の上がる事業をぜひ進めていただきたいことを特に要望いたしまして、こんごこの道路の問題にしろ、下水にしろ、たびたびと繰り返し質問しなくても済むように、ぜひとも市のほうでできる限りの善処をしていただきますことを切に要望いたしまして、私の質問を打ち切ります。

○議長(田村末松君) 笠田議員。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 昨日より連日にわたりまして同僚議員から熱心に質問をいたされ、同僚の一人として敬意を表するものでございます。質問通告書も私をもって終りでございますが、むかしからものの終りは天国行きか墓場行きにきまっております。

そこで、私は北郡開発中、仮称北大谷公園といえますが、墓地について理事者に一言お尋ねを申し上げます。この問題につきましてはすでに委員もできておりますが、現在まであまり委員会をもたれたということも聞いておりません。理事者のほうでこの点について今日までいかになっておるのか、いかに交渉されたのか、その経緯について関係部長より経過を御発表願いたい。

次に、この問題は北郡の住民あげて期待をしておる問題であり、一例をあげまするならば、せっかく新しいところがあるからそこへ墓地をつくりたい、墓地をつくりたいというお気持ちで待っておられる方が非常に多いのでございます。その間自分とこの親戚の墓地へ仮住まいといえますが、一時お骨を納めておる、預けておる。また早くにできるらしいからしばらく待とうという気持ちで、つくらずに待っておられる方もございます。その間なくなられた方は、ずいぶん宙に迷っておることだと私は思います。でありますから、特に信仰に厚い市長でございますので、計画なすったことは非常にりっぱでございますが、最前より述べましたように市民は一日も早くつくっていただくよう願っておりますが、現在までの経緯を関係部長より御発表願ひ、それをいつ具体化するかという点について、市長より御答弁をいただきたいと思っております。

もう一点、私が質問の項目にあげておりまする財政問題に関し、予算の見通しという点につきましては、過般来か

らの議員の質問と重複する点が多々ございますので、この点は省きます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田村末松君） いまのは朝明墓地公園のことですか。

○笠田七衛君 そうです。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） お尋ねになりましたことは、通称朝明墓地公園のことだと拝察いたしました経過を申し上げます。

この件につきましては、一昨年の七月三十一日に本市会の全員協議会におきまして、市長から、本市と川越町、朝日町が地方自治法による一部事務組合の構想をもちまして、墓地並びにできれば火葬場並びに衛生諸施設の一括した構想をもちたいということ、標題といたしましては仮称朝明墓地公園の設置についてということで御説明を申し上げてございまして、一応、全員協議会の御了承をえたわけでございます。それで引き続きまして、記述によりますと同年のちようど本月のたしか二十六日だと思っております。二十六日に先ほど申しました関係市町村及び四日市市が相寄りまして、準備委員会的な会合をもたれたようでございます。その内容も私概況を把握しておりますが、そのときには規約案の原案として会議をされたようでございますが、一応この地方自治法による一部事務組合の構想でいくが、これには法的手続きがいりますので、それまでもっていくまでに準備委員会的なものでいこうということになりました、本市から四名と、それから川越町二名、朝日町二名の委員を出していただき、これはいずれも市会議員及び村会議員の方でございまして、これが正式には事務組合の議会の議員という態勢において、そういう議員を選出されたわけでございます。その議員選出方法につきましても、議会におかれましては各市及び両町村におかれましても、議会の議を経て御選出になっておるようでございます。続いて本年の二月のたしか二十日ごろだと思っておりますが、川越町

におかれまして委員さんとそれから本市のわれわれ及び都市計画課長、それから川越と朝日町の両理事者及び議員の方が寄られまして、候補地であるところを全員歩いて、あるいは相当山道でございますが、テツカという山を歩る車に乗りまして、寒い雪まじりの日でございましたが、山まで歩いてもらいまして、現地を見てもらいました。その場所は桑名市と四日市市と朝日町と三市町村が相接する場所を境といたしまして、構想といたしましては三万坪ないし五万坪のものをとりたい、どういうふうな地形でどうとればいかということ、歩いて御視察をいただいたんでございます。それでこの事務局は四日市市が担当する、会議方式はもち回りでいくという方式になっておりまして事務局としての人、機構といたしましては、衛生課が担当するということになっておりまして、才二回目の委員会を開催する準備を整えたのでございますが、それまでに事務当局といたしましては、候補地を一応歩いて見ていただきましたので、続いては用地の買収その他の処理上、その付近一帯の地籍を全部あらう、すなわち地番、地主の名前及び地形の状況を調べてもらうと同時に、市の都市計画課のほうへ委託いたしました、A案、B案というような参考案をつくっていただくということをお願いいたしました。一応、候補地の規模及び範囲というものを図上で策定いたしましたわけでございまして、これを次の委員会にかけるという取組を進めておりましたが、ちようど本市におきましても、それから両町におきましても議員の改選ということがありまして、川越、朝日両町におきましては委員が全部かわられる、それから本市におきましても先般、議会発議でおきめいただいて、九月の二日に私のほうへは新しい委員が御通知ありましたという次才でございまして、才三回目の準備委員会を、委員が一応決定いたしましたので、できれば今月中に開きまして、事務局でつくりました構想及び川越町及び朝日町の意見を調整して、一応、規模策定及び意見の調整をはかる段階にきておると思うのでございます。ただここで事務当局といたしまして状況の変化にありましたことは、八郷地区における鉄工用地の問題がございまして、敷地ははっきりきまっておったのでございますが

その三万余坪の八郷地区における鉄工団地の敷地を造成するについて、埋め立ての土を八郷地内の山から持ってくるそのあとを団地化したいという活動方式にする予想をもって、そのあと始末というよりむしろ活用方法として住宅団地にもっていきたい、あるいは要すれば公営住宅の用地にするとか、あるいは地元の方は地元の発展の一つの住宅にするとか、いろいろ構想がございまして、一時は市の別働隊である財団法人開発公社と連絡とりまして、その規模、方法それから買収の手はずといまして、一応当局といたしましては財団法人開発公社と連絡とりまして、その規模、方法それから買収の手はずというものを連絡してりましたが、六月ないし七月ごろに一応その構想は打ち切られて、地元でやられるというふうな状況の変化がございましたので、開発公社との連携動作はそれで打ち切りという事態に入って白紙に戻った、こういう点の状況の変化がございまして。

以上が、現状まで取り運んできた構想でございまして。お母ねのいつの時点に一部事務組合方式でいって、現実になされた着工するか、あるいは竣工はいつかというふうなことにつきましては、その準備委員会の委員の決定を待つておはかりしたい、こういうふうにご考えております。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 詳細にわたり御説明を受けたわけでございますが、具体化はいつかということ、私は部長には尋ねなかつたはずだと思います。その点は、市長はいつを目途として具体化しようとなさる御意図があるんかということ、市長にお尋ねしたので、部長にその点は尋ねなかつたと思います。市長から、横着でございまして、よろしくお願ひ申し上げます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま詳細御説明申し上げましたので、御了承いただいたと思いますが、実はもそつこの計画につきましては早く実現して、われわれ四日市ですでになくなられた方々の安らかな御場所をお選び上げることが、これは私の本質から申しまして当然のことと考えておりました、苦慮いたしております。ところがたゞいまも説明申し上げましたほかに、実はあのどまん中へ名阪国道の臨時に名四国道へ連絡する線を打ち抜こうということとを東京で申し出されまして、実はびっくりいたしました。これはえらいことになってきた、基地のところへ、どまん中へやられたんではこれはたまらないからということで、ちょっとためらいましたのでございますが、この問題もどやら道路公団のほうではやはりその線が望ましいというておられますんですが、桑名地区といたされましてはこの臨時の連絡道路は員弁街道を償却せしめて、できるだけあまこへ連絡して、そうして新伊勢大橋のたもとへついで当分のうちそれで間に合せたい、こういうような御意向らしいようなふうになってまいりましたように思います。この点がまきりますと、この線は非常に早く決定さしていただきまして、両町によびかけまして、本市の委員の方のお骨折りをいただきまして、できるだけひとつ早く実現させまして笠田議員の意を休んじたい、こう心えますのでどうかひとつよろしく……。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 御答弁をいただいたのでございますが、何を申し上げても相手のあることであり、時代の交遷も目まぐるしい今日であります。そこで理事者の方々は、人一倍信仰深い市長が熱心に考えてみえる問題でございまして、どうかこの市長の気持ちをご十分察して、移り変わる現在の情勢に対処し、一日も早くよき場所を選定なさりまして市長に進言し、市長は、生きておる人ならいいわけで納得するかわかりませんが、宙に迷っておる仏さまをだますということはないと思えます。でございますから、どうか一日も早く皆が待望しておるこの問題の解決にあたっていただくようきつく要望いたしまして、私の質問を終ります。

○議長（田村末松君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。
暫時、休憩いたします。

午後三時二十六分休憩

午後三時四十二分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程才二、議案才九十八号昭和三十八年度四日市市歳入歳出才六回追加更正予算ないし日程才二十六、議案才百二十二号水沢野田町及び和無田町、堂ヶ山町簡易水道建設事業についての二十五議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。御質疑ありませんか。藤谷議員。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君 議案才百十七号の日水小学校の校地拡張に伴う敷地の交換であります。提案された市長の説明を見ますと、最初は日水の小学校のPTAが非常に校地管理のために、当時昭和三十五年に火災があつて、その後学校を守るためにプールをつくり、子供の遊び場、さらに防火という関係から、美しい気持ちをもって提案をされ、地区が金を出して寄付し、九十九万があれば土地が広がるからなんとかしてほしいというお気持ちが出ております。しかるにこれを読んで見ますと、昭和三十七年にその土地がまとまらなかつた、さらに三十八年に予算が繰り越されて市の予算は削減されて、三十八年にまた再び……、こう出ておりますが、これをずっと見ますと最初の気持ちは非常に美しいんですが、だんだん条件がついてきたようになつて、さらに市有地をいったんよその山を提供して、評価がえをして、結局九十九万円が歳入に入つておる、こういうぐあいに書いてあります。ちょっといきさつが複雑でござ

います。いろいろな事情があつたと思うんですが、これを読んでみますと何かここに妙なものがあるんじゃないかという感じを受けます。これについて、ひとつ御説明をお願いします。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） お答えいたします。

御指摘のように最初予算に昨年計上してもらいましたときには、補助といたしまして坪二千五百円のことをお願いをしておつたんですが、その後、市長説明にありますような事情で交換をしていただくということになつたんですが、地区といたしましては、これにつきましては相当額の金を出しておるんですが、ここへあげましたように土地の交換という名目でここで処理をしていただくということになりましたので、こういうお願いをいたしましたわけでございます。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君 この内容を読みますと、最初はそういう気持ちでございましたがだんだん時期がきてむずかしいので市有地を一部提供して交換という形で、結局九千十なんぼの土地を取得したんだ、ところがこの評価が非常に高いので、図面の説明を見ますとたんぼであります。原帳は宅地と書いてあります。宅地の評価が一万一千四百円、山の評価が四千五百円という勘定になります。こういう評価はどの現況で調査なされたか。たとえば宅地で評価したのか、田でしたのか、これをひとつお願い申し上げます。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） 登城山のほうの土地につきましては、時価でだいたい六千円から七千円といわれております。これをものと日水の共有地を市の土地に登記がえたということでございます。だいたいこれを五千円ぐらい

の評価にしていたくというところで、もたんぼでございますけれども宅地をお願いしていますほうは、時価といましては、現在評価しておりますよりもっと高い値段で評価されておるところもございませぬけれども、これに日水のほうから相当額の金を出すとということでお願いしていますような評価にしたのでございます。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君 私ほさらにこれを詳しく説明していきますとちよつとむずかしくなりますので、あつさり御注意申し上げ、早く質問を終わります。と申しますのは、あれはすでにたんぼでありましたが、現在はブルを作つて宅地になつております。これは無断盗用であります。おそらく登記の面には書いてありましたが、代金払うより先にこのたんぼを宅地に転換し、許可を受けてすべきが順序と思います。わざわざ宅地にかえてあります。許可もなしに、おそらく登記はそのままつきません。こういう問題からいきますと、問題がさらに深くなつてきます。それはいいません。そういうぐあいに現況をつくつた上で、しかもブルの完工式をして終つております。これは市の理事者も行かれました。こうなりますと、意外に問題はむずかしくなります。わざわざ評価を変えるために上がつております。こういうこともございますが、一口に申し上げたいのは、そういうことをやる前にはやはり市のほうには専門家がおります、農地転用する場合の専門家、そういう人もおるはずで、予算を獲得しても、隣の専門家にもよく意見を聞いて、順序よく進めるのが至当だと思います。予算をとつたから事業はどんどんする、状況も知らずにただ事務的に処理をするということは、問題を残します。こういうことのないように、市の部内にたくさん専門家もおられます。すぐ隣にそういう質問する人がおります。こういうことをよく考えてやつてもらいたいと思います。これを深く追求しますと、いろいろ疑問が出てまいります。それはいいません。こういう問題につきましても、将来よく連絡し合つてやつてほしいと思います。

要望して、私の質問を終わります。

○議長（田村末松君） 坂上議員。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 三十八年度の才六回の追加予算の収入の部で、才三款公営企業及び財産収入というところでございます。土地の売り払い代金三千万円、中央工業高校の敷地売却代と出ておるのでございます。この工業高校の敷地の問題に關しましては、昨年のお話では市が県のほうに提供する。たしかこれは予算外義務負担で購入したんじゃないか、こう思つております。今回これが売却の形になつてきたということは、県の財政関係からきたんじゃないかと思われませんが、その事情並びにこの収入がそのまま取り扱われていくのかどうか、あるいは予算外義務負担の金額の差があるのかないのか、こういうような感じもするのでございます。またその取り扱いの方法によりましてよく似ておると思ひますのは、八幡誘致のときの漁業補償費の代金を六億余、予算外義務負担にいたしまして、八幡のほうから財政援助資金として本市に入つておるのでございます。これは本市の財政調整資金の中に入つておるのでございます。そういうような取り扱い関係、どういふようにお考えになつておるか、ひとつお伺いしたいと思います。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） お答えいたします。

中央工業高等学校の用地につきましては、先ほど坂上議員がおっしゃいましたように市はこれを提供する、県に寄付するといふ建て前をとつております。ところがこれは御案内のように予算外義務負担の形式をとりまして、中央工業高等学校の建設委員会の手で買収し、それを県に寄付するという形をとつておるのでございますが、今回お願いしておりますのは、でございますので用地を取得いたしましたし、しかもそれを売却する、そういうふうな議案では建設委

員会の所有に属するものを市が一応市の所有に帰しまして、それを県に売却する、こういう手続きをとっておるのでございます。それは高校急増対策といたしまして、特に工業高等学校の新設につきまして、国が県の用地買収に對しましての起債を認めたということがその原因でございます。県は用地買収に三千万円を要するから、起債千四百万円申請しまして、千四百万の起債を国から認めてもらったのでございます。ところが事務的には、寄付したものに對してそういうことをされることは不合理でございますから、あくまでも買収していただかなくちやならない、そういう原則に立ちまして三千万円で売却する、県は三千万円で買収なさる。ところが市のほうへは、事実、起債該当分の千四百万を支出されるような形になるのでございます。それで議案を見ていただくとわかりますように、千六百万は同じく寄付金として計上を諸支出金でいたしておるのでございます。でございますので、三千万は入ってくるが、千六百万は寄付する。ですから事実市のほうへ入ってまいりますのは千四百万という金が入ってくる、こういう形式をとっておるのでございまして、これはあくまでもわれわれといたしましては、せっかく県が好意的に入った起債を市にキャッシュとして支出してくれますので、このことは遠慮なくちようだいするのが財政上の処置としては適當である、そう考えてそういうった処理をいたしております。でございますから、県のほうからいいましたら三千万円の支出をしながら、千四百万の起債を収納する、そういう形に相なるのでございます。八幡の財政調整資金の考え方は趣を異にしておりまして、われわれといたしましては、はっきりいいますならば予算外義務負担のいわゆる繰り上げ償還のような形で千四百万を支出いたしましたら、一番筋が通るのでございますけれども、対応する支出として利子その他を計上しておりますので、一応これは純粋な収入として千四百万を市の一般歳入のほうに入れて処理していきたい、こう考えております。

○議長（田村末松君） 大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 私は議案の九十八号の市長の説明について、二、三お尋ねしたいと思うんです。

まず都市計画費の中におきまして、公共下水道工事の残土の捨て場で、旧の納屋運河のあとに埋め立てしているわけでありますが、その埋め立ての整地の工事費、このようにうたわれております。現在私も見てまいりましたが、排水溝がまだ完全になっていない上にこの残土を捨ててあるわけでありまして。そうしてこの排水溝ができないうちに残土を捨てて整地して、排水溝の場合またその掘り上げて工事をしなければならぬ。この点について非常に愚問かもしれませんが、腑に落ちないところがあるわけでありまして。この点についてまず排水の工事をやったあとの整地の件であれば私も賛成であります。整地をやる前にその工事をやるかどうか、その点お尋ねいたします。

それから、社会福祉の事務所費の問題であります。これは説明によりますと国の指示によって行なわれた、このように書いてあります。この調査されたことをお聞かせ願いたいという点と、次に保々において共同浴場が設置できただけですけれども、この運営の方法、あるいはまことに市民にとって有益でありほかにも設置していただきたい、そのように思いますが、現在二カ所でありまして、そのほかに設置することを考えていらっしゃるかどうかという点、以上の点についてお願いいたします。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 都市計画の問題でお答えいたします。

御指摘のとおり、整地さしていただくところには現在まだ水路が残っております。水が流れております。これは本年度の公共の下水事業におきまして早急に着工さしていただくことになっておりまして、その公共下水道の工事が終わったのちに整地をやらしていただきたいということでございます。公共下水道は間もなく着工いたします。

と思っております。

○議長（田村末松君） この際ちよっと……。遂条審議に入りましたら、一般質問と混同するようなことは、避けていただきたいと思えます。

〔社会福祉事務所長（西川敏郎君）登壇〕

○社会福祉事務所長（西川敏郎君） 生活の実態調査でございますが、これは全市におきまして関係の生活保護世帯について、いわゆる抽出的に調査をいたしました。個々のケース、いわゆるケース・バイ・ケースの調査をいたしましたので、総体にこれをまとめましてどういう数字が出る、どういう実態があるということは、一々その調査表をごらんいただいた上でないと御回答申し上げることはできませんので、委員会の席でその調査表を持って上がりまして御説明申し上げたいと思えます。

以上、簡単でございますが……。

〔厚生部長（村木喜代次君）登壇〕

○厚生部長（村木喜代次君） 共同浴場につきまして、お答えをいたします。

昭和三十七年度におきまして保々の共同浴場を御議決願いまして、事業繰り越しいたしまして現在建設中でございますが、これの運営につきましては一応地元におきまして運営するという考え方で進んでおります。

○議長（田村末松君） 酒井議員。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 歳出のうちの才十一款の才八項でございますが、ページは三十三ページでございます。ロータリークラブの年次大会に対しまして百万円の補助、これをどういう形でなぜ百万円というこの金額が必要なのか。

それからもう一つは、同じく才十項の宮妻峡における中部労音に対する二十万円の金額ですが、それについてお答え願いたいと思えます。

〔商工課長（三輪喜代司君）登壇〕

○商工課長（三輪喜代司君） 御質問の才一点、国際ロータリークラブの年次大会の百万円の補助でございますが、これは本年の十月二十五、六、七、三日間において本市で行なわれますロータリークラブの年次大会の経費千二百六十八万円の一部として、補助金として百万円を計上しておるのでございます。なお、予算には計上しておりませんがこのロータリークラブのほうから市に対しまして五十万円ないし六十万円程度の寄付金という形で収入があるはずでございます。

それから、宮妻峡における中部労音の大会の二十万円でございますが、これは本年の八月三日、四日、五日にわたりますので、宮妻峡で東海地方の労音の大会がございまして、その節集まられました人員が約千二百名ないし三百名でございます。これだけの方々があすこへ集まられましたのは初めてでございます。したがって市といたしましては観光施設として便所、これが現在は小さな共同便所が三方所でございますが、この便所の問題と、それからあすこは御承知のように電気がございませんで、これに臨時配線をいたしまして、便所の経費が十万円、それから宮妻町から宮妻峡まで引きました臨時配線の経費が十万円、以上二十万円が必要でここに計上させていただいたわけでございます。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 いまの説明によりますと、ロータリークラブに昨年使ったということを出されておる。それから中部労音に対しても二十万円、そういう方程式でまいりますと、もしくは宮妻峡に何かの形で集まった場合、観光振興費

として出せるかどうか、その一点をお伺いしたい。

それから、ロータリークラブは御承知のようにわりあい経済的に恵まれた人々の団体だと聞いております。そういう方々に対して、市として補助金なりそういうものをばたして出すべきものかどうか。市として出すならば、もともと経済的に困ったそういう方々に出すべき金じやなからうか、こう思っています。お尋ねしたわけでございますがその点市としての体面もある、そうなればやむをえないとしても、こんどはそういうことに対してもっと深く考えていただきたいということ、ロータリークラブそのものが経済力の豊かな人々の集まりであるならば、市の補助をいただかなくて自分たちの手でやっていたきたい、これがおそらく市民の声ではなからうかと思えます。それで、こんどのことについてお伺いするわけですが、もしこういうような、たとえばライオンズクラブという団体もあると聞いておりますが、そういう団体でも何かのことを開催して、それに対しても市としてはここで出さなければならぬ、そういうはじめに追いやられるわけでございます。また中部労音の友好祭にしても、一部の団体だけがそういうふうに宮妻峡でやった場合に、市としてもあるいは千二百名、千五百名集まった場合、こんどそういうことが例となつてまた出さなければならぬ、そういうことについてどういうふうにか考へておるか。一つを立てて一つを倒すということもできないだろうと思いますが、こんどのごともございますので、ここで確とした返事を承わりたいと思いません。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） 答えたいします。

宮妻峡の中部労音に対する助成という形で予算化したしておりますが、これはあくまでもわれわれの見解といたしましては、ああいう市の開設しております観光施設をそういう多数の人が御利用いただく場合に、保健衛生上の処理

をする必要がある、あるいは危険防止の処理をする必要があるというふうな見解のもとに、形は補助金でございますけれども、事業費的な考え方で臨時的な処理をいたさしていただいておりますのでございます。

それから、ロータリークラブの問題につきましては、これはいま昨年の事業についてとおっしゃいましたが、本年の十月に計画されておるものでございまして、われわれといたしましては、特に担当者とは別に変わった見解をとっておりまして、いわゆる酒井議員の御指摘のような考え方を十分考慮いたしました。各市で行なわれました実例をいろいろ調査研究し、それから今回の会合につきましても県の百五十万でございすか、援助をなさるといふ確証をなさって、各市ともその大会の会場になった市が百万ないし二百万ぐらいの助成を行なっておられるという実例に徴して考えたようなわけでございます。いろいろこんどこの問題について御注意がございましたが、私どもとしましては、あくまでも皆さんの協議を経て処理するという考え方でございます。と同時にこういった経費がいわゆる無制限に各種団体に助成されるというような考え方については、十分注意をして処理していきたい、こう考えております。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 総務部長の答え、ありがとうございます。

もう一度考えていただかなければならないことは、宮妻峡の場合は、金額においてすでにそれが出ているということ。それからロータリークラブの場合は、私の聞き逃いで申しわけないと思えます。どうかこんども、私も水清ければ魚住まずということも知っております。また酒濁併わせ呑むこと、そういうことも知っております。そうしてまた、自分も行なっております。そういう点において、こんどこういう金額を出される場合は、納得のいくような線を出していただきたいし、また一つの例をいくつもの例をひかないように、ひとつ市の理事者側としてもよく考へて、そうして尊い税金であるがゆえに、それをよく気をつけて出していただきたい、そういうふうな思うわけでござい

す。

○議長（田村末松君） 他に御質疑ありませんか。

質疑を終結いたします。

議案才九十八号ないし議案才百二十二号を、関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、お手元に配付いたしました付託議案一覧表によって御了承願います。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二十七、議案才百二十三号予算外義務負担契約についてないし日程才三十三、

議案才百二十九号購入契約の締結についての七議案を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。御質疑ありませんか。

御質疑なしと認めます。

議案才百二十三号ないし議案才百二十九号を関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によって御了承願います。

○議長（田村末松君） 次に、日程才三十四、議案才百三十号上水道施設の取得についてないし日程才三十七、議案才百三十三号購入契約の締結についての四議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の各議案について御説明申し上げます。

議案才百三十号は、本市上水道配水管として借り受け使用中の固有財産をこのたび無償で譲り受け、引き続き本市上水道配水施設として使用いたしたく、ここに御提案申し上げたものであります。

議案才百三十一号は、高角町地内記念橋復旧工事を指名競争入札の結果に基づき、名古屋市中区矢場町、興和コンクリート株式会社名古屋営業所と請負契約の締結をしようとするものであります。

次に、議案才百三十二号の購入契約案は、昭和三十八年度に施工いたします公共下水道管渠布設工事に使用する材料の購入について指名競争入札を行ないましたところ、才一工区人孔ブロック及び汚、雨水枳については金額二百二十五万円で市内南起、平和コンクリート工業株式会社に、才二工区基礎用材については、金額二百九十四万八千円で市内川原町、川村木材工業株式会社に、才三工区基礎用材については、金額二百五十万円で市内浜田、合資会社栗田製材工場に、また、才一工区ヒューム管については、金額四百九十五万円で名古屋市中村区広小路通り、大同コンクリート工業株式会社名古屋営業所に、才二工区ヒューム管については、金額七百六十一万五千円で名古屋市中川区松年町、日本ヒューム管株式会社名古屋営業所に、才三工区ヒューム管については、金額九百五十五万五千円で名古屋市中村区笹島町、中川ヒューム管工業株式会社名古屋営業所にそれぞれ落札いたしましたので購入契約を締結しようとするものであります。

議案才百三十三号は、消防機能の充実のため導入する水槽付消防ポンプ自動車の購入契約案でありまして、随意契約により名古屋市中区南久屋町、森田ポンプ株式会社名古屋営業所と購入契約の締結をしようとするものであります。なにとぞよろしく御審議のうえ、御決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 御質疑がありましたら、御発言願います。御質疑ありませんか。
質疑なしと認めます。

議案才百三十号ないし議案才百三十三号を、関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、付託議案一覽表によって御了承願います。

付託議案一覽表（昭和三十八年九月定例会）

◎総務委員会

議案才九八号 昭和三十八年度四日市市収入歳出才六回追加更正予算中

収入全般

歳出才一 款 議会費

才二 款 市役所費

才三 款 消防費

才八 款 社会及び労働施設費の中 才一八項 市民ホール費

才一二 款 財産費

才一三 款 開発調査費

才一四 款 選挙費

才一五 款 公債費

才一六 款 諸支出名（ただし才二項繰替金を除く）

議案才一〇三号 起債について

議案才一〇五号 起債条件更正について

議案才一〇六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

議案才一〇七号 四日市市税条例の一部改正について

議案才一〇八号 四日市市都市計画税条例の一部改正について

議案才一一二号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案才一一四号 町の区域の設定について

議案才一一五号 町の区域の変更について

議案才一一六号 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

議案才一一七号 市有地の交換について

議案才一一八号 土地の取得について

議案才一一九号 市有地の処分について

議案才一二二号 有価証券の売却について

議案才一二九号 購入契約の締結について

議案才一三三号 購入契約の締結について

◎教育民生委員会

議案才九八号 昭和三十八年度四日市市収入歳出才六回追加更正予算中

歳出才七 款 教育費

才八 款 社会及び労働施設費

(ただし才一八項市民ホール費及び才一九項公営住宅費を除く)

才九款 保健衛生費

才一六款 諸支出金中才二項繰替金

議案才九九号 昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳入歳出才二回追加予算

議案才一〇九号 四日市市社会福祉事務所設置条例の一部改正について

議案才一一〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案才一一一号 四日市市体育施設使用条例の一部改正について

議案才一二三号 四日市市養老施設条例の一部改正について

議案才一二〇号 文教施設の取得について

◎産業経済委員会

議案才九八号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才六回追加更正予算中

歳出才一一款 産業経済費

議案才一〇〇号 昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳入歳出才一回追加更正予算

議案才一二三号 予算外義務負担契約について

議案才一二四号 農業土木災害復旧事業費立替金に関する契約について

◎建設委員会

議案才九八号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才六回追加更正予算中

歳出才四款 土木費

才五款 都市計画費

才八款 社会及び労働施設費の中 才一九項 公営住宅費

才一〇款 都市下水道費

議案才一〇一号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計才一回追加更正予算

議案才一〇二号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定について

議案才一〇四号 起債について

議案才一二二号 水沢野田町及び和無田町簡易水道建設事業について

議案才一二五号 雨池排水路改良費立替金に関する契約について

議案才一二六号 諸負契約の締結について

議案才一二七号 諸負契約の締結について

議案才一二八号 工事諸負契約の締結について

議案才一三〇号 上水道施設の取得について

議案才一三一号 諸負契約の締結について

議案才一三二号 購入契約の締結について

○議長(田村末松君) 次に、今日までに受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配付いたしましたとおりであります。それぞれ一覧表記載の関係常任委員会に付託いたします。

請願、陳情一覧表

番号	件	名	付託委員会
請願才九号	四日市南高等学校体育館等建設費地元負担金援助方懇請について		総務
// 才一〇号	鈴鹿高等学校教育助成金について		//
// 才一一号	四日市市内から一万円以下の労働者をなくすることについて		教育民生
// 才一二号	大池中学校の校舎(本館及びホール)改築について		//
// 才一三号	青少年の野外活動施設設置に伴う助成について		//
// 才一四号	名阪高速道路の早期実現と通過地域について		建設
// 才一五号	市立四日市病院東側の簡易舗装について		//
// 才一六号	四日市医師会員の公衆衛生活動に対する助成について		教育民生
// 才一七号	海蔵地区に公立保育園新設について		//
// 才一八号	公害の人体に対する影響の研究に対する助成について		//
陳情才二九号	四日市山中学校校舎改築について		
// 才三〇号	東坂部町・小杉町線舗装工事について		建設

○議長(田村末松君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、来たる十二日午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時二十分散会

昭和三十八年九月十二日

四日市市議会議定例會會議錄（第四号）

四日市市議會

昭和三十八年 月 日 市市議定例會議事速記録 第四号

○昭和三十八年九月十二日 (木曜日) 午前十時五分開議

○出席議員 (三十八名)

坂	宮	鈴	伊	志	喜	岩	坪	安	藤	錦	北	伊	酒	米
上	崎	木	藤	稔	野	田	井	垣	谷		村	藤	井	田
長	春	愛	太	政	久	妙	祐	安	与	宗	昌	好		
十	吉	次	郎	一	等	雄	子	勇	一	吉	市	一	一	兼
郎	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	速
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	記

○議案説明のため出席した者(五十二名)

市 助 助 市
 役 役 役 長
 二 庄 川 林 園 市
 宮 司 崎 浦 川
 佐 良 祐 和 善
 力 一 男 男 已
 矩 君 君 君 君
 君 君 君 君

○欠席議員(一名)

前 川 辰 男 君
 渡 部 君
 増 山 君
 山 本 君
 味 岡 君
 訓 一 郎 君
 谷 也 男 九 君

永 橋 服 笠 高 山 早 加 前 大 須 伊 矢 荒 日 野 中 田
 田 詰 部 田 橋 中 川 藤 川 島 藤 藤 田 木 比 崎 島 村
 利 興 昌 七 伊 忠 和 定 宗 武 総 泰 繁 武 義 貞 忠 末
 一 郎 隆 弘 衛 祐 一 一 男 雄 雄 郎 一 郎 治 平 芳 勝 松
 君

副事務長	市立病院事務長	消防長	総務課長	開発部企画室長	監理課長	港湾課長	都市計画課長	土木課長	清掃才二課長	清掃才一課長	衛生課長	少年補導所長	失業対策事業所長	社会福祉事務所長	年金課長
田中	松野	竹内	黒田	阿南	杉本	上杉	長谷川	杉本	荒木	山北	土井	国保	小西	西川	大平
正一郎	蕙亮	鉄雄	八二郎	輝彦	治芳	勇	正逸	義広	三郎	彰	久之	一	忠臣	敏郎	源弥
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

保険課長	民生課長	事業課長	耕地課長	農林課長	商工課長	徴収課長	稅務課長	市民課長	財務課長	總務課長	會計課長	人事課長	開発局開発部長	建設部長	土木部長	衛生部長	厚生部長	
川口	村山	森野	天野	芝田	三輪	新山	平井	喜田	伊藤	天野	小林	佐々木	鬼頭	白峰	城井	中山	村木	
了	郎	春	助	敬	喜代	篤	清三	喜重	涼一	正春	清	晃精	鉄郎	久駿	義夫	英郎	喜代	
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

水道局長	岩野見齊君
技術部長	山本文雄君
総務課長	滝 伝之助君
業務課長	小林 正君
工務課長	加藤 弘君
出張課長	美濃部 博美君
教育委員長	杉浦 西太郎君
教 育 長	山本 軍一君
総務課長	小林 義喜君
学校教育課長	伊藤 正男君
社会教育課長	西尾 勇君

○市議会事務局(五名)

事務局長	菊地 英也君
議事係長	川原田 祐君
調査係長	小坂 靖君

主 事	坂倉 紀久君
主 事 補	佐藤 正俊君

○議事日程 才四号

昭和三十八年九月十二日(木曜日) 午前十時開議

才一 議案才九八号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才六回追加更

正予算……………委員長報告・質疑、討論、議決

才二 議案才九九号 昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病

院費歳入歳出才二回追加予算……………

才三 議案才一〇〇号 昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳

入歳出才一回追加更予算……………

才四 議案才一〇一号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計才一回追

加更予算……………

才五 議案才一〇二号 昭和三十七年度四日市市水道事業会計決算並

びに剰余金処分認定について……………認定

才六 議案才一〇三号 起債について……………議決

才七 議案才一〇四号 起債について……………

才八 議案才一〇五号 起債条件更正について……………

才九 議案才一〇六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………委員長報告・質疑、討論、議決

才一〇 議案才一〇七号 四日市市税条例の一部改正について……………

才一一 議案才一〇八号 四日市市都市計画税条例の一部改正について……………

才一二 議案才一〇九号 四日市市社会福祉事務所設置条例の一部改正について……………

……………

才一三 議案才一一〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………

才一四 議案才一一一号 四日市市体育施設使用条例の一部改正について……………

才一五 議案才一二二号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………

……………

才一六 議案才一二三号 四日市市養老施設条例の一部改正について……………

才一七 議案才一二四号 町の区域の設定について……………

才一八 議案才一二五号 町の区域の変更について……………

才一九 議案才一二六号 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について……………

……………

……………

才二〇 議案才一二七号 市有地の交換について……………

才二一 議案才一二八号 土地の取得について……………

……………

……………

才二二 議案才一二九号 市有地の処分について……………委員長報告・質疑、討論、議決

才二三 議案才一二〇号 文教施設の取得について……………

才二四 議案才一二一号 有価証券の売却について……………

才二五 議案才一二二号 水沢野田町及び和無田町簡易水道建設事業について……………

……………

才二六 議案才一二三号 予算外義務負担契約について……………

才二七 議案才一二四号 農業土木災害復旧事業費立替金に関する契約について……………

……………

才二八 議案才一二五号 雨池排水路改良費立替金に関する契約について……………

才二九 議案才一二六号 請負契約の締結について……………

才三〇 議案才一二七号 請負契約の締結について……………

才三一 議案才一二八号 工事請負契約の更正について……………

才三二 議案才一二九号 購入契約の締結について……………

才三三 議案才一三〇号 水道事業施設の取得について……………

才三四 議案才一三一号 請負契約の締結について……………

才三五 議案才一三二号 購入契約の締結について……………

才三六 議案才一三三号 購入契約の締結について……………

才三七 議案才一三四号 収入役の選任について……………議案説明・質疑、討論、同意

- 才三八 議案才一三五号 公平委員会委員の選任について……………議案説明・質疑、討論、同意
- 才三九 議案才一三六号 教育委員会委員の任命について……………採否決定
- 才四〇 委員会報告才八号 請願書等審査結果報告……………採否決定
- 才四一 委員会報告才九号 陳情書審査結果報告……………採否決定

○本日の会議に付した事件

- 才一 議案才九八号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才六回追加更正予算
- 才二 議案才九九号 昭和三十八年度四日市市特別会計市立四日市病院費歳入歳出才二回追加予算
- 才三 議案才一〇〇号 昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳入歳出才一回追加更正予算
- 才四 議案才一〇一号 昭和三十八年度四日市市水道事業会計才一回追加更正予算
- 才五 議案才一〇二号 昭和三十七年度四日市市水道事業会計決算並びに剰余金処分認定について
- 才六 議案才一〇三号 起債について
- 才七 議案才一〇四号 起債について
- 才八 議案才一〇五号 起債条件更正について
- 才九 議案才一〇六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
- 才一〇 議案才一〇七号 四日市市税条例の一部改正について
- 才一一 議案才一〇八号 四日市市都市計画税条例の一部改正について
- 才一二 議案才一〇九号 四日市市社会福祉事務所設置条例の一部改正について

- 才一三 議案才一一〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 才一四 議案才一一一号 四日市市体育施設使用条例の一部改正について
- 才一五 議案才一二二号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 才一六 議案才一二三号 四日市市養老施設条例の一部改正について
- 才一七 議案才一二四号 町の区域の設定について
- 才一八 議案才一二五号 町の区域の変更について
- 才一九 議案才一二六号 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 才二〇 議案才一二七号 市有地の交換について
- 才二一 議案才一二八号 土地の取得について
- 才二二 議案才一二九号 市有地の処分について
- 才二三 議案才一二〇号 文教施設の取得について
- 才二四 議案才一二一号 有価証券の売却について
- 才二五 議案才一二二号 水沢野田町及び和無田町簡易水道建設事業について
- 才二六 議案才一二三号 予算外義務負担契約について
- 才二七 議案才一二四号 農業土木災害復旧事業費立替金に関する契約について
- 才二八 議案才一二五号 雨池排水路改良費立替金に関する契約について
- 才二九 議案才一二六号 借負契約の締結について

- 才三〇 議案才一二七号 請負契約の締結について
- 才三一 議案才一二八号 工事請負契約の更正について
- 才三二 議案才一二九号 購入契約の締結について
- 才三三 議案才一三〇号 上水道事業施設の取得について
- 才三四 議案才一三一号 請負契約の締結について
- 才三五 議案才一三二号 購入契約の締結について
- 才三六 議案才一三三号 購入契約の締結について
- 才三七 議案才一三四号 収入役の選任について
- 才三八 議案才一三五号 公平委員会委員の選任について
- 才三九 議案才一三六号 教育委員会委員の任命について
- 才四〇 委員会報告才八号 請願書等審査結果報告
- 才四一 委員会報告才九号 陳情書審査結果報告

○議長(田村末松君) ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は、三十四名であります。

本日の議事につきましては、議事日程才四号により取り進めたいと思えますから、よろしくお願いいたします。

日程才一、議案才九十八号昭和三十八年度四日市市歳入歳出才六回追加更正予算ないし日程才二十五、議案才百二十二号水沢野田町及び和無田町・堂ヶ山町簡易水道建設事業についての二十五議案を一括議題といたします。

本件に対する各委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

〔総務委員長(高橋伊祐君)登壇〕

○総務委員長(高橋伊祐君) 総務委員会に付託になりました関係議案につきまして、経過の概要並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案才九十八号の本年度一般会計才六回追加更正予算のうち、関係部分について申し上げます。

歳出才一議案会費では、会議に使用する録音事務器一台の購入費が計上されました。

才二款市役所費におきましては、三重県四日市都市復興事務所の家屋借上料の契約更新による増額分、庁舎の清掃を委託している建光社に対します値上げによる不足分の追加、主として現場調査事務などに使用するシーブ二台の購入費と自動車修繕料、職員二十一名分の退職手当のほか、市長会負担金の年間負担額の値上げ分の追加であります。が、庁舎清掃につきましては、公会堂、日本間の施設の管理を十分に行なうとともに、清掃等も勵行してもらいたいという要望があったのであります。

才三款消防費では職員一名分の退職手当の追加であり、才八款才十八項の市民ホール費は石炭を重油に変更するたものの、ボイラーの改良工事費のほか、建光社に対する清掃委託料の一五%の値上げによる不足分の追加であります。

才十二款財産費の追加は、中部電力株式会社の増資にともなう三対一の新株払込金であり、才十三款開発調査費の追加は二十万分之一の中部地区立体地図作成のための委託料と、北伊勢新産業都市指定期成同盟会及び名阪国道建設促進期成同盟会の分担金が、それぞれ十万円計上されました。

才十四款選挙費の追加は、選挙事務委託料の増額にともなうものであります。

才十五款公債費では昭和三十七年度直轄事業四日市港改修費負担金についての事業債に対する、昭和三十八年度分利子の追加であり、また才十六款諸支出金では、過年度支出として、住居表示整備事業における街区表示板費のほか、所得税法の一部改正による県民税過納返還金と、婦人相談員の設置費国庫補助金の返還金でありまして、また広報費は本市を紹介するための映画及び写真の作成委託料であります。

諸費におきましては一般農業土木災害復旧費におきます立替金の賠償金と、負担金では県と折半の負担をする理料教育センター建設に伴なう負担金のほか、中央工業高校土地購入費、南高校体育館建設費の負担金で、また補助金としては、国鉄四日市駅前に設置されます駐在所で、ブロック平屋建十坪、百二十万円の建設費に対する補助など十件が計上されたのであります。

以上、歳出関係部分につきまして慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり承認いたしましたのであります。次に歳入につきましては、特定財源のほか前年度繰越金、特別会計競輪事業費からの繰入金及び市税の固定資産税償却資産分の増加分であります。固定資産税の償却資産分につきましては、当初より自然増加したものの、あるいは当初予算当時把握が困難で計上出来なかったものなどでありまして、現在におきましても、船舶、大規模等の償却資産につきましては、数字が動いているので、確定した分について計上したものである旨説明がありまして、各款についていずれも原案どおり承認いたしましたのであります。

次に、議案才百三号起債について及び議案才百五号起債条件更正についての二議案は、いずれも予算に関連の別案でありまして別段異議なく原案どおり承認いたしました。

次に、議案才百六号の出張所設置条例の一部改正案は、羽津出張所及び三重出張所の所管区域を改正するもので、別段異議なく原案どおり承認いたしました。

次に、議案才百七号市税条例の一部改正案及び議案才百八号都市計画税条例の一部改正案は、地方税法の一部を改正する法律のうち、十月一日から施行される部分について改正しようとするものでありまして、改正点につきまして詳細に説明を求め慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり承認いたしましたのであります。

次に、議案才百十二号消防団員等公務災害補償条例の一部改正案につきましては、勤続年数五年未満の団員の七百円の算出基準は政令の範囲内で全国一律の額である旨説明があり、原案どおり承認いたしました。

次に、町の区域に関する、議案才百十四号の設定案及び議案才百十五号の変更案につきましては別段異議なく、また議案才百十六号の本年度に橋北、海蔵、羽津三地区の市街地にか、街区方式を実施する案につきましても適当なものと認め、いずれも原案どおり承認いたしましたのであります。

次に、議案才百十七号市有地の交換については、日永小学校の校地取得に伴ない市有地を交換しようとするものでありまして、教育委員会からも理事者の出席を求め説明を聴取し、慎重に審査いたしましたのであります。やむをえないものと認め原案どおり承認いたしました。

次に、議案才百十八号土地の取得について及び議案才百十九号市有地の処分についての二議案は、中央工業高校の用地関係のもので、異議なく原案どおり承認いたしました。

次に、議案才百二十一号有価証券の売却契約案につきましても別段異議なく原案のとおり承認いたしましたのであります。

以上で本委員会の審査報告を終ります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(田村末松君) 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

〔教育民生委員長（矢田繁郎君）登壇〕

○教育民生委員長（矢田繁郎君） 教育民生委員会に付託されました議案九十八号中関係部分、議案九十九号、議案百九号、議案百十号、議案百十一号、議案百十三号、並びに議案百二十号についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、さる七日付託議案について慎重なる審査を行なったのでありますが、いずれもやむをえないものと認めて原案どおり承認いたしました。

以下、順を追って御説明申し上げます。

まず、議案九十八号一般会計六回追加更正予算中歳出関係部分について申し上げます。

才七款、教育費の追加更正は、職員退職手当の追加、国庫補助及び級地引上げ決定に伴う備品費、要保護家庭児童等措置費、並びに基準単価の改訂等により追加更正されたものでありまして、別段、異議なく承認いたしましたのでありますが、教育施設の維持管理について公共の施設として慎重なる取扱いを行ない万全を期されるよう強く要望をいたしました。

次に、才八款、社会及び労働施設費の追加更正は、生活保護基準の改訂及び級地引上げに伴う追加、並びに富田保育園の設置所要経費等が計上されたものでありますが、予算的には今回、新しく老人福祉費の科目が新設されております。これは、さる八月一日より施行されました老人福祉法により、従来生活保護費に計上されておりました寿楽園等の施設の収容者に対する経費を組替えるとともに関係諸経費が追加されているのであります。

今回、施行されました老人福祉法は、多年にわたり社会の進展に寄与された老人に対して敬愛され、かつ健全で安らかな生活を送られることを基本理念として老人福祉に関する原理を明らかにするとともに老人の身心の健康の保持

および生活安定の措置を講じ老人の福祉を図ろうとするものでありまして、その措置といたしましては、健康診断の実施、養護老人ホームの収容、老人家庭奉仕員の派遣委託、老人福祉増進のための事業等が定められているのでございます。

才九款、保険衛生費の追加更正は、塵芥処理費におきまして、試験研究の結果に従いまして処理の方式としてコンテナー常設方式をとり入れることによる必要経費が計上されているほか、南部清掃センターの建設費並びにし尿処理費におきまして船舶借上料の単価増近駅前の公衆便所の設置費等が計上されているのであります。

なお、し尿処理費における減額は、し尿圧送設備の場所の変更ともなうものでございます。

塵芥処理につきましては、今回の新方式の強力なる推進を願うとともに、能率合理化を図られ市民の期待に答えられるよう一層の配慮を要望いたしました次才でございます。

才十六款、諸支出金中繰替金につきましては、別段異議なく、以上、関係各款をいずれもやむをえないものと認めて原案どおり承認いたしました。

次に、議案九十九号、特別会計市立四日市病院費才二回追加予算につきましては、単価増に伴う人件費および備品費の追加であり議案百九号、本市社会福祉事務所設置条例の一部改正案は、住居表示整備事業の実施に伴う所在地の変更および老人福祉法の施行にともないまして所掌事務の一部を加えようとするものであります。

議案百十号、本市国民健康保険条例の一部改正案は、関係法の一部改正に従いまして、本市条例の一部改正しようとするものでありますが、今回の法律の一部改正の要旨を簡単に申し上げますと一、世帯主が療養給付を受ける場合の一部負担を十分の五から十分の三に引下げたこと。二、療養の給付期間は、給付開始後原則として三年に制限されているが、この制限を撤廃したこと。三、被保険者が生活保護法による保護を受けるにいたったときは、その日か

ら、国民健康保険の被保険者の資格を喪失させること。四、被保険者のうち保険料の負担能力のとほしい低所得者に対する保険料の減額賦課に関する事項を条例で定めることができること。等であります。

議案才百十一号、本市体育施設使用条例の一部改正案は、松原公園内のテニスコートの管理運営をこんご市が行なうよう条例の一部を改正しようとするものであり、

議案才百十三号、本市養老施設条例の一部改正案は、老人福祉法の施行に伴ない従来の養老施設を老人福祉施設として、養護老人ホームに改めるため所要の改正を行なおうとするものであります。

また、議案才百二十号、文教施設の取得については、桜連合自治会より寄付を受けました水泳プールおよび附属施設一式を採納しようとするものでありまして、以上、六議案を別段、異議なく原案どおり承認いたしました。

なにとぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(田村末松君) 次に、産業経済委員長にお願いいたします。

〔産業経済委員長(鈴木愛次君) 登壇〕

○産業経済委員長(鈴木愛次君) 産業経済委員会に付託になりました関係議案につきまして、慎重に審査いたしました結果、いずれもやむをえないと認め、原案通り承認いたしました。

以下、その経過について御報告申し上げます。

まず、議案才九十八号昭和三十八年度一般会計才六回追加更正予算中、才十一款、産業経済費について申し上げます。

農業振興費におきます追加は、国の施策に沿い、前年度より着手されており、酪農・茶を主幹作物とする農業構造改善事業の本年度分事業費並びに、本年度寒害によって、緑茶に発生した害虫、赤だに防除のための薬剤費が計上

されているのであります。

農業構造改善事業として取り上げられました事業は、生産基盤整備のための農道拡中工事、緑茶貯蔵所建設事業、並びに市営の乳牛育成場建設事業とこれに付帯する草地、牧道造成事業がございますが、とくに市営の施設については、これが運営にあたって、慎重な態度で臨み、適確なる指導のもとに、十分な成果を上げられるよう要望いたしました。次才でございます。

林業奨励費につきましては、保安林保護事業のための巡視員備人料が計上されたのであります。

次に、才七項の耕地事業費の追加は、さる五月及び六月の長雨による災害復旧工事中、国の査定による認可のありました中村地区頭首工他三件の工事費三百五十七千円と、国の補助対象外の小災害復旧についての市単事業費七十五万円を計上されました耕地災害復旧費、及び磯津地区及び楠町北部を一地域として耕地、住宅地を含めました高潮、地盤沈下対策として実施されます泄水防除事業に対する負担金が主なものでございます。

なお、市単土地改良事業につきまして、過日当委員会が、当初予算審査にあたり、効果的なものは、財政等勘案の上、九月定例会には、追加予算にぜひ取り上げられるよう強く要望いたしましたのでございますが、今回の追加予算には、長雨による災害復旧費を計上したためか、市単土地改良事業については、何等理事者の誠意が見受けられないのは、遺憾であります。この点につきましては、過般の本会議においても、二、三の議員より、財政担当者にたされましたが、当委員会といたしましても、十二月定例会には、追加予算の計上についてとくに配慮されるよう強く要望いたしました。

次に、才八項商工奨励費の追加は、十月二十五日から三日間本市で開催されます国際ロータリークラブ年次大会開催費用の一部補助百万円と、商店連合会が管理している街路灯修繕費補助三十五万円、労務関係団体分担金として出

される四日市公共職業安定所港分室設備費三十五万円、並びに過般の全員協議会で承認いたしております機械金属工業団地進入道路用地買収費及び、工事費等が計上されているのでございます。

国際ロータリークラブ年次大会本市開催に対します補助金百万円につきましては、審査過程におきまして、ロータリークラブの構成員等を考えると金額は了解できない、こんご、ライオンズクラブその他公共団体等において、同様の事例が発生した場合はどのやうに処理されるかとの質疑があったのでございますが、ロータリークラブは、各界の集りであり、本市開催が経済交流の好機会であり、また本市の紹介、認識をも深められるとの理事者の説明を了とし、また他都市での従来開催における事例を勘案し、当委員会といたしましては、やむをえないものと認めて、原案どおり承認した次才であります。

次に、才十項の観光振興費は、過日、宮妻峡で開催されました中部三県労音友好祭の臨時送電工事及び仮設便所の

工事委託料の追加と宮妻観光道路改良工事が林道として施工されましたための工事費の減額でございます。

以上、才十一款産業経済費はいずれも原案どおり承認した次才であります。

次に、議案才百号昭和三十八年度四日市市特別会計競輪事業費歳入歳出才一回追加更正予算について、御報告申し上げます。

車券売上金を当初法の改正による開催日制限等の影響を考慮し月平均七千七百万円程度に見込まれておりましたが、本年四月より七月までの月平均売上高は一億五百三十万円と当初予算に比して上まわる結果となり、車券売上は、二億二千二百二十六千六百円の増額を見込計上されましたと、前年度繰越金を歳入に計上されたものであります。

歳出におきましては、車券払戻金及び各種負担金を追加しようとするものでありまして、別段異議なく原案通り承認いたしました。

どうかよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(田村末松君) 次に、建設委員長にお願いたします。

〔建設委員長(山中忠一君)登壇〕

○建設委員長(山中忠一君) 当委員会に付託されました議案才九十八号昭和三十八年度四日市歳入歳出才六回追加更正予算中、関係部分並びに議案才百一号、百二号百四号及び百二十二号につきましては慎重に審査いたしました結果、いづれも原案を承認いたしましたので、以下簡単にその経過を御報告申し上げます。

まず、才四款土木費におきましては、長雨により被害を受けた市道の路面、補修費、電々公社市水道局等からの受託工事費、国庫補助金の増額決定のあった塩浜・大治田線築造に伴う関係諸費、南四日市駅新設に伴う道路用地費及び工事費等の追加五千九百九十六万五千五百十円を道路橋梁費として計上林道費において補助事業の対象となった山之坊林道工事に要する経費四百八十二万円、災害復旧費においては、長雨による被害箇所復旧費、百万円と、県単独事業鹿化川局部改良工事費負担金並びに鈴鹿川右岸高砂対策工事費負担金六十九万円を土木事業負担金として計上されたものであり、別段異議はなかったのであります。道路補装につきましては必要欠くべからざる箇所については諸般の情勢を検討し早急に施工されるよう強く要望した次才であります。

才五款、都市計画費における追加七十二万四千円は、旧納屋運河の盛地中央線緑地帯整備、諏訪公園整備等に必要経費が計上されたものであります。今回の追加予算につきましては、発展する四日市市の都市計画事業を推進するにはまことに少額でありますのでこんご山積する諸問題に対するために必要なる予算の獲得について十分留意せられ本事業の推進に支障を来さないやうとくに要望をいたしましたのであります。

次に、才八款社会及び労働施設費中才十九項公営住宅費は、本年度事業の補助金増額に伴う事務費の追加と、鹿化

川に架設する歩道橋の架設費の追加であり、別段意見もなかったのであります。

次に、才十款都市下水路費四千九百三十三万七千円の追加であります。これは排水施設工事の維持費と補助決定による富田排水場増設工事費の更正、雨池地域工場排水に関する工事、南四日市駅新設に伴なり下水路工事費等を主としたものでありまして、このうち雨池排水路の改良工事については関係会社に経費の負担をしてもらうというのであります。今回は負担額について話し合いが解決していませんため財源として約二千五百万円を三菱油化株式会社と立替金として歳入に計上されたものであります。都市下水事業とくに雨池排水路については市の工場誘致に関連した問題もあるが排水面積が拡大であるため、この排水路一本では各工場の排水は相当至難であろうと推測されるので、これら事業の抜本的計画の樹立について理事者は十分検討するよう強く要望いたしました次才であります。

次に、議案才百一号は四日市市水道事業会計才一回追加更正予算でありまして、収益的収入及び支出千百三十一万八千四百八十円、資本的収入及び支出において二千九十三万六千二百円の追加更正となっております。収益的収入は営業収益のうち水道料金の増収と高花平住宅団地受託給水工事収益であり、収益的支出の追加は営業費用のうち配水管布設替え及び修繕、高花平住宅団地等の受託給水工事費等でありまして収入不足額は予備費を充ちたしております。

資本的収入は、水沢野田町及び和無田町、堂ヶ山町の簡易水道建設に伴なり企業債地元負担金、国庫補助金その他でありまして支出に対しての不足額は前年度繰越損益勘定留保資金より補てんしたものであり、議案才百二号は昭和三十七年度水道事業会計決算並びに利益剰余金処分認定案であります。本決算の審査につきましては理事者より詳細にわたり説明を求め審査を行なったのであります。監査委員各位の御意見にもありますように計数は正確であり、また財務諸表等によりまして、財政状態は一応健全を保ち、順調な成績を示しておりますので理事者各位の御努力に

対しまして敬意を表しましてこれが認定を承認することとしたのであります。

なお、急激に発展しつつある本市にあつては水の問題はまことに重要であり、必ず克服すべきものでありますので将来に備えあらゆる角度から検討して水源ならびに財源の確保に最高の技術をもって将来計画を樹立し、これが推進に万全を期せられるよう強く要望いたしました次才であります。

議案才百四号は、予算に関連した簡易水道事業に対する起債の別案でありまた議案才百二十二号は水沢野田町及び和無田町堂ヶ山町簡易水道建設事業についての計画案でありまして、全員異議なく原案を承認いたしましたのであります。以上をもちまして、当委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

どうかよろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(田村栄松君) 以上で、各委員長の報告は終了いたしました。

ただいまの委員長の報告に対して御質疑、御意見がありましたら御発言願います。

○酒井昌一君 総務委員会が取り上げた問題であります。市民ホール費が否決されたように思うのですが、その点を一つ御説明願いたいと思います。

〔総務委員長(高橋伊祐君) 登壇〕

○総務委員長(高橋伊祐君) 御報告いたします。

市民ホールのほうは、いままで石炭をたいておりました経費が、こんど重油にかえるので、その経費が見積ってあります。消掃費がいく分か見積ってあります。

以上であります。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 間違つて恐れ入ります。教育民生委員長にお伺いしたわけです。間違いました。議案才九十八号の歳出の才八款、社会及び労働施設費ただし才十八項市民ホール費を除くと、こういうように私思つたのですが、その市民ホール費が除かれたのか除かれぬのかちよつと疑問に思いますので質問したわけなんです。が、教育民生委員長にお答え願いたいと思います。(総務部長私語する) 了解しました。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 建設委員長にお尋ねをいたします。

才百二号の議案でございますが、この議案につきましては、監査委員のほうから詳しい意見書が出ております。これについていちばん最後のほうで水道料金についての見解が出ております。で、文句からまいりますと近いうちに値上げしてもやむをえないのだという、こういった解釈に私はするわけです。このことについて建設委員会としてどういう御見解をとられているのか。つまり、いずれ近いうちに水道料金の値上げの改正案が出てくるという前提を、建設委員会のほうとしては了解されたのかどうか。あるいはそれは別個の問題としてこれはこれとしてあるんだと、こういうことなので、この点一つお聞かせ願いたいと思います。

〔建設委員長(山中忠一君)登壇〕

○建設委員長(山中忠一君) ただいまの橋詰議員の質問に対して、お答えいたします。

ただいま橋詰議員が質問になりました水道料金の問題でございますが、当市の水道を考えますならば、水道料金の値上げと将来の拡張ということは、当委員会に付託になりました件とは別個に考えておるのでございまして、できうるならば少しでも安く、料金を上げずに市民に利用していただく、給水をさしていただくというのが根本的な行き方であると思いますので、とくに水道事業につきましては費用のかからん、水源の安いところを埋め立てても苦

勞して建設してくれているということとはよく議会としても了承していると思っておりますが、こんごに対して、伸びる四日市が、水は四日市のこんごにおいては死命を制するのではないか、四日市は発展途上にあるといえますことも、最後は水が運命を私らは左右するのだということを確信しております。え、どうしても水の獲得だけは対策を立てていただきたいということを、かような意見をもちまして強く要望いたしました次方でございます。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 大へん失礼ですが、重ねてお尋ねしたいと思います。

委員長がおっしゃられましたように水の問題についてはやはり大事な問題だと、こう理解いたしておりますし、それぞれ御検討なさったうちにある御意見にはなんら問題はないわけでございますが、いわゆるこの審査意見書の文旨によりますと非常に深い配慮した上での表現がなされております。しかし、その真意とするところは、いずれ近いうちに水道料金は値上げせざるをえないのだ、こういうことを認めておるように私は解釈しておるわけです。

その場合に、建設委員会としてはこの審査意見書を承認をしたとすれば、いわゆる理解がくるだろうと思っております。従つてこれは具体的な案が議会に出てきた場合において、建設委員会がどういう立場をとられるのか。原則としていずれ料金値上げというものが出てくるであろうと、そのことは建設委員会は認めておるのだと、こういった理解でこの審査意見書を承認されたのかどうか、このことですね。このことはやはり今日の段階ではっきりさせていただきたいと、こういうふうに思うわけです。

問の方が拙いので、ちよつと拙かったと思ひますが、建設委員会としては料金値上げは現状としてやむをえないの

だど、こういう単的なお考えが一致した意見としてあるのかどうかということ、このことをお尋ねしているわけですから、この点一つ重ねてお願いいたします。

〔建設委員長(山中忠一君)登壇〕

○建設委員長(山中忠一君) ただいまの橋詰議員の質問に對しまして、再びお答えさせていただきます。 いただいた橋詰議員の御質問は、将来こういう備えをせよということはすでに建設委員会は水道料金の値上げを内密で了承したようなものじゃないか、という質問のように受け取ったのでありますが、その答弁でよろしゅうございますか。(橋詰興隆君うなづく)

当委員会といたしましては、今回の審査に對しましては水道料金の値上げには少しも触れてはおりません。先ほど申しましたように、特別会計たりといえどもできる限りの予算の面は縮少を考えて、一日もながく市民に安く給水していただくのが当委員会のねらいでもあり、また希望でございます。ただし、こんご四日市の水道の拡張、または水源の獲得ということにはやはり時代も変わってきますので、そのときには現状も変わってくることはやむをえないかもわかりませんが、今日のところではまだ理事者がいくらの金がかかるかも、どこに水源を求めるとも打ち出しておりませんので、そのような問題には決して触れておりませんし、私どもはながく安い水道をいただければけっこうだという趣旨で審査したわけでございます。

以上でございます。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 大へん親切な答弁をもらいまして、感謝いたします。

そこで水道局長にお尋ねをしておきたいわけですが、この審査結果意見書によりますと適正料金ということばを使

っておりますが、この適正料金という解釈はどういうことを意味するのか、このことについて一言御説明をもらいたいと思います。あるいは水道局長に対する質問ではないかも知りませんが、当該の責任者でございますので、どういふふうに解釈しているのか、この見解を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○議長(田村末松君) 橋詰議員。これは議題外のように思ひますが、答弁どうしてもいま必要ですか。

○橋詰興隆君 議題に合いませんか。そういわれればしようないですがね。

○議長(田村末松君) またあとで後日、ゆっくり……。

○橋詰興隆君 はい。それなればもう一つ。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 議長の見解で答弁がえられませんが、重ねて建設委員長並びに建設常任委員の方々にお願いしていただきたいと思ひます。

すでに名古屋市その他等で水道料金の値上げについては、大きな問題になっております。先ほどの建設委員長の御見解によりますと、大へん私は同感する面も多々あるわけですが、この点についてはいづれ当市においてもこの問題が日程にのぼってくることは、この意見書の節々からでも判然とするわけです。従いまして、こんごの推移につきましても、十分な御見解あるいは御研究をせひお願いいたしたい。そのことによつて市民がいわゆるさきやかなものであつても、全体の物価値上げにはね返ってくる大きな本質をもっているわけでございますので、十分な御検討ということをお願ひ申し上げまして、極めて失礼をいたしましたと思ひますけれども、よろしくお願ひいたしたい、このことを委員長並びに各委員にお願ひいたしておきたいと思ひます。

○議長(田村末松君) 他に御質疑、御意見はありませんか。(「ありません」と呼ぶものあり)

御質疑、御意見もありませんので、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。それでは、議案才九十八号ないし議案才百二十二号の二十五議案を一括採決いたします。

これら二十五件は、各委員長の報告どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって議案才九十八号ないし議案才百二十二号は、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

午前十一時五分休憩

午前十一時二十一分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、日程才二十六、議案才百二十三号予算外義務負担契約について、ないし日程才三十六、議案才百三十三号購入契約の締結についての十一議案を一括議題といたします。

本件に対する各委員長の報告を求めます。

まず、建設委員長にお願いいたします。

〔建設委員長（山中忠一君）登壇〕

○建設委員長（山中忠一君） 当委員会に付託されました議案の審査結果について御報告いたします。

まず、議案才百二十五号は、昭和三十六年度より継続事業として施行してまいりました雨池排水路改良工事の本年度事業費のうち国庫補助金、起債額を除いた財源につきまして、理事者においてその負担について話し合いを進めているところの三菱油化株式会社より負担額の範囲内の一部として一時立替を受け早急に本工事の施工をしたいという契約案であり議案才百二十六号は塩浜、大治田線舗装新設工事の請負契約をまた議案才百二十七号は浜一色一の縄線街路舗装工事の請負契約をそれぞれ指名競争入札により締結しようとするものであります。

議案才百二十八号は磯津漁港局部改良事業工事の請負契約を一部工事の設計変更により更正増額して契約しようとするものであります。

次に、議案才百三十号は、国有財産である山の手水源系上水道事業施設を無償で譲り受け、本市上水道事業施設として取得しようとするものであり。

また、議案才百三十一号は、高角町地内記念橋、橋梁復旧工事を指名競争入札により請負契約の締結をしようとするものであります。

議案才百三十二号は、昭和三十八年度に施工する公共下水道事業下水管渠、布設工事に使用する材料の購入について指名競争入札により購入契約の締結をしようとするものであります。

以上七議案につきまして慎重に審査を行いました結果、いずれも原案を承認いたしました。

どうかよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（田村末松君） 次に、産業経済委員長。

〔産業経済委員長（鈴木愛次君）登壇〕

○産業経済委員長（鈴木愛次君） 産業経済委員会に付託になりました関係議案につきまして、御報告申し上げます。当委員会におきましては、慎重に審査いたしました結果、いずれもやむをえないものと認め、原案どおり承認いたしました。

以下その経過について申し上げます。

まず、議案才百二十三号予算外義務負担契約については、四月から六月までの長雨による、農作物表、なたね等の被害による被災農家に対し、法に基づき融資されます経営資金の損失補償等の契約を締結しようとするのであり、議案才百二十四号、農業土木災害復旧事業費立替金に関する契約については、議案才百二十三号同様長雨による農業土木災害復旧事業を本年度内施工するものとしての事業費施越分についての受益者立替金契約を締結しようとするものでありまして、別段異議なく両議案とも、原案のとおり承認いたしました。

はなはだ簡単ではございますが、産業経済委員会の審査結果報告といたします。

よろしく御審議の上、御賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 次に、総務委員長。

〔総務委員長（高橋伊祐君）登壇〕

○総務委員長（高橋伊祐君） 御報告申し上げます。

議案才百二十九号は住民記録収容器の購入契約案でありまして、一台ないし五台を各出張所で使用しようとするものであります。

また議案才百三十三号は、二千リットル水槽付消防ポンプ自動車の購入契約案でありまして、いずれも異議なく原案のとおり承認いたしました。

以上簡単であります。本委員会の審査報告を終わります。

○議長（田村末松君） 以上で、各委員長の報告は終了いたしました。

各委員長の報告に対しまして、御質疑、御意見がありましたら御発言願います。

大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 建設委員長にお伺いいたします。

議案の各号にいろいろ請負契約のことについてありますが、当然、契約し工事に着工する場合の監督のことについて、いろいろ意見が出たのではないかと、このように思われます。私達は大事な金を預かり、また契約した場合の監督といえますか、その点についてきびしくやらないと失敗して、あるいは事業の途中にはうるといふ現状も出ておるわけでありませう。

そういう点についてどのような御審議があったか、お伺いいたします。

〔建設委員長（山中忠一君）登壇〕

○建設委員長（山中忠一君） ただいま大島議員からの質問に対しまして、建設委員会の審議いたしました内容と申しますか、お答えいたしたいと思います。

ただいま大島議員が申されました意見は、市民といたしましてもっともな御意見であろうと思えます。当委員会といたしましても、いつも理事者に対しましては監督とまた工事の施工面なんかの問題については、特に留意して、注意してほしいということをお願いして審議しておるわけではございますが、これは、今回の委員長報告の中には出ておりません。当然、理事者といましては申すまでもなく施工には万全の注意と監督を要しますのが本来でござ

いますので、改めて報告には申し上げておりませんが、意見としてはいつもかも理事者には要望もいたし、また監督権の強化をお願いしておるわけでございます。

○議長(田村末松君) 他に御質疑、御意見ありませんか。(「なし」と呼ぶものあり)

それでは、議案の採決を行ないます。

議案才百二十三号ないし議案才百三十三号の十一議案を一括採決いたします。

これら十一議案は、各委員長の報告どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よって議案才百二十三号ないし議案才百三十三号は、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

午前十一時三十六分休憩

午後一時四十五分再開

○議長(田村末松君) 休憩前に引き続き続きまして、会議を開きます。

日程才三十七、議案才百三十四号収入役の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長(平田佐矩君) 登壇〕

○市長(平田佐矩君) ただいま御上程の各議案について御説明申し上げます。

議案才百三十四号は、本市収入役川崎祐男氏が、きたる九月二十七日をもって任期満了と相成りますので、再び同氏を選任したいと存じ、ここに御同意をお願いするものであります。

○議長(田村末松君) おはかりいたします。本案につきましては、質疑を省略し直ちに採決いたしたいと思いがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。それでは議案才百三十四号を採決いたします。

おはかりいたします。本案は、市長の推選者に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よって本案は、これに同意することに決定いたしました。

○議長(田村末松君) 次に、日程才三十八、議案才百三十五号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

〔市長(平田佐矩君) 登壇〕

○市長(平田佐矩君) 議案才百三十五号は、本市公平委員会委員田中為夫氏が、きたる九月二十二日をもって任期満了と相成りますので、再び同氏を選任したいと存じ、ここに御同意をお願いするものであります。

○議長(田村末松君) おはかりいたします。本案につきましては、質疑を省略し直ちに採決いたしたいと思いが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。議案才百三十五号を採決いたします。

おはかりいたします。本案は、市長の推選者に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって本案は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（田村末松君） 次に、日程才三十九、議案才百三十六号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 次に、議案才百三十六号は、本市教育委員会委員森幸雄氏が、きたる九月三十日をもって任期満了と相成りますので、再び同氏を選任したいと存じ、ここに御同意をお願いいたします。

なにとぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） おはかりいたします。本案につきましては、質疑を省略し直ちに採決したいと思います。が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。議案才百三十六号を採決いたします。

おはかりいたします。本案は、市長の推選者に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって本案は、これに同意することに決定いたしました。

なお、この際収入役からあいさつがありますから、お聞きとり願います。

〔収入役（川崎祐男君）議場中央に進む〕

○収入役（川崎祐男君） 私、昭和三十四年の九月二十八日、皆さまの御推選によりまして伊勢湾台風の直後収入役になり、近くその任期四ヶ年を終了するわけでございます。

その間、大過なく過ぎさせていただきましたことは、全く皆さまの御指導のたまものであると、この席をかりまして厚くお礼申し上げます。

この度、重ねて御推挙を賜りましたことにつきましては、身に余る光栄でございまして、私の生涯を通じて最大なる感激と思っております。この点、重ねて厚く御礼を申し上げます。

この際、決意を新たにして、健康の許すかぎり最善を尽して御奉公を申し上げたいと思っております。どうかこんごとも旧に倍して御指導、御教示を賜りますように切にお願い申し上げます。

簡単でございますが、これをもってごあいさつにかえます。（拍手）

○議長（田村末松君） 次に、日程才四十、委員会報告才八号及び日程才四十一、委員会報告才九号の二件を一括議題といたします。

御質疑、御意見がありましたら、御発言願います。（「異議なし」と呼ぶものあり）

別段、御質疑、御意見ありませんので、本件を委員長長の報告どおり決定いたしましたして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって委員会報告才八号及び才九号は、委員長長の報告どおり決定い

たしました。

○議長(田村末松君) なお、総務、教育民生、建設の各委員長から目下委員会において審査中の事件について、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について左記により昭和三十九年三月定例会まで、閉会中もお継続審査を要するものと決定したから、会議規則才六十八条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情才一六号 産業教育施設、設備校舎等拡充費に対する補助金御寄附方について (四日市農芸高等学校)

陳情才一九号 菟野高等学校々舎建設にともなう負担金について

陳情才二二号 校舎増改築に伴う地元負担金について (四日市工業高等学校)

請願才九号 四日市南高等学校体育館等建設費地元負担金援助方懇請について

請願才一〇号 鈴鹿高等学校教育助成金について

二、理 由 調査研究のため

昭和三十八年九月十二日

総務委員長 高橋 伊 祐

四日市市議会議長 田村末松 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について左記により閉会中もお継続審査を要するものと決定したから、会議規則才六十八条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情才二三号 青少年の野外活動施設設置にともなう助成について

陳情才二六号 四日市医師会員の公衆衛生活動に対する助成について

陳情才二八号 公害の人体に対する研究に対する助成について

請願才一一号 四日市内から一萬円以下の労働者をなくする事について

二、理 由 調査研究のため

昭和三十八年九月十二日

教育民生委員長 矢 田 繁 郎

四日市市議会議長 田村末松 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について左記により閉会中もお継続審査を要するものと決定したから、会議規則才六十

八条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情才二四号 名阪高速道路の早期実現と通過地域について

陳情才二五号 市立四日市病院東側の簡易舗装について

二、理 由 調査研究のため

昭和三十八年九月十二日

建設委員長 山中忠一

四日市市議会議長 田村末松 殿

○議長(田村末松君) おはかりいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(田村末松君) 次に、監査委員より例月出納検査の結果報告について、報告才三十二号ないし才三十四号の三件がまいてっております。お手元に配布しておりますので、これによって御了承をお願いいたします。

以上をもちまして、本定例会の議事については全部終了いたしました。これをもちまして会談を閉じ、九月十四日を閉会いたします。連日にわたりまして、まことに御苦労さんでございました。

午後一時五十五分閉会

右、地方自治法才百二十三条才二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	田村末松
署 名 議 員	安垣 勇
署 名 議 員	坪井 妙子

